

舊時ハ百五十九以下ノ訴訟ニ代理人ヲ用ヒタルハ直者ト雖トモ其代理人ニ係ル費用
ノ償ヲ受ルコトヲ許サ、ル規則アリタレトモ今日ニ至テハ全ク其制限ヲ解キ訴訟金高
ニ拘ハラス償却ヲ受ルモノトス

但シ代理人ニ係ル旅費ハ裁判所ニ於テ之レヲ定ムルコトアリ例ヘハ遠隔ノ地ヨリ代
言人ヲ出シタルハ之ヲ必要トシタリヤ否ヲ判定スルカ如シ然レモ此事ハ實際甚稀ナリ
代
言人ヲ用フルコトハ必スシモ一人ニ限ラス或ハ之ヲ變換シ或ハ一時ニ數人ヲ用フルコト
得

但シ其費用ノ償却ヲ受ルハ一人分ノミニ限ル

代
言人自ラ訴訟人トナリ直者タルハ自ラ其訴訟ヲ爲シタル場合ト雖モ別ニ代理人ヲ用
ヒタル丈ノ費用ニ當ル償却ヲ受ルコトヲ得

執行吏訴訟人ノ爲メニ書類ヲ送達スルニ當リ自ラ之ヲ送ルト郵便ヲ以テスルトニ料錢ノ
高下アルハ其低下ナル償却ヲ受ルモノトス

總テ訴訟入費ノ償却高ヲ判定スルコトハ始審裁判所ニ限ル控訴上告ヲ爲シタル場合ト雖モ其
高ヲ定ムルハ始審裁判所ニ於テ判定スルモノナリ

此入費ノ高ヲ定ムルハ訴訟人ヲ喚出サスシテ唯其書面ニ依リ裁判スルヲ常トス但シ喚問

ヲ要スル事情アルハ格別ナリトス

訴訟人双方ヲ喚問シタル場合ニ於テハ其判決ヲ宣告ス喚問セサルトキハ裁判書ノ寫ヲ双
方ニ送達ス

通例裁判ノ宣告ハ其關係人ノ請求アルニ非サレハ其寫ヲ與ヘスト雖トモ訴訟費用ノ償
却ニ係ル裁判ヲ爲シタルハ請求ノ有無ニ拘ハラス其寫ヲ双方ニ送達スルモノトス

但シ裁判書ノ寫ニ正副アリ其紙色ヲ異ニス正本ヲ直者ニ與ヘ副本ヲ曲者ニ付ス

原被双方ニ曲直アリテ訴訟入費ハ各自ノ擔當タルヘキ旨裁判ヲ受ケタルトキハ先キニ裁
判所ニ償却高ノ判定ヲ請求スル者ヨリ一方ノ者ニ(八日內ニ)答辯ヲ爲スヘキ旨ヲ申送ル
モノトス

而シテ裁判所ハ双方ノ申立ヲ纏メ之ヲ合計シテ割賦付課ス此場合ニ於テ若シ一方ヨリ申
立ヲ爲サ、ルトキハ一方ハ別段ノ費用ナキモノト看做シ一方ノ申立ノミニ依テ裁判スル
ナリ

此裁判ニ對シテハ總テ故障ヲ申立ルコトヲ得(二週間ヲ)

但シ其裁判ノ執行ヲ停止ス

本案ノ裁判ニ對シ控訴アリタル場合ト雖トモ訴訟入費ハ總テ其裁判所毎ニ償却スヘキモ

ノナルカ故ニ其償却高ニ付判定ヲ請求スルナリ
刑事ノ告訴即チ「プリパートクヲトケ」ニ係ルモノハ訴訟費用ノ償却法總テ民事ト同シ但
シ故障ノ申立ヲ爲ス期限ニ週間ヲ限ラス此レ蓋シ法律上ノ欠典ナリ

裁判費用ノ計算及收入(アウストラージン共)

裁判費用ヲ計算スルハ書記ノ任ニシテ獨立權ヲ以テ之ヲ措辦スルモノナリ
他ノ裁判所ヨリ依頼ヲ受ケ証人等ヲ審問シタルトキノ費用ハ其依頼ヲ受ケタル裁判所ヨ
リ之レヲ支給スルト雖トモ其費用ヲ曲者ヨリ徴收スルノ手續ハ依頼ヲ爲シタル裁判所ノ
擔任トス而シテ裁判所相互ノ間ニハ其金額ヲ授受セス同ク政府ノ會計ニ係ルモノナルヲ
以テナリ

無訴訟事件即チ後見人等ノ取扱ニ付裁判所ニ前後アルトキ(移住シタル等ノ場合)ハ後ニ其事ヲ引
受ケタル裁判所ニ於テ其費用ヲ計算ス

刑事ノ費用(在監中ノ衣服)ハ區裁判所ノ管轄ニ係ルモノ、ミ裁判所ノ書記ニ於テ取扱ヒ
其他ハ總テ検事局ノ書記之ヲ擔當ス
大監獄ニ於テハ其獄吏費用計算等ノコトニ任ス

刑事ノ費用徴収ノ法アリト雖トモ實際資力ナキモノ多キカ故ニ大抵「スタート」ノ費用
ニ歸スルモノナリ

豫納ニ係ル金額ノ計算ハ始審終審ニ論ナク總テ始審裁判所ニ於テ擔當ス
裁判費用ノ計算ハ各其裁判ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之レヲ掌ルモノナレトモ豫納ノ高
ハ一定シタルモノナルヲ以テ總テ始審裁判所ニ於テ擔任スルモノナリ
書記局ニ於テ裁判費用ヲ計算セサル場合四アリ左ノ如シ

一 裁判費用ヲ納ムル義務ヲ免レタル者
訴訟人ニ其義務ヲ免除スヘキ事情アル場合ヲ云フ例ヘハ假ノ裁判ニ係ル抗告ノ申
立アリシコトヲ知ラスシテ其執行ヲ請求シタルモノニ付テハ其請求ニ係ル費用ヲ
納ムル義務ヲ免除スルカ如キ是ナリ

二 法律上裁判費用ヲ納ムル義務ナキ者
豫納ノ部ニ於テ詳論シタリ參看スヘシ
但シ裁判費用ヲ納ムル義務ナキ者ト雖モ訴訟費用即チ權利者ニ拂フヘキ相當ノ義
務ヲ行フハ格別ナリトス

三 貧窮人ノ証書ニ依リ無費訴訟權ヲ得タル者

民事ハ原告被告人共ニ其權ヲ得刑事ハ「プリバートクラーゲ」ノミナリ
但シ一時其義務ヲ免ル、モノナルカ故ニ資産アルニ至レハ其費用ヲ納ムヘキ義務
アルモノナリ

貧窮人ニシテ自身又ハ妻子ノ生活ニ要用ナル資料ヲ除キ裁判費用ヲ納ムヘキ資力ナ
キ者ハ邑長ヨリ其証書ヲ與フ

此証書ヲ有スルモノハ無費訴訟ヲ爲スノ權アリ

但シ裁判所ニ於テ貧人ノ不理ナル訴訟ナルコトヲ確認シタルハ其訴訟ヲ受理セズ
外國人ハ貧窮人ト雖モ其國ト互相ノ條約アルニ非ラサレハ無費權ヲ與ヘス

貧窮人裁判執行ニ付テノ請求ハ必ス始審裁判所ニ於テスルモノトス

貧人ノ無費訴訟ヲ許スヤ否ハ裁判所ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム

此判決ニ對シテハ貧人ヨリ抗告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

貧人始審ニ於テ無費訴訟權ヲ得タルハ控訴ノ場合ニハ別段其証ヲ呈出スルニ及ハス

控訴被告人タルハ如何ナル場合ト雖モ無費權ヲ得ルコト勿論ナリ

無費訴訟權ヲ得タルモノハ「ゲビューレン」並ニ「アウスラーゲン」共ニ一時之ヲ納ム
ルノ義務ヲ免ル、モノナリ但シ其對手方ニ對シ償却スヘキ義務アルモノハ免除ノ限

ニアラス

一旦無費ノ訴訟權ヲ得タルモノ其身代ニ餘資アルニ至リタルハ其費用ヲ納完ス

ヘキ義務ヲ生スルニ依リ官府ヨリ之ヲ徴収スヘキ筈ナレモ實際爲シ得サルナリ

無費權ヲ得タル者ハ一切ノ保証金ヲ出スコトヲ免カル、モノナリ

無費權ヲ得タル者ノ爲メニハ執行吏代理人等皆無費ヲ以テ其訴訟事件ニ係ルコトヲ取
扱フヘキ旨ヲ裁判所ヨリ命スルモノトス

執行吏ニ命スルハ其順番ニ依ルモノナリ勿論其住所ノ區分ニ依リテ之ヲ命スルコ
トモアリ

代理人モ亦更番ニ依ルト雖モ新ニ代理人トナリタル者其名ヲ廣メンカ爲メニ無費

ノ代辯ヲ望ムモノアレハ之レニ命ス

一方ノ者無費權ヲ得タリモ其對手人ヲ害ス可ラス故ニ對手人ニ償却スヘキ費用アレ
ハ之ヲ拂ハサル可ラス又之ヲ利ス可ラス故ニ一方ノ者豫納等一切ノ義務ヲ免レタリ

モ其對手人ハ裁判所ニ對シ法律上ノ義務ヲ盡サ、ル可カラス

無費權ヲ得ルハ其訴訟事件ニ限ル之ヲ他ノ事件ニ及ホスコトヲ得ス故ニ他ノ事件ニ於
テ無費權ヲ得ント欲スルモノハ更ニ其手續ヲ爲サ、ル可ラス今日貧ナル者明日富ヲ

致スモ計リ難キモノナルカ故ナリ
無費權ヲ與ヘタル原由消滅シタルハ裁判所ハ何時ニテモ其權ヲ剝奪スルヲ得此

裁判ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得

四

裁判費用其他ノ負債ヲ拂フヘキ資力ナキト一般ニ承知セラレタル者
身代分散ヲ爲シタル者○裁判執行ヲ爲シタルハ其執行ヲ爲スヘキ資力ナキト明

白ナル者○負債ノ償却ニ充ツヘキ資産ナキト認廷ニ於テ宣誓シタルトアルモノ
等ヲ云フ

刑事ニ於テ貧人ノ犯罪者ヲ處分スルハ其費用ヲ收ルヲ得ヘキ資力アル者ナリヤ

否ヲ邑長ニ照會シタル後ニ之ヲ定ム

總テ裁判費用ヲ計算スルハ書記ノ任ナリ故ニ其計算正シカラサルトアルハ其出費者又
ハ檢事ヨリ裁判所ニ訴フルト得之ヲ「エルインヤルング」ト云フ

此場合ニ於テハ一般ノ訴訟ト異ナルカ故ニ双方ノ訴答手續ニ依ラス直チニ之ヲ裁判シ
並ニ裁判費用ヲ收メス

此訴ハ始審裁判所控訴裁判所ニ論ナク其申立ヲ受ケタル裁判所ニ於テ裁判ス
其裁判ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得

區裁判所ノ書記ニ係ルモノハ地方裁判所ノ檢事ヨリ地方裁判所ノ書記ニ係ルモノハ上等

地方裁判所ノ檢事ヨリ訴ヲ爲スモノトス

總テ他ノ場所ニ於テ人民互相ノ契約ヲ爲シタルハ其証書ニ証券印紙ヲ貼用スヘキモノナ
レレ裁判所ニ於テ証書ヲ作りタルハ印紙ヲ貼用スルニ及ハス唯其印紙稅ヲ納ムルノミ
元來証券印紙ハ收稅ノ點ヨリ起リタルモノニ付其稅ヲ拂ヘハ印紙ヲ貼用スルニ及ハサル
アリ若シ此規則ニ背キ納稅セサルモノハ脫稅高ノ四倍ヲ科ス

但シ印紙貼用ナキ証書ト雖モ裁判所ハ之ヲ受理シ其犯則ヲ罰スルノミ

此印紙規則ニ係ル裁判ノ抗告ニ付テノ最終ノ裁判ハ司法大臣之ヲ掌ル此レ一ノ例外ナリ
裁判費用等徵收ノトニ付テハ既ニ述ヘシ如ク裁判所ニ於テハ唯其金額ヲ計算シ其計算書ヲ
收稅官ニ廻送シ收稅官ニ於テ之ヲ徵スルモノナリ

收稅官ノ取扱ニ係ルモノハ豫納金○裁判費用○及ヒ罰金ナリ但シ罰金ニハ例外アリ

裁判費用徵收ノ手續ニ付テハ控訴又ハ上告ノ場合ニ生シタルモノニ論ナク總テ始審ヲ爲シ
タル裁判所ノ書記局ニ於テ之ヲ取扱フモノトス此レ實際ノ便宜ニ依リ紛雜ナキヲ要スルナ
リ

刑ノ執行ニ係ル入費ハ檢事局ノ書記之ヲ取扱ヒ大監獄ニ在テハ其獄吏直チニ其取扱ヲ爲

スカ故ニ裁判所ノ書記ハ之ニ關係セス
總テ徵稅ノ金額ヲ計算スルモノハ裁判所ノ書記檢事局ノ書記及ヒ監獄官吏ニ論ナク其費額
ヲ表記シ納稅義務者ノ姓名住所ヲ記載シ之ヲ收稅官ニ廻送ス其表ヲ「コステンレギステル」
ト云フ

此表ヲ送ルノ期限ハ裁判所ノ大小及ヒ事件ノ多寡ニ依テ異同アリ或ハ毎日送ルモノアリ
或ハ一週間ニ幾度ト限ルモノアリ

收稅官ハ裁判所ノ報告ニ依テ其徵收スヘキ金額ト納稅者ノ住所氏名ヲ知ルカ故ニ若シ之ヲ
納メサル者アルキハ徵收ニ着手スルナリ勿論裁判所ハ其「コステンレギステル」ヲ收稅官ニ
送ルト同時ニ納稅義務者ニ其稅額(即チ費用定限)ノ計算書ヲ送り一週間内ニ完納スヘキ旨
ヲ通知スルモノトス

然ルニ右ノ如ク專ヲ收稅官ノミニ徵收セシムルキハ納稅者ニ損害ノ生スル場合アラント
ヲ慮リ裁判所ノ書記局ニ於テ特ニ徵收ノ手續ヲ爲スヘキ例外ヲ設ケタリ其場合ハ左ノ如
シ
一 外國人ニ係ル訴訟ニ付收稅官ニ廻送シテ徵收ヲ爲サシムルキハ却テ手數ニ涉リ急速
ノ手續ヲ爲ス能ハサル恐レアルキ

二 刑事ノ「プリパートクラーゲ」ニ付証人喚問等ノ費用ヲ豫納セサレハ告訴ヲ受理セラ
レサルカ故ニ至急ヲ要スル場合ニ於テ其豫納金ヲ裁判所ニ提供シタルキ

三 民事ニ於テ負債償却ノ資力ナキ者ニ權利者ヨリ宣誓ヲ求メタル場合ニ於テ宣誓ヲ爲
サ、ルニ依リ直チニ之ヲ拘留スヘキ旨權利者ヨリ請求シ在監入費ノ豫納金ヲ提供シ
タルキ

四 人民ノ請求ニ依リ與フヘキ書類ノ寫料及ヒ其費用ヲ納メサレハ與ヘサル所ノ書類ニ
係ル手數料ヲ裁判所ニ提供シタルキ

此レ皆至急ヲ要スル場合ニ適用スルモノナリ

五 訴訟人ヨリ直チニ其費用金額ヲ裁判所ニ提供シタルキ並ニ訴訟人ヨリ直チニ裁判所
ニ宛テ其金額ヲ郵送シタルキ

此レ一タヒ裁判所ニ納メタル者ヲ受ケ取ラサルキハ納稅者ノ損害アルヲ慮ルニ因ル
ナリ

六 裁判所ノ執行吏訴訟人ノ爲メニ豫納金ヲ提供シタルキ
右等ノ場合ニ於テ裁判所ノ書記稅金ヲ收受シタルキハ之レヲ「アインナーメ、レギステル」
即チ裁判費用入額表ニ記載スルモノトス

「アインナーメ、レギステル」ニハ左ノ記載ヲ爲サ、ル可ラス

一 裁判費用ヲ納メタル義務者ノ氏名

二 費用ノ科目

三 之ヲ収ムヘキ事件及其理由

右ノ如ク記載シタル入額表ヲ「コステンレギステル」ト共ニ收税官ニ廻送スルモノトス

但シ裁判所ニ於テ收受シタル金額其書記カ政府ニ出シ置ク所ノ保証金（書記就職ノ始メ

出スヲハ書記任官ノニ超過シタルハ直チニ之ヲ收税官ニ送ラサル可ラス

部ニアリ参看スヘシ）此場合ニ於テ「アインナーメ、レギステル」ニ金額ヲ添ヘ收税官ニ送ルルハ一般費用徴収

ノ計算書即チ「コステンレギステル」モ亦必ス一緒ニ送ラサル可ラス

若シ裁判所ニ於テ費用徴収ノ金額ヲ「コステンレギステル」ニ記載シタル後ハ假令訴訟人

ヨリ直チニ裁判所ニ其金額ヲ納メ來リタリトモ之ヲ收受セス直チニ收税官ニ送ルモノト

ス

但シ郵便ヲ以テ送り來リタル金額ハ之ヲ納税者ニ返却セス裁判所ヨリ收税官ニ廻送ス

總テ金員ヲ出納スルニハ必ス証書ニ依テ之ヲ取扱フモノナルカ故ニ裁判所ヨリ税官ニ送

付スルニモ必ス其表ヲ添ヘサル可ラサルナリ

地方裁判所ニ於テハ必ス代言人ヲ用ルモノナルカ故ニ訴訟ノ手續ハ代人能ク之ヲ辨スト

雖モ區裁判所ニ於テハ訴訟人其手續ヲ知ラサルカ故ニ若シ訴訟人ヨリ執行吏ヲ任シタル

ヲ申出テサレハ書記局ヨリ執行吏ニ命シテ其書類送達ヲ取扱ハシム然ラサレハ書類送達

上ニ付他日紛議ヲ免レサルヲ以テナリ

此場合ニ於テ若シ假ニ裁判及裁判執行ヲ爲シタルハ其時迄ニ生シタル書類ノ寫料及其

他ノ費用ヲ執行吏ヨリ立換ヘサル可ラス

但シ執行吏ニ於テ立替ヘタルモノハ直チニ義務者ヨリ償却ヲ受ルモノトス若シ其償却

ヲ受ル不能ハサルハ裁判所ハ其立替金ヲ執行吏ニ返付シ更ニ之ヲ「コステンレギステ

ル」ニ登記シ收税官ノ徴収ニ任ス

若シ執行吏其償却ヲ受ケタルハ之レヲ「アインナーメレギステル」ニ記入ス

右ノ如ク執行吏ヲシテ立替ヘテ爲サシムルモノハ別義アルニ非ラス唯實際ノ便宜ニ依リ

タルナリ

裁判所ノ書記局ニ收受シタル所ノ金額ヲ以テ左ノ費目ニ係ルモノヲ支出シ其餘額ヲ收税官

ニ送付スルモノトス

一 証人鑑定人ノ手當

二 參審陪審ノ旅費

三 犯罪人ノ護送費

是等ノ支給ヲ裁判所ヨリ直チニスルモノハ全ク實際ノ便宜ヲ謀リタルモノナリ然ラサレハ証人等其手當ヲ得ルカ爲メニ又他ノ官署ニ赴カサル可ラサルカ故ニ時間ヲ費スモノアルヲ以テナリ

總テ裁判所ニ於テハ現金ノ出納ヲ取扱ハサルヲ定規トスレモ是等現金ノ收入支出ヲ取扱フハ全ク例外ノ事ナリ

右ノ科目ニ依リ裁判所ニ於テ支出シタルモノヲ計算シテ「アインナー・メレギステル」ト共ニ収税官ニ送致ス

但シ金員ヲ支出シタル証金ヲ添ヘ其出納ヲ確實ニス

若シ其收受シタル金額支出ニ不足スルハ裁判所ノ豫備金ヲ使用ス其豫備金ヲ稱シテ

「アイゼル子フアルシユス」ト云フ

其豫備金ヲ使用シタルハ次回ニ収メ得タル金額ヲ以テ直チニ之ヲ填充ス若シ其金額之ヲ填充スルニ足ラサルハ収税官ニ照會シテ之ヲ補充セシム

「アイゼル子フアルシユス」トハ鐵ノ豫備金ト云フニシテ決シテ盡ルコトナキ意義ナリ

學國ノ民法ニ家畜ヲ貸借スルハ必ス其數ヲ揃ヘテ返スヘキモノヲ「アイゼル子フイ」ト云フ其原數欠クルコトナキヲ云フナリ總テ是等ノ事ニ「アイゼル子」ト云フハ同シ意

義ヲ以テ形容シタルモノト知ルヘシ

裁判所ノ豫備金ハ場所ニ依テ多寡ノ別アリ「リクスドルフ」ノ區裁判所ハ三百「マルク」ナリ

總テ金庫ハ毎月一回定期ノ検査ヲ爲シ年ニ一回臨時ニ検査スルヲ例トス故ニ裁判所ノ豫備金ニ付テモ此規則ヲ用ユ其検査ヲ爲スモノハ裁判所長ナリ

以上一般ノ徴収手續ヲ概説シタルニ依リ以下其區別ニ係ルモノヲ述フヘシ

一般ノ裁判費用ニ付テハ其當々ニ徴収スヘキ金額ヲ「コステンレギステル」ニ記載シ收税官ニ送ルモノナレモ罰金ハ之レニ異ナリ如何トナレハ罰金ヲ納ムルコト能ハサルモノハ施体實決ノ刑ニ換ユルモノナルカ故ニ罰金ヲ納完スル迄ハ裁判所ノ處分ヲ了セサルモノナルヲ以テナリ

故ニ罰金ヲ科スヘキ犯罪ニ付テノ裁判費用ハ之ヲ例外トシ其徴収手續ヲ異ニスル左ノ如シ

罰金ヲ科シタルモノニ付テハ其裁判費用ヲ計算シ執行吏ヲシテ其徴収ヲ爲サシム若シ之

ヲ納メサルハ其所有物品ヲ差押フルヲ得

裁判所ニ於テ執行吏ノ爲メニ計算表ヲ製ス之ヲ「バイトライブングス、リステ」ト云フ

其表ニハ犯罪人ノ住所氏名、徴収スヘキ金額、其所犯ノ事由、及ヒ徴収ノ命令ヲ記載

ス

執行吏ヲシテ之ヲ徴セシムルニハ先ツ書記局ヨリ其計算書ヲ其犯罪者ニ送り置クモノ

トス

書記局ヨリ計算書ヲ送付スルニ當リ罰金並裁判費用共ニ直チニ税金ニ納ムルモ苦シカ

ラサル旨ヲ書キ添へ送達スルナリ故ニ其犯罪者ハ裁判所ニ納ムルモ又ハ直チニ收税官

ニ納ムルモ其便宜ニ任ス

若シ收税官直チニ其納金ヲ受ケタルハ一週間毎ニ之ヲ裁判所ニ報告シ裁判所ヨリ「コ

ステンレギステル」ノ送付アルヲ待テ收受ノ手續ヲ爲スモノトス

裁判所ハ税金ヨリノ報告ニ依リ「コステンレギステル」ニ登記ス

書記其徴収ニ係ル手續ヲ終リタルハ其一件書類ヲ執行官吏即チ地方裁判所ニ於テハ檢

事區裁判所ニ於テハ刑事課ノ判事ニ呈出シテ其決ヲ取り書類ノ始末ヲ爲スモノトス

若シ右ノ順序ニ反シ犯罪者其當サニ納ムヘキモノヲ納メス又之レカ爲メニ差押フヘキ所

有ノ物品ナキハ執行吏其旨ヲ書記局ヨリ受取りタル表ニ記シ置クモノトス

若シ差押フヘキ物品アリテ之ヲ賣却シ其金額ヲ得タルトキハ執行吏先ツ之ヲ預リ置ク

若シ裁判所ニモ納メス收税官ニモ納メサル者執行吏ノ徴収ニ依テ之ヲ収メ得タルトモ亦

執行吏其金額ヲ預リ置ク書記ヨリ執行吏ニ渡シタル計算表ニハ數事件ヲ一帳ニ記入スル

モノナルカ故ニ執行吏其罰金並費用ヲ徴スルニ當リ収メ得タルモノト否トヲ區別シテ記

載スルモノナリ

執行吏其表ニ記載アル分ヲ徴シ了リタルトキ若シ其中物品ヲ差押ヘテ賣却シタルトアレハ

其始末書ヲ添へ書記局ニ出サ、ル可ラス

書記之ヲ檢シ異事ナケレハ之ヲ「コステンレギステル」ニ記載シ登記済ノ証書ヲ執行吏ニ

與フ執行吏其証書ヲ以テ其預リ金ヲ直チニ收税官ニ収ムルモノトス

書記ハ右ノ手續ヲ爲シ其徴収了リタルヤ否並其事由ヲ一件帳ニ記載シ檢事若クハ判事

ニ出ス到底罰金ヲ徴シ得サルニ至テ始メテ實決ノ刑ニ換ルモノナリ

前ニ述ヘタル如ク執行吏其裁判ヲ執行スルニ當リ若シ罰金ノミヲ徴シ得テ其裁判費用

ヲ徴シ得サルハ之レガ爲メニ其犯罪者ノ所有物品ヲ賣却シテ費用ヲ徴収スルヲ得

若シ其費用ヲ納ムル能ハサル者ヨリ其納税延期ノ願ヲ爲スモノアリハ裁判所ハ唯其罰金

ニ付テノ判決ヲ爲スモノナルカ故ニ其費用ニ係ル延期願ヲ可否スルコトヲ得ス
因テ此場合ニ於テ裁判所之ヲ理アリト思量スルハ假リニ之ヲ許可シ「コストンレギス
テル」ニ記載シ其理由ヲ付シテ稅官ニ送り其判決ニ任ス若シ之ヲ無理ノ願ト思量スルハ
ハ裁判所ニ於テハ其取扱ヲ爲サス納稅者ヨリ直チニ收稅官ニ出願スルト否トハ其自由ニ
任ス

但シ此ニ述ル所ノモノハ皆罰金ノ裁判ニ係ル費用ノミナルカ故ニ罰金ノ執行ヲ延期シ
タルハ其費用モ隨テ延期スルコト勿論ナリ

右ニ述ヘタルモノハ區裁判所ノ刑事裁判執行ニ係ルコトニシテ區裁判所ニ於テハ判事其刑
ノ執行ヲ掌ルモノナルカ故ナリ勿論執行延期願ノ事ハ區裁判所ニ於テモ檢事之ヲ掌ルニ
因リ其延期ノコトニハ檢事ノ職掌ナリ

但シ瘋癲其他ノ病症等ニテ直チニ裁判ヲ執行スルコトヲ得サルカ如キ場合ニ於テノミ判
事其延期ニ係ルコトヲ判決ス

區裁判所ヲ除クノ外ハ總テ裁判執行ハ檢事ノ職掌ナルヲ以テ一切判事ニ關係ナシ
ニ裁判所中ニ書記局數局アル場所ニ於テハ是等ノ「レギステル」取扱ヲ各局銘々ニスルハ
却テ混雜ナルヲ以テ一裁判所中ノ事ハ一局ニ纏メテ取扱フヲ便宜トシ今日ニ至テハ一局

ニテ皆其事務ヲ擔當スルナリ

但シ裁判費用一切ニ係ル計算ハ各其事件ヲ取扱ヒタル主務局ニ於テ精査スヘキモノナ
ルカ故ニ一局ニ纏メテ取扱フモノハ豫納金並現金徵收其他收稅官トノ關係アル「レギ
ステル」記載等一切ノ事ナリトス

勿論是等ノコトハ實際ノ便宜ニ從フモノナルヲ以テ事務多端ナル場所ニ於テハ「コスト
ンレギステル」ト「アインナーメレギステル」トノ取扱ヲ兩局ニ分離スルモノアリ現ニ
伯林ノ區裁判所ノ書記局ハ如此數局ニ於テ分掌セリ

總テ裁判所ノ書記局ニ於テ裁判費用ノ納金ヲ收受シテ「アインナーメレギステル」ニ記載
シタルキハ一件毎ニ其手数料「フェニヒ」ヲ收稅官ヨリ書記ニ給ス執行吏モ其費用ヲ立
換ヘタルキハ一件ニ付「フェニヒ」ノ給與ヲ受ク此別段ノ給與アルモノハ一ハ收稅官ノ
手數ヲ省キタル報酬ニシテ一ハ當局官吏カ徵收ニ盡カシテ政府ノ收入ヲ減セサラシムル
ヲ主トスルナリ

但シ罰金ヲ徵收スルハ執行吏ノ特權ナルヲ以テ假令書記局ニ納メ來リタルモノアリモ
書記ハ之ヲ收受セサルヲ定規トス

以上裁判所書記ノ取扱ニ係ル徵收手續ヲ説キ了リタルニ依リ是レヨリ其檢査ニ係ルコトヲ叙

述スヘシ

區裁判所及ヒ地方裁判所ノ検査ハ地方裁判所検査局ノ検査員之レニ任シ上等地方裁判所ニ於テハ上等地方裁判所検査局ノ検査員其職ヲ務ム

但シ一年ニ一回ハ必ス検査ヲ遂ケサル可ラス

一 遺囑証書ニ係ル事

二 地券帳ニ係ル事

三 審理中ノ訴訟ニ關スル事

右等ニ關係ノ帳簿ハ検査員必ス裁判所ニ出張シテ検査セサル可ラス其他ノ帳簿ハ検査ノ都合ニ依リ検査局ニ差出サシムルコトヲ得

検査ハ金額ノ収入支出ニ係ル事並ニ帳簿記載ノ正否ヲ検査スルノ趣意ナルカ故ニ帳簿ノ記載正シカラサルモノハ之ヲ改正セシメ徵收ノ不足ナルモノハ更ニ之ヲ徵セシメ過剩ナルモノハ收税官ニ牒シテ納税官ニ返却セシムル等ノ手續ヲ爲スモノトス

總テ計算ニ係ルコトハ專ラ書記ノ擔任スルモノナレトモ司法行政ニ係ルコトハ總テ裁判所長ノ監督ニ屬スルモノナルヲ以テ所長ハ常ニ書記ノ職務ヲ視察シテ指揮スルコトヲ得故ニ書記ハ其指揮ニ從ヒ改調スルノ義務アルモノトス

他ノ判事其主務ノ事件ニ付書記ノ計算等ニ正カラサルモノアルコトヲ發見シタルキハ之ヲ所長ニ報告スルモノトス

裁判所ニ於テ罰金並ニ裁判費用等ノ収入支出ヲ取扱フ手續ヲ概説シタルニ依リ是レヨリ收税官ノ取扱ニ係ルモノヲ説カン

收税官ニ於テ裁判所ヨリ「アインナーメ、レギステル」ヲ受取リタルキハ唯其計算ノ當否ヲ調査シテ收受スルノミ他ノ手數ナシ

「コステンレギステル」ヲ受取リタルキハ徵收ノ手續ヲ爲サ、ル可ラス其概要左ノ如シ

納税義務者若シ一週間内ニ納金セサルキハ税金ニ附屬シタル別段ノ執行吏ヲシテ之ヲ徵收セシム猶裁判所ノ執行吏民事上ノ裁判執行ヲ爲スカ如シ

若シ其費用ヲ徵スヘキ金員物品ナキ場合ニ於テ地所ノミヲ所有スルキハ之ヲ裁判所ニ照會シ地所臺帳ニ就テ「イポテーク」ノ手續ヲ爲スコトヲ得此レ收税官カ「スタート」ノ代人トシテ納税義務者ニ對シ債主ノ權ヲ行フモノナルカ故ニ其義務者ノ承諾有無ニ拘ハラズ裁判所ニ於テ記入ヲ爲スモノトス

然レモ收税官ハ其土地所有者若クハ相續人ニ對シ費用徵收ノ爲メニ其土地ヲ糶賣スルコトヲ得ス

但シ收税官ニ於テ「イポテーク」ノ權ヲ得タル後ニ他人其土地ヲ買得シタル者アルキハ其者ニ對シ地所ヲ糶賣スル迄ニ徵收ヲ執行スルコトヲ得此レ土地固有者ノ容易ニ其土地ニ離レザルヲ要スルナリ

到底裁判費用ヲ徵スル能ハサル模様アルキ（即チ之ヲ徵スヘキ物ナク又之ヲ徵シ得ルノ時ナシト看認メタル場合）ハ其事情ニ依リ或ハ之ヲ延期シ又ハ一時之ヲ棄捐スルノ處分ヲ爲スモノトス

總テ徵收方法ハ收税官ノ見込ニ任ズ即チ之ヲ徵シ得ルモノト雖モ直チニ之ヲ徵スレハ納税者ニ非常ノ損害アルヘシト思量スルキハ延期處分ヲ爲ス等ノ類ナリ

納税者ハ口述又ハ書面ヲ以テ收税官ニ延期等ノ請求ヲ爲スコトヲ得又場合ニ因リ貧民無費裁判ヲ乞フキノ如ク邑長ノ証書ヲ以テ其無資力ヲ証スルコトヲ得

收税官ハ納税者ヲシテ無資力ノ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得但シ宣誓ヲ要スルキハ裁判所ニ請求セサル可ラス

是等ノ事ハ收税官ノ上官吏アル處ニ於テ之ヲ決ス

若シ納税者ノ請求ヲ收税官ニ於テ拒ミタルキハ其税官ヲ支配スル上等ナル收税官ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

收税官ヨリ宣誓ヲ要スルハ必スシモ納税者無資力ノキニ限ラス納税者所有物品ヲ藏匿シタル等ノ疑アルキハ之ヲ要求スルコトヲ得

收税官ニ於テ徵收シ得タル所ノ金額ハ之ヲ纏メ其定則ニ從ヒ國庫ニ收入スルノ手續ヲ爲スモノトス

收税官ハ裁判費用ノ徵收ヲ取扱フ上ニ付テモ司法部ニ關係セス總テ其所屬長官ノ監督ヲ受ルモノトス

但シ收税官ニ於テ取扱ヒタル裁判費用徵收ノ事ニ付訴訟起リタルキハ被告トシテ答辯セサル可ラス

裁判費用外ノ收入支出及決算

「スタート」ノ出納ニ係ルコトハ前ニ説キタル如ク縣及郡ニ其出納ヲ取扱フ處アリ之レヲ「カスセ」ト云フ區裁判所ニ係ル出納ノコトヲ管スル者ハ「クライスカスセ」即チ郡ノ出納局ニ於テス此レ一般ノ通規ナリ裁判所ニ於テ定マリタル收入アル者（裁判費用ヲ除外）ハ上等地方裁判所檢察長ヨリ之ヲ縣郡ノ「カスセ」ニ報告シ「カスセ」ハ其報告ニ依テ之ヲ收入スルモノトス

但シ一定ノ者ニ非ラスシテ臨時ニ收入アル者ハ其事ノ生シタル所ノ官廳ヨリ之ヲ「カスセ」ニ報告ス

裁判所ニ貸家ヲ有シ其裁判所附屬ノ官吏ニ貸シ渡シ相當ノ宿料ヲ收ムルコトアリ又裁判所外ノ者ニ裁廳不用ノ建物中或ル部分ヲ貸シ付ルコトアリ其貸家ヨリ收入アルモノ等ハ一定ノ收入ニシテ檢察長ノ報告ニ屬スル者ナリ

又裁判所ノ温室用ニ蓄フル所ノ薪炭ヲ裁判所ノ使部自分ノ用ニ供スルコトヲ許ス而シテ相當ノ價金ヲ出サシム是亦一定ノ收入ナリ

官用ノ薪炭ヲ自用ニ供セシムル者ハ不都合ナルカ如クナレ其實之ヲ使用セシメテ代價ヲ徴スル方實際弊情ナキ者ナルヲ以テ此ノ便法ヲ設ケタルナリ

臨時ノ收入ニ係ル者左ノ如シ

- 一 証人等ニ過渡金ヲ返入シタル者
- 二 一件書類ノ古紙ニ屬シタルヲ賣却シタル代金
- 三 裁判所ノ不用物賣却代金
- 四 監獄ノ下掃除ヨリ收入ナル者

若シ前述ノ收入ニ係ル可キ者ニシテ未納ノ者アル時ハ上等地方裁判所檢察長又ハ其收入ノ

事由アル所ノ官署ヨリ裁判所ノ執行吏ニ命ジテ之ヲ徴收セシム（執行吏ノ取扱ハ民事ノ手續ニ依ル）

裁判所ノ支出ニ係ルコトハ前ニ説キタル通り判事檢察事各支出ノ權ヲ有スル者ナリ（証人鑑定人ノ旅費等）地方裁判所長又ハ檢察長限リスルモノアリ上等地方裁判所長及檢察長ノ專ラニスルモノアリ各其定マリタル權内ヲ以テ「レギールングスハウプツカスセ」即チ縣ノ出納局ニ依頼シテ之ヲ支出セシム

判事檢察事ノ俸給ニ係ル如キハ司法大臣ヨリ之ヲ縣ノ出納局ニ報告ス縣出納局ハ之ヲ他ノ郡出納局ニ命ジテ支出セシム

司法大臣ヨリスル者ハ前ノ如クナレ其其他ノ裁判所ヨリスル者ハ各其支出スル所ヲ辨知スルカ故ニ縣ニ宛テタル報告（本來縣ヨリス可キ者ナレハナリ）ヲ郡ノ出納局ニ直送シテ支出ヲ要求スルヲ常トス

總テ裁判所又ハ裁判所官吏ノ收受ス可キ金員ハ證書ヲ以テ縣郡ノ出納局ヨリ支出ヲ受ル者トス故ニ自ラ之ヲ受ケ取ルニ非ラサレハ郵便等ヲ以テス若シ之レニ付費用ヲ生スルトキハ其受取ヲ爲ス者ヲシテ之ヲ辨セシム

但シ裁判所ニ受ケ取ル可キ者即チ裁判所ノ豫備金ノ補充ヲ爲ス時ノ如キハ「スタート」ノ

費用ヲ以テ之ヲ送付ス此ノ豫備金ハ書記局ニ於テ管理スルモノナルカ故ニ書記局ニ送付
ヲ受ク

又裁判所ノ書記局ニ限ラス一個人ニテモ(監獄付ノ醫師ノ如キ)最初ヨリ無費ニテ給料ノ

送付ヲ受ク可キ約定ヲ爲シタル者ノ如キハ無費ノ送達ヲ受ク

縣ノ「カスセ」ハ出納共ニ之ヲ爲ス(直税収入及ヒ諸般ノ支出ナリ)モ郡ノ「カスセ」ハ收納ノ

ミナリ(間税ノミヲ收ムル者トス然レモ便宜ニ依リ支出ヲ爲サシムルコトアリ)

此章ニ於テハ出納、費用及ヒ決算ヲ説ク可キ者ナルニ既ニ「カスセントコステン」ノ事ヲ説キ

了リタルニ付是レヨリ「レヒマングスウエーゼン」即チ決算ノ事ニ移ル可シ

決算ハ豫算ニ對シタル者ナルカ故ニ豫算ノ款項科目ニ應シタルモノヲ明白ニ計算スル者

ナリ

決算モ諸省ニ於テ之ヲ爲シタル上大藏省之ヲ整理ス而シテ之ヲ議院ニ出シテ其承認ヲ經サル
可ラス若シ其決算ニ於テ豫算外ノ金額ヲ支出シタル時ハ其理由ヲ審ニシテ議院ノ認可ヲ請

フヲ要ス而シテ議院之ヲ認可スレハ大藏大臣ノ義務茲ニ畢ル者トス

豫算決算ノ間ニ其正シキヲ保ツ爲メニ上等會計検査院ナルモノアリテ諸省ト併立シ獨立ノ

權ヲ以テ會計上ノ整理ヲ爲ス者トス故ニ其高等官吏ハ裁判官ト同ク終身官ナリ

検査ノ主意ハ第一會計法ノ科目ニ從ヒ決算シタルヤ否第二其計算正キヤ否第三至當ノ權ア

ル者ノ命令若クハ使用ニ出テタルヤ否ヲ検査スルニ在リ故ニ若シ計算正シカラサルカ若ク

ハ科目ニ差違アレハ之ヲ改正セシメ又權利ナキ者ノ指令ニ出テタルコトナレハ追認可ヲ請ハ

シメ若シ認可ヲ與フ可カラサルモノナル時ハ其官吏ヲシテ之ヲ償ハシム

會計検査院ハ其費用ノ要用ナルヤ否ヲ検査スルノ權アリ故ニ検査院ヨリ之ヲ要用ナラスト

シテ更正シタルモノハ之レニ從ハサル可カラズ會計検査院ノ高等官吏タル者ノ資格ハ左ノ

如シ

法律上ニ於テ資格ヲ定ムルニ非ラサレモ實際ハ司法高等官吏トナリ得ル者カ又ハ行政高等

官吏タル資格アル者ニ限ル

會計検査院ハ院長、幹事、検査官ノ高等官吏ト其他検査事件ノ補助ヲ爲ス中等官吏ヲ以テ成

リ立ツ者トス

院長 一名 一萬二千「マルク」

幹事 二名 一萬二千「マルク」

検査官 十三名 七千五百「マルク」ヨリ
九千九百「マルク」迄

李國右ノ如シ而シテ獨逸ノ會計検査院ハ「レヒマングスホーフ」ト云フ(李國ノ會計検査院ハ

千七百二十三年代(「カスセ」第一世)ヨリ設立セリ司法部ニ於テハ「カスセ」ヲ取扱ハサル
 カ故ニ決算表ヲ出ス「ナシ勿論豫算ヲ司法部ニ於テ調製スルカ故ニ之ニ對シタル決算ナカ
 ル可カラサル者ナレ」ト決算ハ總テ其現金ヲ支出シタル「カスセ」即チ出納局ニ於テ之ヲ計算
 スルヲ以テ司法部ヨリハ別ニ之ヲ出サハルナリ
 前ノ如ク司法部ニ係ル定額ノ決算ヲ「レギールングスカスセ」即チ縣ノ出納局ニ於テ決算ス
 ルカ故ニ其資料ニ供ス可キモノヲ送ラサル可カラス
 其資料トハ即チ司法部ノ爲メ裁判所ノ爲メニ支出シタル金額ニ由テ得タル諸物品應用ニ供
 ス可キ者ノ目錄等ナリ(椅子卓子等ノ現在物品ナリ)
 又廳中ニ於テ筆、墨、紙、並薪、炭、油等ヲ費消シタル確實ノ計算書
 又監獄ニ係ル費用ヲ總テ官署ニ於テ取扱フ處ニ於テハ其食料等ニ依ル一切ノ費用決算書ヲ
 送ル者トス
 但受負ヲ爲サシムル者ハ司法官吏ニ關係ナク其受負人ヨリ直チニ之ヲ決算ス
 總テ決算書ハ會計年度ノ終リニ於テ之ヲ出ス者トス
 司法部即チ裁判所ヨリ出納局ニ送ル者ハ各裁判所ヨリ銘々ニ其計算書ニ所長署名シテ之ヲ
 直チニ出納局ニ送付ス

カスセ、コンスタ、レヒオン
 出納、費用、決算ニ係ル一般ノ事ハ是レニテ説キ了レリ是レヨリ此事ニ係ル改正ノ條件及余
 ノ意見ヲ概説ス可シ

舊時ハ「カスセ」ニ係ル「ト」ヲ總テ司法部ニ於テ取扱ヒ居タルカ故ニ決算書ヲモ調製ス可キ
 ナリシ又司法部ニ會計官吏即チ「レンドン」ト稱スルモノ中等官吏トシテ其事ヲ取扱
 タリ然ルニ目今ハ總テ「カスセ」ヲ有セサルニ付總テ他ノ「カスセ」ヨリ支給ヲ受ク
 但シ司法部ニハ司法官吏ノ遺族ヲ救助スルニ付テ「カスセ」ヲ有ス其他ハ皆他ヨリ其出納
 ヲ爲ス者トス

司法部ニ屬スル官吏ノ俸給ハ「ベルリン」ノ出納總務局ヨリ之ヲ給ス省中ノ諸費ニ係ル者ハ
 縣ノ「カスセ」ヨリ之ヲ給ス千八百七十九年ヨリ裁判所ハ裁判事務ヲ除クノ外成ル可ク他ノ
 事務ヲ取扱ハシメサルヲ主意トシテ會計ニ係ル「ト」ヲ行政官ニ任セタリ是レ費少シテ用多ク
 辨スルカ爲メノ目的ナリキ然ルニ收稅官ハ大ニ手數ヲ増シ多數ノ官吏ヲ要シ其目的通ニ行
 ハレス

レギステル
 其所以ハ裁判所ノ書記ハ收入支出ニ係ル帳簿ヲ收稅官ニ送ラサル可カラサルヲ以テ其手數
 ヲ多ク減セス而シテ收稅官ハ裁判所ヨリ送リタル「レギステル」ヲ尙ホ取調ヘタル上ニアラサ
 レハ收入支出ヲ爲シ難キヲ以テ尙其手數ヲ加ヘタリ此レ其目的ニ反シタル者ナリ而シテ其取

扱ハ人民ニモ亦害アリ如何トナレハ人民ノ裁判所ニ納ム可キ者モ直チニ之ヲ納ムルヲ得ス
受取ル可キ者モ直チニ之ヲ受ケ取ルヲ得ス數里ヲ隔テタル地方ノ出納局ニ往カサル可カ
ラサルヲ以テナリ其証ハ曾テ講述シタル通是非共裁判所ニ於テ支出セサル可カラサル者ア
ルヲ以テ知ル可キナリ(証人鑑定人へ渡方ノ如キ是レナリ)又「スタート」モ幾分ノ損失アル
可シ如何トナレハ物品ヲ裁判所ニ賣上ルモノ代金ヲ受取ルニ付費用アルカ爲メニ其費用ヲ
見込ニ幾分カノ高價ニ賣上ルモノアルカ故ナリ

前ニ述ヘタル如ク實際種々ノ不都合アルカ故ニ各裁判所ヨリ故障ヲ申立司法大臣モ之ヲ查
明シテ改革ヲ謀リタルヲ以テ多分來年四月ヨリハ舊法ニ復シテ裁判所ニ「カスセ」ヲ有スル
トニナル可シ左スレハ無論罰金及裁判費用等モ皆裁判所ニ屬スルカ故ニ決算モ皆裁判所ノ
責任ニ屬ス可キナリ如此ナレハ裁判所ト收稅官トノ往復手數モ減省スヘシ

付託物取扱ニ關スル事務

人民ヨリ時宜ニ依リ官署ニ金額又ハ物品ヲ預ルコトアリ又義務ヲ免ル、カ爲メニ付託ヲ要ス
ルコトアリ(保証金ヲ預ケ又ハ双方争フ所ノ物品ヲ訴訟中預ケ置ク等ノコト云フ)義務者義務
ヲ盡サントスルニ權利者ノ所在分明ナラサル時ハ之ヲ官署ニ預ケテ義務ヲ免レ又ハ後見人

幼者ノ爲メニ之ヲ預ル等ノコトアルカ如シ官府ヨリ命令ニ依ルモノアリ命令ニ依ラスシテ人
民ノ爲メニスルモノアリ是レ其一般ナリ其誰レカ之ヲ預ルノ義務アリヤ又誰レカ之ヲ預ク
可キコトヲ命令スルガノ區別ハ刑法民法及其手續規則ノ記載スル所ナルヲ以テ之ヲ茲ニ説カ
ズ

前ノ如キ金額又ハ物品ヲ預カル場所ハ官署ニ依テ異ナリ司法部ニ於テハ總テ區裁判所ニ於
テ預カル者トス其物品及金額ヲ如何ナル手續ヲ以テ取扱フヤハ行政ニ屬ス故ニ司法部ニ於
テハ司法行政ノ事務中ニテ之ヲ取扱フモノトス

行政事務ナルカ故ニ總テ行政官ノ取扱ニ屬セシモノナレハ區裁判所ニテ取扱フ者アルハ例
外ナリ是等ノ事ヲ取扱フ所ヲ「ヒンテルレーグングスステルン」ト云フ而シテ其官署ハ總テ兼
務スルモノナリ普通「レギールング」ニ屬シテ縣ニ在ル者トス但例外ナリ

縣ニ於テハ「レギールングスハウプツカスセ」即チ縣ノ出納本局ニ於テ之ヲ兼務スルナリ但
シ「ベルリン」及「ベルリン」近傍ノ處ニ於テハ別ニ其事ヲ取扱フ官署アリ

前ニ述ヘタル如ク此事務ハ行政ニ屬スレハ其中或ハ區裁判所ニ屬シテ取扱フ者アリ其全額
物品ヲ取扱フ二種ノ區別アリ下ノ如シ

第一 無記名証書類

○有記名ニシテ誰レニテモ渡ス可キ証書類○諸金額及ヒ高價ノ物品

是等ハ皆縣ノ出納局ニ預ケサル可ラス然レモ時宜ニ依リ區裁判所ニ預カルコアリ

記名ニシテ誰レニテモ渡ス可キ証券ハ即チ貯金預リ局ノ証券ナリ之レ其金額概テ多カラザ

ルカ爲メニ書替ノ便ヲ謀リ誰レニテモ之ヲ渡スコニシタルナリ

第二 記名証券

第三 遺囑証書

第四 其他ノ諸物品

此ノ第二三四ノ者ハ至急ト否トニ拘ラス總テ區裁判所ニ預カル者トス

行政官ニ於テ預ルコヲ「ヒンテルレングス」ト云フ此レ其預リタル品ヲ自由ニ取扱ヒ又

其金額ヲ使用シテ貨殖スル等ノコヲ取扱フ云フ

區裁判所ニ預ルコヲ「フェルバールング」ト云フ此レ只預リ置クノミニテ決シテ之ヲ使用セ

サルヲ云フ

右ノ如ク區別アルカ故ニ其名ヲ異ニセシナリ

行政官ニ金額ヲ預リタル時ハ法律上使用ヲ許シタルモノト看做シ「スタート」ニ於テ所有權

ヲ有シ唯其金額ヲ返辨ス可キ義務ヲ負擔スルノミ但シ其預リ金ニハ貳厘五毛ノ利息ヲ付ス

勿論三十九以下ニハ其利息ナシ又「マルク」ヲ全ク十二割リ難キ金額ニハ利ヲ付セス(例ヘハ三十一ヨリ三十九迄ハ端數ニシテ十二割リ難キカ故ニ之ヲ貨殖セス四十二至リ始メテ之ニ利息ヲ生ス)但預ケタルヨリ十年ヲ過ル時ハ利息ヲ付セス若シ利息ヲ止メタルヨリ二十年即チ初メヨリ三十年ヲ經過シタル時ハ金額物品ニ拘ラス受取ル可キ權利アル者ハ之ヲ受取ル可キ旨ヲ區裁判所ニ依頼シテ公告スル者トス區裁判所ヨリ公告シタル後尙之ヲ受取ル者ナキハハ其金若クハ物品ヲ「スタート」ノ所有ト判決ス

區裁判所ニ於テ預リタルモノハ何年ト雖モ之ヲ保藏セサル可カラス但シ遺囑証書ノ如キハ之ヲ開緘スルノ規定年限アルノミ(前編ニ之ヲ説キタリ)是等預ケ物ニ付最初ニ其所有者ヨリ請フ者アリ請ハサル者アリ行政官ニ預ケントスル時ハ其預ル所ノ理由其預ルモノ、氏名其之ヲ受取ル者ノ氏名ヲ記載シタル者ヲ添ヘ自ラ之ヲ持參スルカ郵便ヲ以テ送達スル者トス(請求ヲ別段ニセスシテ直チニ預ケル時ヲ云フ)前以テ請求シテ許可ヲ乞フ時ハ出納局ハ三日内ニ其可否ノ返答ヲ爲サ、ル可ラス而シテ其預ク可キ理由ナケレハ之ヲ預カラス官署ヨリ預ケタル時ハ直チニ之ヲ預カル者トス預ケタル金若クハ物ヲ受取ル者ハ其受取ル可キ權利アル事ヲ證據立テサル可ラス但シ官署ハ格別ナリ渡ス場所ハ其官署ニ於テス但シ郵便ヲ以テスルコアリ此ノ外至急ヲ要スル場合ハ區裁判所ニ於テ之ヲ預ルコアリ此レ實際ノ便

宜ヲ謀リタルナリ(行政官ニハ定日アリ區裁判所ニハ定日ナキ等ノ便アリ)至急ノ場合ハ左ノ如シ

一 裁判所カ職權ヲ以テ物ヲ領置スヘキト
二 後見規則第六十條第一項又ハ第三項ニ從ヒ後見人カ幼者ノ爲メニ金若クハ物ヲ預ケルトヲ要スル時

三 金若クハ物ヲ納メシメサレハ裁判ヲ爲シ難キ時又ハ物ヲ差押ヘタル時保証金ヲ出シテ其差押ヲ免レ又ハ保証金ヲ出シテ執行ヲ延期スルトヲ請求スル者アル時

區裁判所ニ於テ是等ヲ預ルニハ定リタル判事ト定マリタル書記ト立會ニテ之ヲ預ル但シ事務繁多ナル區裁判所ニテハ司法大臣ヨリ別段ノ許可ニ依リ書記兩名ニテ之ヲ扱フ事務多キ所ニテハ判事其閑ヲ得サル故ナリ此ノ事ヲ扱フ時ハ其官吏ヲ「フェルバールングヘアムテ」ト云フ區裁判所ニ預リタル者ヲ出スニハ其事件ノ主任判事ノ命令ナカル可ラス若シ至急ヲ要スルハ其物ヲ預リタル時立會タル判事ノ命ヲ待ツ判事ト書記ハ兩人別ニ鍵ヲ有ス兩名立會ハサレハ預リ物ヲ開クトヲ得サルヨウニス
裁判所ニ預リタル金額ハ使用ヲ許サ、ル者ニ付他ノ金額ト別異ス預リタル時ハ其事ヲ記載ス可キ帳簿ニ記シ其金若クハ物ヲ封緘ス(番號ヲ付シ)其封シタルモノニ其性質ヲ記シ其帳簿ニ署名ス

簿ニ署名ス

其預ル時モ其事ヲ取扱フ判事ノ署名シタル本紙ナケンハ之ヲ預カラス金又ハ物ヲ預リタル時ハ其証書ヲ預ケ人ニ付ス(掛リ官署名シタル上ニ裁判所ノ印ヲ捺ス)

預リ物ヲ渡ス時ニハ掛リ判事ヨリ命令書ノ寫即其副紙ニ依テ之ヲ渡ス渡シタル時ハ其証書シテ其寫ヲ預リ物取扱ノ帳簿ニ留メ渡シ濟ノ證據トス區裁判所ハ假リニ預カルモノナルヲ以テ六週間ヲ過ルヲ得ス其中ニ行政官ニ送ラサル可カラス掛判事六週間ニ其命令ヲ出サ、ル可カラス若シ之ヲ出サ、ル時ハ其預リ官ヨリ其命令ヲ請求シテ六週間内ニハ必ス之ヲ行政官ニ付スルヲ要ス諸預リ物ノ中記名証券ハ書記一人ニテ之ヲ取扱ヒ其帳簿ニモ一人ニテ署名スルヲ以テ足レリトス勿論記名ノ分ハ區裁判所ニ預リ置キ行政官吏ニ送ラサルモノニ付其証券ヲ所持人ニ返却シタル時ハ其人ヲシテ帳簿ニ受取リタル旨ノ記載署名ヲ爲サシム但掛判事ヨリ其証券ヲ所持人ニ渡ス可キ旨ノ命令書アラサレハ之ヲ渡ストヲ得ス故ニ之ヲ渡シタル時ハ其命令書ヲ一件帳ニ保存ス如此記名ノ分ヲ簡略ニ取扱フモノハ記名証券ハ間違ナキモノナルカ故ナリ

第三 遺囑証書ヲ取扱フ時ハ判事書記ノ立會ナカル可カラス他ノ物品ニ付テハ書記二人ノ立會ニテ取扱フトヲ許スト雖モ遺囑証書ノ事ノミハ必ス判事ノ立會アルトヲ要ス遺囑証書

ハ總テ其掛リ判事ノ報告ナケレハ之ヲ出納セス之ヲ開緘スルニ當リテハ其遺書ヲ讀上ケタル後其寫ヲ與ヘ本書ハ之ヲ裁判所ニ留ム受取リタル者ノ受取証書ハ之ヲ一件帳ニ纏綴シ置ク者トス

裁判所ニ於テ遺囑証書ヲ預リタル時ハ請取リタル旨ノ証書貳通ヲ製シ一ハ其証書事件ノ掛判事ニ出シ其一件帳ニ纏綴シ一ハ其遺書ヲ作リタル者ニ與フ（遺書ハ番號ヲ付シ裁判所ニ保存ス）若シ裁判所ニ於テ火災ニ罹リタル時ハ其遺書ヲ再調セシム遺書ハ重要ナルヲ以テ判事書記立會ヲ以テ取扱ヒ且之ヲ裁判所ニ保存シテ行政官吏ニ送ラサルナリ

第四 其他ノ諸物品ハ其物ニ應シ相當ノ取扱ヲ爲シ預リ方ヲ爲ス

舊時ハ諸預リノ事務ヲ悉皆裁判所ニ於テ取扱絶テ行政官吏ニ送ルコトナカリキ然レモ此ノ事ハ裁判事務ニ非ラサルヲ以テ行政官吏ニ之ヲ移シタルナリ今之ヲ行政官吏ニ送ルハ裁判所ニ於テ都合ヨシト雖モ人民ハ大ニ不便ナル者アリトテ苦情ヲ唱フル者多シ

人民ヨリ裁判所ニ携出スルモ至急ヲ要セサル者ナレハ裁判所ハ之ヲ受ケス行政官吏ニ出サシムルヲ常トス故ニ人民ハ大ニ不便ノコトアリ或ハ此事モ舊法ニ復シ裁判所ニ於テ一切ヲ取扱フコトニス可シトノ説ヲ爲ス者アレモ裁判入費ノ如ク大害アラサルヲ以テ多分舊法ニ復セサル可シ

代理人其職業ヲ始終スルコト並ニ裁判所ヲ兼テントスル時ノ會議ニ係ル手續

代理人全体ニ係ルコトハ前編ニ於テ之ヲ總説シタルニ依リ其詳ナルコトハ之ヲ彼レニ譲リ唯裁判所ニ於テ代理人ニ係ル取扱ノコトヲ説カシ

代理人ノ營業ヲ許否スルハ司法大臣ノ特權ナルヲ以テ裁判所ニ關係ナシ唯代理人カニ裁判所ヲ兼務セントスル時ノミニ上等地方裁判所ノ意見ニ依テ之ヲ許否スルモノトス其場合ニ於テハ判事ノ惣會議ヲ以テ可否ヲ決シ之ヲ司法大臣ニ具狀スル者トス

司法官吏ノ監督ニ係ル權限

監督ハ如何ナルコトヲ爲スカト問ヘハ其官吏ノ責任ニ係ルコトヲ正ク怠ラス事務差支ナキ様ニ勤務スルヤ否ヲ監督スル者ナリ

獨立官吏ハ規則手續通りニスルコトニ付監督ヲ受ケス司法官吏ノ内獨立ニ非ラサル官吏即チ書記以下ヲ監督スルニハ其取扱フ所錯誤ナキヤ否正ク規則通りニスルヤ否ヲ監督スルナリ判事ハ獨立官ナレモ行政事務ヲ兼務スル場合ハ獨立ニ非ラサルカ故ニ其行フ所ニ付監督ヲ受ケサル可カラズ勿論其裁判事務ヲ取扱フハ獨立權ヲ以テ從事スル故ニ監督ヲ受ケサレモ

其長上ニ在ル者ハ其人物ノ用ニ適スルヤ否ヲ觀察スルノ任アルヲ以テ其平生ヲ監督スルコトアルハ勿論ナリ

官吏タル者ハ就職ノ時間外ト雖モ其言行ヲ正シクシ其官位ヲ辱メサルコトニ注意セサル可ラス

但帝國裁判所ノ判事ハ別ニ獨逸法ヲ以テ之ヲ管束ス

監督ノ目的ハ前述ノ如シ而シテ其之ヲ監督スル者ハ誰レナリヤヲ説カン

裁判所長ハ其裁判所ニ屬スル(檢事ヲ除キ)他ノ官吏ヲ監督ス

檢事ハ其局ノ官吏ヲ監督ス監獄ノ事ニ付テハ上等地方裁判所檢事長一体ヲ監督スルモノナレト判事獄長ヲ兼ヌル時ハ檢事長其判事ヲ直接ニ指使スルコトヲ得ス若シ之ヲ要スル時ハ地方裁判所長ニ依テ其事ヲ行ハサル可ラス

監督者ノ事ニ付テハ前述ヘタルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

但其監督ニ係ルコト即チ其取扱事務上ニ付人民ヨリノ抗告ハ司法大臣マテ抗告ヲ上訴スルコトヲ得官吏ヨリモ同ク上訴ノ權アルコト勿論ナリ

監督ノ事ニ付テハ上級ナル官吏ハ其階級順序ニ拘ハラヌ下級ナル官吏ヲ監督スルコトヲ得(例ヘハ區裁判所ノ官吏ト雖トモ尙上等地方裁判所長之ヲ監督スルコトヲ得ルカ如シ)但抗告

ヲ申立ルトキハ其階級順序ヲ履マサルヘカラス

是レヨリ其監督ハ如何ナル方法ヲ以テ爲スカヲ説カン

舊時ハ官吏ノ勤怠及品行等ニ付一ノ表ヲ製シ監督ノ任アルモノヨリ順ヲ逐フテ呈出セシ者ナリシニ其表ノ記載或ハ愛憎ノ點ニ出ル等弊情少カラサルヲ以テ千八百四十八年ニ之ヲ廢セリ今ハ只其所屬官吏處罰ヲ受ケタル時之ヲ其所屬長ニ届ケ出ツ可シトノ規則アルノミ

監督ヲ爲スニハ人民ヨリ云々ノ苦情アリタル等ヨリ之ニ着手スルモノアリ又他ノ事故ニ由リ知り得テ直チニ着手スルモノアリ若シ某官吏ニ不正又ハ懈怠ノ聞ヘアレハ之ヲ監査ス之ヲ監査スルニ臨時ト平常トノ二様アリ其監督ヲ受クル者ハ區裁判所ト地方裁判所ナリ

一裁判所中ノ事務一様ニ規則ヲ遵守スルヤ否ヲ觀察シ事務上ニ欠漏アル時ハ監査ヲ爲シタル者ノ口述ヲ以テ成ル可ク之ヲ改正セシム但時宜ニ依リ書面ヲ以テ之ヲ命スルコトヲ得此レ其大要ナリ其他ハ監査官ノ見込ヲ以テ監査ヲ爲ス者トス其監査ニ付記録ヲ作ルト否トハ其官ノ見込ニ任ス

上等地方裁判所長ハ區裁判所ト地方裁判所トヲ監督ス但上等地方裁判所長ハ其所中ノ裁判長ヲ地方裁判所ニ其判事ヲ區裁判所ニ派出シテ監査セシムルコトヲ得(元來所長ノ責任ナレト之ヲ他ノ判事ニ委託スルコトヲ得)平常ノ監査ト雖モ別ニ定期ナシ其期日ハ上等地方裁判

所長ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム
 學國ノ制タル官廳ノ事務ニシテ下級ノ官吏カ行ヒ得可キモノハ成ル可ク之ヲ行ハシムルヲ
 主義トスルカ故ニ其事柄ハ上官ノ主務ニ歸スルニテモ差支ナキモノハ其以下ノ局課長ヲ
 シテ決行セシム司法行政ノ如キモ司法大臣總テ之ヲ躬カラスルコトヲ得ス假令之ヲ爲シ得ル
 モ其事ノ利害得失ニ至テハ上等地方裁判所長又ハ地方裁判所長ノ意見ヲ聞カサル可ラサル
 者ナルカ故ニ其事ノ輕重大小ヲ量リ常ニ之ヲ上等地方裁判所長ニ委任シテ司法大臣ハ更ニ
 其可否ヲ決セサル者アリ此レ實際ノ便宜ニ依リタルナリ
 上等地方裁判所長ニ如此ノ司法行政施行ノ權ヲ任スルニ付テハ上等地方裁判所長專斷ニ流
 ルルノ弊ヲ豫防シ都テ檢事長ト協議シテ之ヲ行フコトニ定メタルナリ故ニ何事ヲ行フニモ司
 法行政ニ係ルコトハ檢事長ト連署シテ之ヲ行フ者トス故ニ上等地方裁判所長ニ委任シ得可キ
 者ハ成ルヘク之ヲ委任シ若シ之ヲ委任スルトキハ處分區々ニ相成リ不都合ヲ生スル者ノミ
 司法大臣自ラ之ヲ決裁スルコトニ定メタルナリ(例ヘハ特典ノ處分ニ係ル者ノ如シ)
 此ノ主意ハ學國ニ於テ經驗上大ニ效ヲ見ル者アルカ故ニ自今別ニ其弊ヲ生スルニ非ラサレ
 必ス今日ノ法ヲ永續スルナル可シ勿論上等地方裁判所長ニ司法行政ノ或ル部分ヲ委任ス
 ルコトハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定メタリ

上等地方裁判所長ハ地方裁判所及區裁判所共ニ監査ス可キ權ヲ有ス然レモ實際ニ於テハ上
 等地方裁判所長ハ地方裁判所ノミヲ監査シ區裁判所ハ地方裁判所長ヨリ監査官ヲ發スルヲ
 常トス勿論上等地方裁判所長ハ常ニ其所中ノ判事ヲ監査官トシテ使用スルト雖モ地方裁判
 所長ハ自ラ其監査ニ任スルヲ以テ常トス若シ事故アレハ其所中ノ裁判長ヲシテ代理セシム
 ルコトヲ得地方裁判所長ヨリ區裁判所ヲ監査スル者ハ四年ニ必ス一回ナルコトヲ要ス若シ他ノ
 必要ナルコトアル時ハ毎年一回スルコトヲ要ス
 檢事局モ亦同ク上等地方裁判所ヨリ地方裁判所及區裁判所ノ監査ヲ爲ス尤區裁判所ヲ監査
 スルニハ地方裁判所檢事長若クハ其局ノ檢事ヲ用ルヲ例トス總テ監査ニハ定期ナシ只其長
 ノ定ムル所ニ任ス
 上等地方裁判所檢事長ハ自己若クハ其局ノ檢事ヲシテ其管内ノ監獄ヲ監査セサル可カラズ
 總テ監査トシテ派出シタル者ハ別段ノ事由アルニ非ラサレハ中等官吏ヲシテ補助セシムル
 コトヲ得ス
 別段ノ事由トハ會計ニ係ルコトノ如キハ書記ヲシテ檢査セシムル方便ナル時ノ如キヲ云フ
 上等地方裁判所ト同檢事局ハ他ノ監査ヲ受ケス唯其所長及檢事長各自ニ其局中ヲ監査ス但
 地方裁判所長及區裁判所判事各自其主務ニ從ヒ其所中ヲ監査スルコトヲ得ルハ固ヨリナリ

監獄長ハ少クモ一週間ニ一回監獄ヲ巡視セサル可カラズ但シ時ニ依リ夜中ニモ監臨スルヲ要ス

執行吏ノ職務ニ係ルマラ帳簿ニ記シ置ク可キヲニ付其帳簿ヲ裁判所長ニ於テ一月一回定日ヲ立テ置キ之ヲ検査スルヲ例トス執行吏ハ裁判執行ヲ爲スニ當リ其金額ヲ義務者ヨリ受取リタル時ハ其受取書ヲ義務者ニ渡シ然ル後其金額ヲ權利者ニ渡シタル時ハ其受取書ヲ權利者ヨリ受ケ取り他日ノ証據ト爲ス故ニ區裁判所判事ハ執行吏ノ職務ヲ監査スルニ當リ其帳簿ヲ検査シ及其金置等ヲモ検査スルヲ得ル者トス

會計検査員(上)等地方裁判所及地方裁判所ノ檢事局ニ在ル者(ハ)上等地方裁判所ニ在ル者ハ其裁判所地方裁判所ニ在ル者ハ其裁判所及區裁判所ノ會計事務ヲ検査ス

「レヒマングレヒソール」ノ検査ス可キ要件左ノ如シ

- 一 裁判所ノ諸預リ物
 - 一 裁判所ノ使用品筆紙墨等
 - 一 執行吏ノ諸預リ物等
 - 一 監獄ノ會計ニ係ル丁等
- 書記局數局アル時ハ第一ノ書記長其他ノ書記局ヲ検査シ第一書記長ノ管スル所ハ其裁判所

長之ヲ検査ス

總テ検査ハ人民ヨリノ申立ニ依ルモノアリ又官長自ラ之ヲ知ルニ依ル者アリ又報告書ニ依テ之ヲ知ル者アリ

以上監督ノ手續ヲ説キ了リタルニ付誰レカ之ヲ検査シテ其検査ニ付テハ如何ナル權力ヲ有スルカヲ説カン

第一 監督ヲ受ルハ判事ト其他ノ官吏トヲ區別セサルヘカラス(判事ト云フハ判事試補ハ之レニ與ラス)監督官判事ノ取扱ニ對シ監査ヲ爲ス時ハ其行フ所ヲ正シクシ其事務ノ欠漏ナキ様ニスルモノトス即チ既往ノ事ニ依テ其不正欠漏怠惰ヲ見出シタル時ハ其將來ニ對シ是等ノ丁ナキ様ニアリタキヲ其判事ニ忠告スルナリ但シ公務ニ限ル其人ノ素行ニ涉ルコトヲ得ス此忠告ニ止マル者ハ小事ナリ其重要ナルモノハ懲戒法ノ處分ヲ爲スト勿論ナリ判事ニ於テ監督官ノ忠告ヲ受ケ其忠告ニ服セサルコトアル時ハ抗告ヲ爲スハ勿論懲戒裁判ヲ乞フコトヲ得(監督官ヨリ之ヲ送ル)但シ抗告懲戒兩様一時ニ申立ルヲ得ス

懲戒裁判ヲ乞フタル時ハ其裁判所ハ之ヲ辭スルコトヲ得ス
懲戒裁判所ハ各監督官カ懲戒ニ當ツ可キ者ト見込ニ送致シタル者ヲ裁判スルナリ
但懲戒法ニ由ルニアラスシテ監督官ヨリ判事ニ忠告シタルモノニ對シ懲戒裁判ノ處分ヲ

請ハシムルヲ得ルモノハ判事ノ獨立權ヲ保タシムルナリ此ノ場合ニ於テ若シ其事ノ懲

戒ニ當ル可キ者ナルト見出シタル時ハ懲戒裁判所ハ直チニ之ヲ罰ス

監督官ヨリスルモノハ忠告ニ止マル懲戒ニ當ルモノハ必ス懲戒裁判所ニ送ラサル可カラス

第二 告諭(懲戒ノ一部ニ屬ス故ニ)此告諭ハ檢事ノ請求カ又ハ監督官ノ發見ニ依リ之ヲ行

フ忠告ヨリ一層重キ者ナリ(公務ノ不正ニ係ル)其事ノ重キ者ハ之ヲ懲戒裁判所ニ送ル者ト

ス

告諭セント要スル者ハ直チニスルヲ得ス其前ニ其事柄ヲ揭ケ先ツ其答辯ヲ爲サシメ然ル

後之ヲ告諭ス

(李國ノ或ル判事酌量シテ裁判ヲ爲スコト能ハサルトシニ其判事平素勤勉ノ人ナリシ

ニ付之ヲ告諭ニ付シタリ)

告諭ハ口頭ヲ以テスルトアリ書面ヲ以テスルトアリ

但忠告ハ勿論告諭モ其本人ノ履歷書ニ記載ス(書面ヲ以テシタル時ハ書記之ヲ録シ其本

書ヲ履歷書ニ留メ其寫ヲ本人ニ渡ス)

告諭ニ付テモ抗告ヲ爲ストヲ許スハ勿論懲戒裁判所ノ判決ヲ乞フコトヲ許ス

但抗告ト訴訟トヲ同時ニスルヲ得ス一ヲ爲セハ一ヲ爲ストヲ得サルハ忠告ニ於ル時ノ

如シ

上等地方裁判所長地方裁判所長共ニ判事ヲ告諭スル權ヲ有ス司法大臣ハ判事ヲ告諭スル權

ヲ有セス其故ハ司法大臣直接ニ監督スル者ハ上等地方裁判所長ノミナリ然ルニ上等地方裁

判所長ハ之ヲ告諭スルヲ要セス若シ告諭ス可キ様ノトアレハ懲戒裁判所ニ送ル可キ者ナル

ヲ以テナリ

但司法行政ノ事務ニ係ル者ハ此ノ限ニアラス

是ヨリ裁判官ニ非ラサル官吏ノ監督ニ係ルヲ説ク可シ

裁判官外ト云ヘハ檢事判事試補其他司法ニ屬スル所ノ諸官吏ヲ云フ

但シ司法警察ニ關スル職務ヲ兼ヌル者即チ憲兵巡查等モ其中ニ在リ警部モ司法警察上檢

事ノ補助ヲ爲ス者ハ此ノ中ニ在リ官俸ヲ有セサル戸長等ハ司法警察ヲ兼務スルモ其監督

ノ限ニ在ラス

第一 前ニ舉ル司法所屬ノ諸官吏其職務上ニ過誤失錯アル時ハ各其監督官ヨリ之ヲ忠告シ

テ將來ヲ慎マシム勿論改メ可キトアル時ハ之ヲ更改セシムルカ爲メニ數日ノ猶豫ヲ與ヘ若

シ尙之ヲ改メサル時ハ百「マルク」以下ノ罰金ヲ科シテ其怠リヲ懲戒スルヲ得(此ノ場合

ニ於テ若シ之ヲ改正セサレハ百「マルク」ヨリ多カラサル罰金ヲ科ス可キ旨ヲ豫告シテ然ル

後之ヲ罰スル者トス)

但シ其過誤改正スルコトヲ得可キ者ニ限ル若シ之ヲ補正スルコト能ハサル者ナル時ハ懲戒法ニ問フ者トス

判事ニハ唯告諭スルノミ他ノ官吏ニハ告諭ヲ用ヒサレハ直チニ罰金ヲ科スルコトヲ告ク判事ハ抗告ヲ爲シ又ハ懲戒裁判所ノ處分ヲ請フコトヲ得レ他ノ官吏ハ抗告ノミナリ此レ其異ナル所ナリ

第二 懲罰(懲戒ニ屬スル者ナリ)

此ノ場合ニ當ル者ハ其事由ヲ詰問シテ後懲罰ヲ行フ

一 「パールマシグ」 訓戒

二 「フエルバイス」 譴責

三 「ゲルトブーセ」 罰金(俸給アル者ハ一月分迄俸給ナキ者ハ九士マルクヨリ多カラス)

懲戒裁判所ニ於テスル罰金ヲ「ゲルトストラーフェ」ト云ヒ監督官ニ於テスル罰金ヲ「ゲルトブーセ」ト云フ

四 「アレスト」 拘留(下等官吏ノミニ用ニ勿論八日ヲ限ル)

拘留ヲ行フハ相當ノ場所ニ於テス若シ裁判所ノ監獄ヲ用ル時ハ其室ヲ罪人ト別異ス

此ノ「ワールドマシグストラーフェ」ヲ總テ行ヒ得ル者ハ唯司法大臣ノミナリ其他監督官ハ各其權域アリ後ニ至リテ之ヲ説ク可シ

檢察長ニ於テ檢察ヲ監督スルニ付テハ前ニ記シタル「ワールドマシグストラーフェ」ノ内第一第二即チ訓戒、譴責ノ二項ヲ科スルコトヲ得ルノミナリ

若シ檢察長譴責ニ止ム可ラス然レハ懲戒裁判ニ送ル程ニ至ラスト思慮スル者ハ之ヲ司法大臣ニ具申シテ罰金ノ處分ヲ乞フコトヲ得

此レ上等地方裁判所ノ檢察長權域ナリ

地方裁判所上席檢察ノ權ハ左ノ如シ

地方裁判所上席檢察ハ區裁判所檢察其他檢務ヲ補助スル官吏ニ對シ唯訓戒ノ權ヲ有スル

若シ譴責以上ヲ行ハンコトヲ要スル時ハ上等地方裁判所檢察長ノ處分ヲ乞ハサル可ツス

檢事他ノ官吏ニ對シテハ其局ニ全ク附屬シタル者ニ非サレバ之ヲ懲罰スルコトヲ得ス例ヘハ

其局ノ使部裁判所ヨリ兼務スルモノ及ヒ獄吏ハ其支配下ナレバ若シ裁判所ノ官吏兼務ニ係

ル時ハ之ヲ罰スルコトヲ得サルカ如シ故ニ兼務ニ非ラスシテ全ク其局限リ附屬スル者ナラザ

ル可ラス

執行吏ハ其職務ニ係リ地方裁判所又ハ上等地方裁判所ノ監督ヲ受ル者ナレバ若シ之ヲ懲戒

ス可キ者アル時ハ他ノ監督官直チニ之ヲ罰スルヲ得ス必ス其本貫即區裁判所判事ニ委託シテ之ヲ懲罰セサル可カラス

總テ前ニ記シタル告諭ヲ爲シ及ヒ百「マルク」以下ノ罰金ヲ科スルノ權ハ各監督官皆同シ唯後ノ懲罰ニ付其權域異ナルノミナリ

上等地方裁判所長ニ於テ判事外ノ官吏ヲ懲罰スルニハ九十「マルク」ヨリ多カラサル罰金ヲ科スルヲ得(俸給ノ有無ニ拘ラス)

上等地方裁判所檢察長ハ區裁判所檢察及他ノ司法警察官ニ三十「マルク」以下ノ罰金ヲ科スルヲ得其他ノ附屬官吏ヲ罰スルモ亦同ク罰金九十「マルク」以下ヲ科ス

地方裁判所長及上席檢察ハ其附屬官吏ニ總テ三十「マルク」以下ノ罰金ヲ科スルヲ得

區裁判所判事ハ其監督ニ屬スル官吏ニ九「マルク」以下ノ罰金ヲ科スルヲ得

總テ罰金ヲ科スルノ權アル者ハ拘留ニ處分スルノ權ヲ有ス

但區裁判所判事ハ拘留三日ヨリ多キ日數ヲ科スルヲ得ス

裁判官ニ非ラサル官吏懲罰中ノ告諭ヲ受ケタル時ハ其告諭ニ對シ抗告ヲ爲スコヲ得

公証人ハ官吏ナルカ故ニ上等地方裁判所長ノ監督ヲ受ルモノナレバ唯其教令ヲ行フノミニ以テ懲罰ニ係ル告諭以下ヲ行フヲ得ス若シ之ヲ懲罰ス可キモノアル時ハ直チニ之ヲ懲戒裁

判所ニ送ル者トス(其理由ハ何故ナリヤヲ知ラス)

書記長ハ寫字雇ヲ監督スルニ於テ若シ其寫字ノ改正ヲ要スル時ハ直チニ無費ヲ以テ其寫字ヲ改復セシムルヲ得

帝國裁判所ノ檢事ニ付テハ獨逸ノ大宰相監督ニ任スル者アルカ故ニ懲罰ヲ總テ行フヲ得

總テ懲罰ヲ行フニハ先ツ其事由ヲ詰問シテ答辯ヲ爲サシメ然ル後口述又ハ書面ヲ以テ之ヲ懲罰ス

但其理由ヲ明示セサル可カラス

眞ノ官吏ニ非ラスシテ雇ニ係ル者ハ懲罰ヲ用ルカ或ハ直チニ之ヲ罷免スルヲ得

但シ雇ヲ爲スニハ其本入トノ約束ヲ以テ之ヲ使用ス其期限ハ一定セスト雖モ大抵四週ヨリ少カラサル前ニ(其雇ヲ解ク時ハ)其旨ヲ報告スルヲ約スル者ナリ

區裁判所檢事及會計検査員等ハ官吏ナリト雖モ不要ナルハ何時ニテモ罷免シ得ヘキ性質ノモノナリ

裁判所見習生ノ非常ニ進歩セサルモノヲ免スルモ亦監督事務中ニ在リ

以上監督ニ係ルハ説キ了リタリ是ヨリ懲戒法ノ事ニ移ル可シ

官吏ノ懲戒法

總テ官吏タル者ハ職務從事ノ間ハ勿論職務外ト雖モ官吏相當ノ素行ヲ修メサル可カラス故ニ官吏ニシテ職務ノ過誤或ハ素行修ラサル者アレハ通常裁判所ニ於テセスシテ別設ノ裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス之ヲ「ヂスチプリナールゲレヒト」即チ懲戒裁判所ト云フ（監督官ノ懲罰外ノ者ヲ懲戒裁判所ニ送ル丁勿論ナリ）故ニ監督官ノ請求ニ依テ懲戒裁判所ハ其裁判ヲ爲ス者ナリ

懲戒裁判所ノ手續ハ治罪法ニ依ル可キ筈ナリシニ不都合アルヲ以テ別ニ其手續規則ヲ定メタリ實際已ムヲ得サル者アルカ故ナリ

但懲戒裁判所ニハ一定ノ懲戒罰目アリト雖モ通常刑法ノ如キ明條ヲ列擧シタルモノニアラス唯其輕重ヲ考ヘテ罰目ニ擬スルハ裁判官ノ見込ニ任ス又其訴訟ニ付テモ一定ノ手續ナキカ故ニ一々其監督官ノ見込ヲ以テ其請求ヲ爲ス者ナリ

懲戒ハ通常裁判ノ如ク陪審ヲ用ヒテ罪ノ有無ヲ決スルカ如キ者ニ非ラス又裁判官ト雖モ之ヲ決スルコトヲ得ル者ニ非ラス故ニ懲戒ニ付テハ行政上ニ明カナル高等官吏ヲ以テ裁判官ト爲シ其事ヲ決セシムルナリ

通常裁判ニハ刑事ノ上告アリテ控訴ナシ此レ他テシ刑法ノ明條ニ依ル者ハ大ナル見込違ナ

キ故ナリ懲戒裁判ニハ控訴ヲ必要トスルカ故ニ控訴ヲ置キタルナリ

官吏過誤失錯ニ非ラスシテ老衰等ノ故ヲ以テ免職スルハ各長官ノ權ニ在レト尙其專斷ノ弊

ヲ慮リ懲戒裁判所ニ於テ之ヲ判決セシムルモノトス

是ヨリ懲戒裁判所ノ構成ヲ説カン先ツ判事ノ懲戒ニ係ルコトヲ説ク可シ

裁判官ノ懲戒始審裁判所ハ各上地方裁判所ニ在リ

伯林上地方裁判所ヲ控訴裁判所トス

但始審ノ場合アリ

懲戒裁判ノ始審ハ判事七人ナリ裁判長ハ上地方裁判所長ナリ事故アレハ其局長之ニ代ル

所長裁判長タル時ハ其中ノ局長一人局長裁判長ナル時ハ其他ノ局長一人必ス陪席ヲ爲ス者

トス其餘ノ五人ハ其所中ノ陪席判事ヲ以テ之レニ充ツ其人員ハ裁判所ノ會議ニテ之ヲ議定ス

但豫備判事ヲ豫定ス

伯林上地方裁判所ハ控訴ヲ兼ヌルカ故ニ其所長ハ始審ニ付テノ裁判長タラス其中ノ局長

上席ノ者ヲ以テ之レニ充ツ若シ事故アレハ其次席ノ者之ニ代ル

上地方裁判所ニ於テ始審ヲ爲ス者ハ其裁判所及其管内判事ノ懲戒ニ係ル但上地方裁判所長及局長ヲ除ク

舊時ハ上等地方裁判所ノ判事總會議ヲ以テ懲戒ニ係ルコトヲ裁判シタル者ナリシニ裁判所ノ構成變更セシカ爲メニ別ニ懲戒ニ係ル一局ヲ設ケタリ總會議ニ係ル者ヲ七人ニ換ヘタルハ

伯林上等地方裁判所ニ於テ控訴ヲ裁判スル時ハ裁判長ヲ合セテ十五人トス裁判長ハ所長ナリ若シ差支アレハ其中ノ上席局長之ニ代ル

他ノ局長 五人 (長ヲ合セテ十五人トス)
陪席判事 九人

但シ孛漏生全國中ノ上等地方裁判所長及ヒ其局長ニ係ル懲戒ヲ始審ス又其全國中ノ抗告ヲ判決ス

舊時ハ伯林ニ最上等裁判所ヲ置キタルニ新法制定後之ヲ廢シテ上等地方裁判所ニ控訴局ヲ設ケ控訴ノミニ止メ上告ノ法ヲ置カズ是レ懲戒ハ法律統一ヲ要スル者ナキヲ以テナリ然ルニ伯林上等地方裁判所モ同ク上等裁判所ナルニ別段ニ控訴ヲ受ルノ局ヲ設ル者ハ事實妥當ナラサルヲ以テ此控訴判決ノ權ヲ獨逸ノ帝國裁判所ニ移ス可シトノ論アリ此説行ハルモ計リ難シ

上等地方裁判所ニ於テ判事ノ代理ヲ爲ス補助判事ハ此ノ懲戒裁判ニ列席スルコトヲ許サス

懲戒ニ於テハ豫審ヲ爲シタル者及ヒ公判ニ付ス可キヤ否ヲ判決シタル者モ皆公判ニ連班スルコトヲ得通常裁判ニ於テハ之ヲ許サ、ル者ナレハ懲戒ニ於テ豫審ヲ爲シタル者ハ能ク其事ヲ辨知スル者ナルヲ以テ之ヲ加フル者トス通常裁判所ニテハ判事三分ノ二以上有罪トセザレハ之ヲ決セスト雖モ懲戒ニ於テハ總テ過半数ヲ以テ罪ノ有無ヲ決ス

通常裁判所ニ於テモ罪ノ輕重ヲ決スルハ過半数ニ依ル
通常裁判ニハ控訴ナシ懲戒ニハ控訴アルカ故ニ其裁判ニ異同アルモ妨ケナシ
帝國裁判所ノ判事ニ付テハ懲戒裁判ナシ

但シ其院判事一年以上ノ實決ノ刑ニ處セラレ及ヒ榮譽ヲ害シタル者アル時ハ總會議ヲ以テ其進退ヲ決スルノ法アルノミ之ヲ判決スルノ前ニ其指稱セラレタル判事ノ答辯ヲ聞キ
檢事長ノ意見ヲ聞キタル後ニ之ヲ行フ

總會議ト稱スル時ハ其院中ノ判事少クモ三分ノ二以上出席スルコトヲ要ス
會議ハ必ス奇數ヲ要スルカ故ニ若シ偶數ナル時ハ未席ノ判事ヲ除ク
以下裁判官ニ非ラサル者ヲ説カン

其構成ニ付始審ヲ爲ス者ハ左ノ如シ
一 懲戒審院ニ地方懲戒裁判所ノ二種アリ而シテ其控訴ヲ裁判スルハ「スターツスミニステリ

ウム」即チ内閣ナリ

「ヂスチプリナルホーフ」ニテハ國王ヨリ任命スルモノト諸省大臣ヨリ直チニ任命スル官吏ノ懲戒事件ヲ裁判ス(伯林ニ在リ)

裁判官十一人(内少クモ四人ハ伯林上地方裁判所ノ判事ヲ選ムヲ規トス但シ裁判長ハ國三年間之ヲ命ス勿論皆兼任ナリ) 其員ハ年俸六百マルクヲ受ク)

但シ少クモ七人連班セサレハ裁判ヲ爲スヲ得ス而シテ其中二人ハ必ス判事ナラサル可カラズ

「プロビンチャルベヒヨルデ」ニ於テハ國王ヨリ任命セサルモノ及ヒ諸大臣ヨリ命セサル官吏ヲ裁判ス而シテ其裁判所ハ數個アリ裁判所ニ屬スル者ハ裁判所ニ於テシ州縣ニ屬スル者ハ州縣ニ於テス

裁判官二人(全体其職ノ總會議ヲ要ス而シテ少クモ三人ヲ要ス)

司法附屬官吏ノ司法大臣ヨリ任命セサル者ヲ裁判スルハ其地ヲ管轄スル上等地方裁判所ヲ以テ「プロビンチャルベヒヨルデ」トス

其裁判ヲ受ル者ハ裁判所書記「レフレンダル」以下ナリ上等地方裁判所ニ於テハ總會議ヲ要セス其所長ノ受持ツ裁判局ニ於テ判事五人ニテ裁判ヲ爲ス

控訴ハ學滯生全國中ノ分ヲ總テ内閣ニ於テ受理ス其裁判官ハ諸省大臣ニシテ總理大臣其裁判長トナル

獨逸帝國ノ官吏ニ係ル懲戒ハ別ニ裁判所アリ其始審ヲ爲スモノヲ「ヂスチプリナルカンメル」ト云フ其終審ヲ爲スモノヲ「ヂスチプリナルホーフ」ト云フ

「ヂスチプリナルカンメル」ハ帝國中ニ三十アリ「ヂスチプリナルホーフ」ハ一ヶ所ニシテ「ライプチヒ」ニ在リ

「ヂスチプリナルカンメル」ハ裁判官七人ナリ而シテ其裁判長ト其内ノ三人ハ判事ナルヲ要ス

「ホーフ」ニ於テハ裁判官十一人ナリ而シテ其中ノ四人ハ獨逸ノ(ブンデスラート)上院議員ナルヲ要ス又其内ノ五人ト其長ハ帝國裁判所判事ナルヲ要ス残り一人ハ誰レヲ選ムモ可ナリ

「カンメル」ハ五人以上「ホーフ」ハ七人以上裁判ヲ實行スルヲ得

「カンメル」ノ裁判官ハ獨逸ノ上議院ニ於テ之ヲ選ミ獨帝之ヲ命ス勿論兼官ナルカ故ニ其本官ノ續ク間之ニ任ス

「ホーフ」ノ裁判官選任方法總テ「カンメル」ニ同シ

懲戒裁判所ハ其懲戒ニ係ルコトヲ判決スルノミナラス前ニ述ヘタル如ク諸大臣及長官ニ於テ
任免ヲ與フ可キモノニ付其專斷ヲ豫防スルカ爲メニ之ヲ懲戒ニ於テ處分スルモノナリ此ニ
者ヲ區別セサル可ラス先ツ其懲戒ニ非ラサル者ヲ説カンニ

一ハ本人ノ意ニ背テ轉廳セシムルナリ
ウシフライヴイニリグフニルセツクインテンデレコフムト

一ハ其意ニ背テ免職スルナリ
ウシフライヴイニルセツクインテンデレコフムト

判事ヲ除クノ外前ノ如ク本人ノ意ニ背クト雖モ旅費ト轉移料ヲ與ヘテ轉廳ヲ命スルコトヲ得

(此場合ニ於テハ同等同給ノ場所ナラサル可カラス)

此分ハ其所屬長官ノ權内ニ於テ爲シ得可キモノナレモ其專斷ヲ防ク爲メニ之ヲ裁判所ニ於

テ取扱フモノナリ

判事ハ本人ノ意ニ背キ轉廳ヲ命スルコトヲ得サル者ナレモ若シ裁判所ノ構成改正等ノ場合ニ

於テ其裁判所ノ廢置ニ係ル時ハ司法大臣ノ意ヲ以テ直チニ之ヲ行フコトヲ得

但シ公然ノ法律ヲ以テ其構成ヲ改メタル時ニ限ル他ノ事故ヲ以テ判事ノ人員ヲ増減スル

時ハ此限ニ非ラス

獨逸ニ於テ新法ヲ實施シタル時ハ二年間別段ニ司法大臣ニ全權ヲ與ヘテ判事ヲ進退セシ

メタリ

此ノ場合ニ於テモ其同等給ヨリ下ラス又其同官ヲ以テスルコトヲ要シタリ

法律ヲ以テ廢置シタル時ノ外本人ノ意ニ背テ進退スルコトヲ得ス若シ事務ノ繁閑ニ由テ増減

ス可キ事情アル時ハ本人ノ意ヲ問フテ進退スルハ格別否ラサレハ其員ノ欠ルヲ待テ増減セ

サル可カラス

又其例外アリ

ウンフライヴイニリグフ、フェルセツツング、ヂー、ツールヒ、ダス、イントレッセ、デル、レヒッ

スフレーゲ、ドリリングント、ゲホーテンイスト

法律ノ爲メニ要用ナル轉廳

此ノ分ハ懲戒裁判所ニ於テ之ヲ定ムルナリ例ヘハ婚姻上ヨリ三等以上ノ親屬トナリタル時

ハ同一ノ裁判所ニ奉職セシメサル等ノ如キヲ云フ

此ノ場合ニ於テハ司法大臣ノ命ニ依リ上等地方裁判所檢察長ヨリ上等地方裁判所ノ懲戒局

ニ請求シテ其裁判ヲ受ルモノトス

檢察ノ請求アリタル時ハ其判事ニ四週間内ニ答辯ス可キ旨ヲ命ス

若シ四週間内ニ答辯セサル時ハ直チニ之ヲ判決ス

裁判所ニ於テ法律上ノ關係アルコトヲ判決スル時ハ司法大臣ノ見込ヲ以テ他ノ裁判所ニ移ス

但シ轉移料及ヒ旅費ヲ給ス

此ノ事ハ實際稀ナリ如何トナレハ判事タル者大抵其婚姻ヲ爲ス前ニ此事情アル時ハ豫メ轉
廳ヲ情願スルカ故ナリ

是ヨリ免職ノ事ヲ説ク可シ

一時ノ免職

免職

一時其職ヲ止ムルト雖モ尙其人ヲ用フル場合アル迄「パールテゲルト」即チ待命金ヲ與ヘテ

其時ノ至ルヲ待タシム

其金額ハ下ノ如シ

俸給四百五十「マルク」迄ハ其金額

三千六百「マルク」迄ハ 三分ノ四

其以上ハ

但六千「マルク」ヲ過ルトヲ許サス

此ノ一時ノ免職ハ概テ政府ノ組織ニ係ル改革等ノ時ニ用フル者ナリ即チ學國ニ於テ千八百
七十九年ノ大改革ニ際シ行政官ハ勿論司法官吏モ一時ノ免職ヲ爲シタリ當時ハ其免職ヲ爲

ス者數多ナリシヲ以テ別ニ「パールテゲルト」ノ制ヲ立テ之ヲ給與シタリ

但シ司法官吏ニ付テハ政府ノ改革ニ非ラサレハ其職ヲ停メラル、トナシ

勿論司法官吏ト云フハ判事ノミナリ檢事ハ行政官吏ナリ

行政官吏ニ付テハ政黨ニ關シ其意見ヲ異ニスル者アルカ或ハ宗教上ニ付其信仰ヲ異ニスル

時ハ一時其職ヲ止メ其人ノ地位ニ應ジテ「パールテゲルト」ヲ與ヘ其人ヲ用ルノ場合至ルヲ

待ツ若シ之ヲ用フルノ場合ナキ時ハ終身之ヲ給スル者トス此一時ノ停職ヲ爲ス事ヲ得ルモ

ノハ其職務ヲ任スル權アル者之ヲ爲スト得即チ國王ト諸省大臣ト是レナリ

免職ハ司法官吏一体ニ同シ而シテ其免職ニ二様アリ一ハ退隱金ヲ給シ一ハ之ヲ給セス

一般ニ官吏老衰疾病其他ノ不幸ニ際シ職務ニ堪ヘサル場合ニ適用スル者は是レナリ

此ノ場合ニ於テハ檢事ノ申立カ或ハ其監督官ノ聞知スル所ニ從ヒ先ツ其本人ニ旨ヲ諭シテ

其職ヲ辭セシム但シ精神病ニ罹ル者ハ代理人ヲ立テシメ之ニ命シテ其答辯ヲ爲サシム

各上等地方裁判所長ニ係ル時ハ先ツ「ヂヌチプリナルグローセ」即チ控訴裁判所ノ判決ヲ

經タル後ニ其裁判所長ヨリ之ヲ諭旨スル者トス其控訴院長ニ係ル時ハ其所中ノ裁判長ヨリ

之ヲ諭示ス

若シ檢事ヨリノ申立ヲ監督官ニ於テ肯セサル時ハ判事ニ付テハ一般ノ懲戒裁判所ニ申立其

判決ヲ乞ヒ上地方裁判所長ニ對シテハ控訴懲戒裁判所長ニ申立其判決ヲ受ル者トス
檢事ハ裁判官ヲ監督スル者ニ非ラス唯其公益上ヨリ精神病等ノ一アルヲ知り得タル時ハ直
チニ之ヲ監督官ニ報スルコトヲ得

檢事ヲシテ裁判所ニ依テ監督セシムルコトハ事實爲シ得可ヲサルノミナラス若シ之ヲ爲サシ
ムル時ハ裁判所ノ紛擾ヲ免レサル可シ如何トナレハ判事ノ職務上ニ付其同等若クハ下等ニ
位スル檢事ノ意見ヲ容ル、時ハ判事之ヲ肯セサルハ必然ナルヲ以テナリ
佛國ニ於テ檢事其監督ニ任シ無事ニ其職ヲ奉スルハ抑故アリ檢事ニ拔群ノ人物ヲ選任シテ
其職ヲ執ラシムルカ故ニ判事ハ檢事ノ下位ニ在ルモノ、如ク總テ檢事ノ意見ヲ採用スルヲ
以テ常トスルカ故ナリ若シ同等ノ人物ヲシテ檢事タラシメハ佛國ト雖モ其紛擾ヲ免レサル
可シ

若シ檢事ノ申立カ又ハ監督官ノ聞知ニ依リ本人ニ旨ヲ諭シテ之ニ從ヘハ可ナリ若シ之ヲ肯
セサル時ノ處分ハ裁判官ト其他ノ官吏トノ區別アリ
先ツ裁判官ニ係ルコトヲ説カン(懲罰ニ非ラサ)裁判官ニ詰問シテ其本人カ又ハ其管理ヲ爲ス
者ヨリ四週間内ニ答辯ヲ爲サ、ル時ハ之ヲ「ヂスチプリナールゼナート」ニ於テ判決スル者
トス若シ上地方裁判所長ナル時ハ「グロージェナート」ニ於テス

若シ其本人カ又ハ其管理者ヨリ相當ノ答辯ヲ爲シタル時ハ併セテ之ヲ「ヂスチプリナール
ゼナート」ニ於テ判決スル者トス
懲戒裁判所ニ於テ其判事ノ行爲ニ係ルコトヲ審査ス可キ旨ヲ判決シタル時ハ上地方裁判所

長別ニ一人ノ判事ヲシテ其事實ヲ豫審セシム
其事實ヲ審問スルニハ証人ヲ喚問シ及其管理者アル時ハ其者ヲ喚問ス

此ノ場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシメタル後審問ヲ爲ス
判事本人若クハ其管理者ハ口述又ハ書面ヲ以テ答辯ヲ爲ス

豫審判事其審問ヲ了リタル時ハ其一件書類ヲ所長ニ出ス所長ハ之ヲ檢事ニ廻付シ其申立ニ
依テ之ヲ免スルヤ否ヲ判決ス

此ノ場合ニ於テハ公判ニ付スルヤ否ヲ判決スルヲ要セス直チニ之ヲ公判ニ於テ判決ス

若シ其職ヲ免ス可キ理由ナシト判決シタル時ハソレニテ事濟ムナリ
若シ免職ス可シト判決シタル時ハ其裁判書ヲ司法大臣ニ呈出ス此ノ判決ニ對シテハ總テ控

訴スルコトヲ許サス

裁判官ニ非ラサル者ハ左ノ如シ
其事實ヲ詰問シタルニ際シ六週間内ニ答辯ヲ爲サ、ル時ハ辭職シタル者ト看做ス可シ

但シ退隱料ノ給與ヲ得

其答辯ヲ六週間ニ爲シタル時ハ其書類ヲ司法大臣ニ呈ス司法大臣ハ高等官ナレハ先ツ内閣

ニ於テ其免職ヲ爲ス可キヤ否ヲ決シ免ス可キ者ト決シタル時ハ之ヲ國王ニ奏シテ免職ノ處
分ヲ爲スモノトス

其他判任ニ係ル者ハ司法大臣直チニ之ヲ處分ス

但シ中等官吏下等官吏等ハ其處分ニ對シテ抗告ヲ爲ス可キ得此ノ抗告ハ内閣ニ於テ判決
ス若シ其抗告理アリト判決シタル時ハ司法大臣ノ處分ヲ取消シ其抗告理ナキ時ハ其旨ヲ
抗告人ニ申渡ス者トス

前ニ説キタル手續ハ皆退隱料ヲ得ル者ニ依ルナリ勿論十年未滿ノ者ト雖モ過失ナキ者ノ餘
義ナキ事故ニテ其職ヲ去ル時ハ其所屬長官ノ見込ヲ以テ退隱料ヲ給スルコトアリ此場合ニ於
テハ矢張前ノ手續ニ依ル

此ノ場合ニ於テハ司法大臣始メテ内閣ノ判決ヲ乞フ時ニ若シ之ヲ免スル時ハ退隱料ヲ與フ
可キコトヲモ併セテ具申シ内閣ノ決ヲ以テ國王ノ決ヲ取り決行ス

但シ退隱料ヲ與ヘサル免職ナル時ハ懲戒裁判所ニ於テ懲戒ノ手續ヲ以テ之ヲ判決ス
總テ官吏免職シタル時(懲戒ニ非ラスシテ)ハ其免セラレタル月ノ分ハ勿論翌月ヨリニケ月

分ノ俸給ヲ受ク(在職中死去シタル時モ亦同シ辭職シタル時ハ此典ナシ)

前ニ述ヘシ者ハ李法ナリ而シテ獨法モ亦此類アリ即チ帝國裁判所ノ判事ニ退隱料ヲ給スルノ
規則ナリ尤其職ヲ辭スルコトヲ肯セサル時ハ判事總會議ヲ以テ之ヲ決スル等事ト獨トノ異ナ
ル所アリ且ツ帝國裁判所判事ハ假令一日勤務スト雖モ退隱料ヲ得即チ十年迄ハ六十分ノ二
十分ヲ給スト云フ是ナリ

前ニ述ヘタル所ハ皆其規則ニ定メタル者ナレモ實際之ヲ行フコト稀ナリ其實ハ大抵諷旨ニテ
濟ムカ又ハ同僚ノ補助ヲ以テ其人ヲ存在セシムルヲ常トス

獨逸帝國ノ檢事ニ付テハ總テ司法大臣ノ爲ス可キコトヲ獨ノ宰相ニ於テ之ヲ取扱フ其法ハ李
國ト同シ帝國裁判所ニ於テハ司法行政ニ係ル官吏ニ付テモ其事アル時ハ豫審ヲ爲ス者ヲ命
シテ之ヲ審問セシメタル後ニ之ヲ決ス

獨逸帝國ノ官吏ニシテ獨帝ヨリ命シタル官吏ニ付テハ帝ト上院ト協議ノ上免職ヲ行フ
獨ノ宰相ノ命シタル者ハ宰相直チニ之ヲ免スルコトヲ得

但此場合ニ於テハ上院ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

獨ノ官吏ニシテ退隱料ヲ得ル權ナキ者ニ退隱料ヲ與フ可キヤ否ヲ決スルハ宰相ト上院ト協
議シテ之ヲ行フ帝ハ與ラス

是迄ニテ懲罰ニ非ラサル免職ノトハ説キ了レリ以下懲戒ニ係リ免職スルモノヲ説ク可シ
裁判官ニ於テ告諭ニ當ル^{エヒマコシ}トシテ犯シタル時監督官ニ於テ尙ホ不充分ト見込ム時ハ之ヲ懲戒裁
判所ニ移ス裁判官ニ非ラサル官吏ニ付テハ罰金ニテ尙ホ不充分ナリト見込ム時之ヲ移スモ
ノトス

帝國裁判所ニ於テ此等ノ懲戒ニ係ル^{ナシ}裁判官ノ懲戒ハ下ノ如シ

一 訓戒

二 譴責若クハ罰俸

譴責罰俸ヲ併科スル^ト得但シ一ヶ月ノ俸ヲ過ク可カラス罰俸ノミヲ獨立シテ科セ

三 轉應^同ニシテ辭給ノ處ニ移

但シ減給ト移轉料ヲ給セサル^トハ併科シ又ハ其一ヲ科スル^ト得
其俸給ヲ減スル代リニ時トシテハ罰金ヲ科スル^トアリ但シ其俸三分ノ一ヨリ多カ

四 免職

免職ヲ申渡サレタル者ハ別ニ宣告ナクシテ其位階ヲ失フ者トス

免職ノ場合ニ於テ時宜ニ依リ退隱料ヲ給スル^トアリ其時ハ定則ノ幾分ヲ給シテ終身
若クハ定マリタル年月間之ヲ給ス
前述ノ罰目ヲ科スルニ其輕重ヲ擬スルハ懲戒裁判官ノ見込ニ任ス

但シ官吏擅ニ職役ヲ離レタルカ又ハ其許可ノ期滿テ就職セサルモノハ其俸ヲ全ク給セス
若シ八週間其職ニ歸ラサル時ハ其職ヲ免スルモノトス(但シ職ニ歸ル可キ旨ヲ命シタル
ニ歸ラサル時ハ其命ヲ發シタルヨリ四週間ヲ過レハ其職ヲ免ス)

以下裁判官ニ非ラサル者ヲ説カン

一 轉應(但シ云々判事ノ規定ニ同シ)

二 免職(位階ヲ失フ等皆判事ノ規定ニ同シ)

但シ時宜ニ依リ本人ヨリノ願ニ依リ其職ヲ免スル等ノ^トアリテ懲戒ノ罰ヲ科スル
ニ及ハサル時ハ唯其位階ヲ奪ヒ退隱料ヲ給セサル旨ヲ申渡スモノトス但シ別段ノ
事故アル時ハ退隱料ノ幾分ヲ給スル旨ヲ申渡ス^ト得

若シ其犯ス所ノ事情輕キ時ハ懲戒裁判ニ於テ監督官ノ科ス可キ告諭及拘留罰金ノ
科目ヲ科スル^ト得
罰目ノ輕重ハ裁判官ノ見込ニ任ス但シ擅ニ職役ヲ離レタル等ノ定則皆裁判官ト同

裁判官ハ已ニ懲戒法ニ係リタル時ハ辭職ヲ許サス

獨逸帝國ノ司法官吏ハ判事ヲ除クノ外皆學法ト同ク懲戒ニ處ス但シ檢事ハ轉職ノ地ナキニ付之ヲ科スルヲ得サルノミ

但シ帝國裁判所ニ於テハ免職ニ當ルモノ辭職シタル場合退隱料ヲ辭シ位階ヲ返上シタル時ハ別段ニ宣告ヲ要セス

此レ學國トノ區別ナリ

是ヨリ官吏ノ行爲刑法ニ問フ可キモノニシテ刑法ト懲戒法ト併發シタル場合ヲ説ク可シ
刑法ニ係ル者ト懲戒ニ係ル者ト併發シタル時ハ刑法ノ裁判終ルヲ待ツテ懲戒裁判ニ着手スルモノトス若シ懲戒ニ着手シタル後ニ刑法ニ係ルモノ發覺シタル時ハ懲戒ヲ中止シテ刑法ノ判決成ルヲ待ツ

如此孰レノ場合ニテモ刑事ヲ先キニシテ懲戒ヲ後ニスルナリ

若シ刑事ニ於テ無罪トナリタル場合ト雖モ懲戒ニ問フ可キモノナル時ハ尙ホ懲戒法ヲ以テ之ヲ責罰ス

例ヘハ人ノ子タル者其父ノ物ヲ盜ミタル時及人ノ婦タル者其夫ノ物ヲ盜ミタル時ハ刑法ニ

於テ無罪ナレトモ懲戒ニ於テハ德義上ノ責罰ヲ加フルコトアル可キカ如キ是レナリ
刑事ニ於テ懲役ノ刑公權停止若クハ一年以上ノ實決ノ刑ニ處セラレタル時ハ官吏タルノ權

ヲ失フモノニ付別ニ懲戒裁判所ノ處分ヲ要セス

但シ前述ノ刑ヨリ輕キ刑ニ處セラレタル時ハ懲戒ニ於テ更ニ之ヲ議ス

勿論刑事裁判所ニ於テ其官職ヲ失フ可キ旨ヲ判決シタル時ハ更ニ懲戒ノ判決ヲ要セス
學國ニ於テハ官吏ノ官等ニ依リ其裁判管轄ヲ異ニセス皆其相當ノ管轄ヲ受ルモノトス故ニ

「エキセレンツ」ト雖モ皇族ト雖モ刑事ニ係ルモノハ即チ地方裁判所ノ刑事局ニ於テ裁判スルモノトス(國事犯モ亦同シ)

但シ皇族ハ國王ノ許可ヲ經サレハ之ヲ刑事ニ於テ處分スルコトヲ得ス

懲戒裁判ハ其定則ニ從ヒ其管轄ニ於テス裁判官ハ各上地方裁判所ニ於テシ上地方裁判所長ハ「ベルリン」上地方裁判所ニ於テシ行政官吏ハ「ベルリン」ノ「ヂスチプリーナル」

「フ」ニ於テスルカ如シ

若シ裁判(懲戒)管轄ヲ定ム可キ場合アル時ハ裁判官ニ就テハ「ベルリン」上地方裁判所即チ「グロッセ」懲戒ニ於テ之ヲ判決シ行政官ニ係ルモノハ「スタートミニステリウム」ニ於テハ「ヂスチプリーナル」ノ意見ヲ聞キタル上之ヲ決ス其場合下ノ如シ

一 各上地方裁判所ノ懲戒始審ニ於テ不正ノ裁判ヲ爲ス可キ疑アルトテ檢察若クハ其懲戒ニ係ル官吏ヨリノ申立アル時

二 裁判管轄ノ争アル時

獨逸帝國ノ官吏ニ係ルトハ帝國ノ「ヂスチプリナルホーフ」ニ於テ之ヲ判決ス

裁判管轄ノトハ是ニテ濟ミタリ

總テ判事檢察ノ懲戒ニ係ルトハ其裁判結局ニ至リ其判決ヲ爲シタル上地方裁判所ノ檢察ヨリ其始末ヲ其判事檢察ノ監督官ニ報告シ又其旨ヲ司法大臣ニ具狀スルモノトス是レ別段ノ規則ナリ

懲戒裁判ノ手續

其手續ニ二様アリ裁判官ト裁判官ニ非ラサル者トノ區別ナリ

一 裁判官ニ係ル者ハ其監督官ノ告發カ又ハ檢察ヨリノ公訴ニ依リ懲戒裁判ヲ要スルヤ否ヲ判決ス

但シ監督官ヨリ告發ニ係ル者ハ一應檢察ノ意見ヲ聞キタル上ニ其判決ヲ爲ス

若シ始審懲戒裁判所ニ於テ檢察ノ公訴ヲ受ケサルキハ檢察ハ之ヲ懲戒控訴裁判所ニ故障ヲ

申立ルトテ得此場合ニ於テ控訴裁判所ヨリ其公訴ヲ受クヘキモノトシタルキハ其始審裁判所ハ必ス之ヲ受理セサル可ラス

始審ニ於テ懲戒事件ノ豫審ヲ要スルヤ否ヲ判決ス(刑事ニ於テハ豫審ヲ爲ス場合ヲ定メタルモノアレバ懲戒ニハ之レナシ此レ其區別アル所ナリ)

若シ豫審ヲ要スルキハ其區内ノ判事ヲシテ豫審セシム其判事ハ一定ノ規則ナシ唯其管轄内實地ノ便宜ニ從ヒ之ヲ命スルモノトス

刑事上ノ豫審ハ唯其事件ヲ公判ニ付スル迄ノ審問ヲ爲スモノナレバ懲戒ニ於テハ其事件ノ結局ニ至ル迄之ヲ審問スルモノトス故ニ証人ヲ審問スルニ宣誓ヲ爲サシム(刑事ハ宣誓ヲ爲サシメス此レ其區別ナリ)

豫審ヲ了レハ其書類ヲ檢察ニ送ル檢察尙足ラストスレハ更ニ其審問ヲ求ム(刑事ハ否ラズ)判事ニ於テ檢察ノ請求ヲ容ルレハ已ム否ヲサレハ裁判所ノ判決ヲ要ス

檢察ニ於テ豫審事件ヲ無罪ト思量シタルキハ豫審終結ノ後之ヲ裁判所ニ請求シテ其事件ノ棄捐ヲ乞フテ得

裁判所ニ於テ檢察ト同意ナルキハ其理由ヲ記載シタル判決書ヲ其懲戒ニ訴ヘラレタル官吏本人ニ送達ス

其判決ハ刑事ノ判決ト同視スルモノニ付其判決確定シタルハ再審スルヲ得ス

檢事ノ請求スル所(有罪無罪ニ拘ハラズ)裁判所ノ意見ニ協ハサルハ孰レノ場合ニ於テモ一旦本調ヲ爲シタル上ニ非ラサレハ之ヲ判決スルヲ得ス

裁判所ニ於テ檢事ヨリ公訴狀ヲ出シタル後ニ裁判ノ期日ヲ定ム豫審ヲ爲サルモ亦同シ
本調ヲ爲スハ其前ニ公訴狀ト本調ヲ爲スノ判決書ヲ被告人ニ送り其當日ニハ本人ヲ喚出スモノトス若シ本人ノ望アレハ代理人ヲ出スモ代理人ト共ニ出ツルモ又ハ其代理人ヲ出スモ妨ケナシ

但シ時宜ニ因リ必ス本人ノ出廷ヲ要スルヲアリ此場合ニ於テハ本人出廷セスシテ代理人若クハ代人ヲ出シタルハ全ク出廷セサルモノト看做スヘキモノタルヲ豫告ス

本調ハ其審廷ヲ公開セス

本調ニ於テ專任判事ヲ命ス此判事演說ヲ爲シテ本調ヲ始ム

次ニ被告ノ答辯檢事ノ辯論等順ヲ逐テ審問ス最後ニハ必ス被告人ノ辯護ヲ要ス

本調ニ証人ヲ出スヲ得

審問ノ日ヲ延スヲ得

其日限ヲ被告人ニ告ク

証人ヲ審問スルヲ他ノ判事ニ托シテ之ヲ爲シ本調ニ喚問セサルヲ得(刑事ノ公判ト別ナリ)

裁判所ハ判事ノ隨意ニ信スル所ヲ以テ判決ス

本調ハ書記ヲシテ書取ヲシム

裁判ハ即日ニ爲スト次日ニ爲ストハ裁判官ノ見込次第ナリ

裁判書ハ被告人ノ請求ニ依リ之ヲ付ス

始審ノ裁判確定セサル間ハ控訴ヲ爲スヲ得確定シタル後ハ再審ヲ請求スルヲ得

控訴期限ハ四週間ナリ出廷スレハ其日ヨリ否ラサレハ裁判書ヲ受取リタルヨリ起算ス

上訴ノ届ハ其判決ヲ受ケタル始審裁判所ニ爲スモノトス

其届ニハ上訴ヲ爲スノ理由ヲ述ヘサル可ラス故ニ其理由ヲ述ルノ用意ヲ爲ス爲メニ四週間

ノ外更ニ二週間ヲ加フ

此期限モ尙裁判長ノ見込ヲ以テ延期スルヲ得

其上訴届ノ寫ハ檢事ヨリスルモノハ其寫ヲ本人ニ渡シ本人ヨリスレハ其寫ヲ檢事ニ渡ス

檢事ノ上訴ニ係レハ被告人ヨリ被告人ノ上訴ニ係レハ檢事ヨリ各其寫ヲ受取リタル二週間

内ニ其答辯書ヲ始審裁判所ニ差出スモノトス

其日限ハ之ヲ延スヲ得

若シ其答辯書二週間内ニ出テサレハ直ニ之ヲ控訴裁判所ニ送ル

控訴ニ就テノ手續ハ始審裁判ト同シ

控訴アリテ上告ナシ但確定裁判ニ付テハ再審ヲ乞フヲ得

再審ヲ爲スニ二様ノ別アリ一ハ被告人ノ爲メニスルモノ一ハ他ノ爲メニスルモノ是レナリ

被告人ノ爲メニスルモノハ左ノ如シ

一 偽証アリシキ

二 証人ノ宣誓偽誓ナリシキ

三 刑法ヲ以テ罰スヘキ罪ヲ犯シタル判事カ其裁判ヲ爲シタルキ(賄賂等)

被告人ヨリ犯罪ヲ爲サシメタルキハ此限ニ非ラス

四 他ノ民事裁判ニ依リテ判決シタルニ其民事裁判消滅シタルキ

五 裁判ヲ全ク消滅セシムヘキカ又ハ其裁判ヲ輕減スヘキ新タナル證據ヲ見出シタル

被告人ニ對シタルモノハ左ノ如シ

一 被告人ノ利益トナリタル證書偽造ナリシキ

二 偽誓ナリシキ

三 犯罪ノ判事アリシキ

四 被告人信スヘキ摸樣ヲ以テ犯罪ヲ白狀シタルキ

是レヨリ裁判官ニ非ラサル官吏ノ懲戒ニ係ル手續ヲ述フヘシ

其手續ハ大抵裁判官ノ分ト同シ故ニ今其異ナル所ノミヲ述フヘシ因テ其述ヘサルモノハ裁判官ノ分ト同キモノト知ルヘシ

國王ヨリ任スル官吏ト司法大臣カ任スル所ノ官吏ニ係ルトニ付懲戒裁判ヲ開クヤ否ハ司法

大臣之ヲ決ス其他ハ上等地方裁判所長之ヲ決ス

此官吏ニ係ルトハ皆豫審テ爲サ、ル可ラス

豫審ヲ爲ス者ヲ定ムルハ司法大臣又ハ上等地方裁判所長ノ權ニ在リ

檢事ノ職務ニ係ルトハ他ノ官吏ヲシテ之ヲ行ハシム

豫審ヲ爲シタル後司法大臣自ラ懲戒裁判ニ付スヘキヤ否ヲ決シ或ハ權内ノ罰金譴責等ヲ行

フヲ得

上等地方裁判所長懲戒ニ付セサルヘシト思量スルキハ司法大臣ニ稟議シテ決ヲ取ル

懲戒ニ付セサルキハ其判決書ヲ本人ニ與フ

此行政官吏ニ對シタルモノハ控訴ヲ内閣ニ爲スコアルノミ再審ヲ許サス

控訴裁判所即チ内閣ニ於テハ口述上ノ審問ヲ爲サス書類ニ依テ之ヲ判決ス

裁判官ハ口述ノ審問ヲナス此レ其別ナリ

内閣ニ於テハ一人ノ專任官ヲ命シテ之ヲ審按セシム

若シ「ヂスチプリナールホーフ」ニ於テ罰シタル控訴ニ係ルキハ二人ノ專任官ヲ命ス其中一

人ハ必ス司法省ノ官吏ナラサル可ラス

他ノ縣郡ニ在ル懲戒裁判ノ控訴ニ係ルキハ先ツ「ヂスチプリナールホーフ」ノ意見ヲ聞キタ

ル後ニ之ヲ判決ス

「ヂスチプリナールホーフ」ニ於テ無罪譴責又ハ告諭等ヲ宣告シタルキハ控訴ハ之レヨリ重

キ免職ニ處スルコトヲ得ス

地方懲戒裁判ニ付控訴シタルモノ亦同シ

但「ホーフ」ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

勅任ニ係ル者ハ裁判確定ノ後所屬長官ヨリ國王ノ決裁ヲ受ク

懲戒裁判ニ付テハ別ニ裁判入費ヲ収メス唯其事件ニ付立替金ニ係ルモノヲ徴収スルノミ

李國ノ懲戒ニ係ルコトハ説キ了リタルニ付是レヨリ獨逸帝國ニ於テ官吏ヲ懲戒スルノ概略ヲ

述フヘシ勿論李國ノ法ト大要同一ナルヲ以テ唯其異ナル所ヲ説カン

李國ニ於テハ懲戒裁判ハ公開セサレ且獨逸帝國ニ於テハ其審廷ヲ公開ス

但シ檢事及裁判所ノ見込ヲ以テ之ヲ公開セサルコトヲ得

李國ニ於テハ裁判官ニ非ラサルモノニ付テハ懲戒ニ當ルヘキモノ辭職シタルキハ其願ヲ許

スト雖其位記ト退隱料ヲ與フルヤ否ヲ懲戒裁判所ニ於テ判決ス（其本人ヨリ退隱料及位記

ヲ受ルノ權ヲ拋棄シタルト否トニ拘ハラヌ）ルモノナレ且獨逸帝國ニ於テハ辭職シテ他ノ

權利ヲモ拋棄スレハ懲戒ニ付セス

李國ニ於テハ高等官ノ懲戒ニ係ルモノハ國王ノ許可ヲ要スルモノナレ且獨逸帝國ニ於テハ

獨逸帝ノ許可ヲ要セス

「アマッスツスベンヂヤン」或ハ「フアルロイファイゲヂンストエントヘーブング」ト云フコト

リ左ノ如シ

此一時ノ停職ナルモノハ懲罰ノ意ニ由ルモノニ非ラス（懲罰ハ在職中ニ於テ懲戒スルカ又

ハ之ヲ免職スルニ在リ）シテ其行為上ニ些少ノ不都合アルカ或ハ他ニ故障アルキハ一時其

官職ヲ行フコトヲ停止シテ其事ノ除クヲ待テ其職ニ歸ラシムルモノナリ其場合ハ下ノ如シ

一 官吏タル者刑事又ハ懲戒ノ豫審拘留中ナルキ

二 官吏刑事事件ニ付實決ノ刑ヲ受ケタル時

此場合ニ於テハ其職ヲ停止スルハ法律上自然ニ其職ヲ停ムルヲ要スルニ至ルモノト其事件ニ依リ判決ヲ以テ之ヲ停ムルモノトノ二様アリ

其一ハ前ニ記シタル豫審中ノ拘留ト既決後ノ實決刑ノ者ナリ（此レ法律上自然ニ停職スルモノナリ）

一 豫審ノ場合ニ於テ拘留ヲ免レシ後十日ヲ過キサレハ其職ニ就カシメス此レ懲戒裁判ノ起ルコアルヲ慮リ且ツ其豫審後ノ復職ヲ緩ニスルナリ

二 既決ノ時ハ其受ケタル刑ノ満期ニ至ル迄其職ヲ停ム

民事上ニ付テ拘留ヲ受ケタル時ハ法律上自然ニ其職ヲ停メス別ニ其判決ヲ爲サ、ル可ラス

病氣ニテ其職務ヲ行ハサル時ハ其事實ニ於テハ同様ナレ其職ヲ停ムルノ限ニ非ラス

三 刑事上ニ於テ奪職ノ宣告ヲ受ケタルモノアル時ハ其裁判ノ確定迄

又其裁判ヲ上告シテ其裁判無罪カ或ハ輕減シタル刑ニ確定シタル時ハ其確定後十日間其職ヲ停ム

四 懲戒裁判ニ於テ免職ノ宣告ヲ爲シタル時ハ其裁判確定スル迄

若シ之ヲ上訴シテ免職ニ非ラサル裁判ヲ受ケタル時ハ其裁判確定スル迄

前ニ述ヘタル所ノ官吏ハ自然ニ其職停ムルモノナリ然ルニ實際其レ等ノ官吏職ニ就クノ嫌ナキニ非ラサレ其檢察ヨリ是等ノ一ニ付テハ兼テ監督官ニ報告スルノ法アルニ依リ監督官之ヲ監知スルコトヲ得

其一ハ判決ヲ以テ其職ヲ停ムルモノナリ左ノ如シ

一 裁判官ニ就テハ懲戒裁判所ニ於テ其職ヲ停ムルコトヲ判決ス

二 其他ノ官吏ハ司法大臣若クハ上等地方裁判所長之ヲ判決ス

其場合ハ懲戒裁判ノ取調ニ着手シタル時カ又ハ刑事上ニ付公判ニ付スルノ判決ヲ爲シタル時ニ於テ之ヲ決ス

此場合ニ於テ其職ヲ停ムルト否トハ懲戒裁判所若クハ司法大臣上等地方裁判所長ノ見込ニ在リ故ニ一旦停メタリ其尙之ヲ釋クコトヲ得若シ之ヲ解カサル時ハ其懲戒若クハ刑事ノ裁判確定スル迄其停職ヲ繼續ス

懲戒裁判所ニ於テ裁判官ノ職ヲ停ムル時ハ先ツ檢察ノ意見ヲ聞キタル後ニ之ヲ行フモノトス

此場合ニ於テ其判決ヲ受ケタル判事若クハ其意見ヲ述ヘタル檢察ハ控訴裁判所ニ上訴スル

トヲ得

但シ檢事ハ其職ヲ停ムルノ裁判ヲ爲サ、ルニ付テモ控訴スルコトヲ得
至急ヲ要スル場合ニ於テハ其官吏ノ平常ヲ監督スル上官ニ於テ假ニ其職ニ從事スルコトヲ禁
スルヲ得

執行吏等ニハ往々職務上ノ犯罪アルカ故ニ其任ニハ至急ニ其職ニ從事スルコトヲ停メサル
可ラス

若シ假リニ其職ヲ禁シタルハ直チニ其事ヲ判決スル權アルモノニ報告シテ判決ヲ受ルモ
ノトス

但シ裁判官ニ對シテハ此ノ假處分ヲ爲スコトヲ許サス

裁判官ニ非ラサル司法附屬ノ官吏上等地方裁判所長ノ判決ニ不服ナルハ司法大臣ニ抗告
ヲ爲スコトヲ得司法大臣ノ判決ヲ受ケタルモノハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

一時ノ停職ヲ判決セラレタルモノハ左ノ如シ

一 其官職ハ依然所有スルコト

二 其俸給ヲ受ル權ヲ有スルコト

但シ其中幾分ノ俸給ヲ奪ハル、コトアリ

此レ其職務ニ從事セサル時間官府ニ於テハ他ノ代理人ヲ要シ且裁判上ノ費用ヲ償フカ爲メ
ナリ

學國ニ於テハ多クハ其半額ヲ奪フ

獨逸ニテモ亦其半額ヲ奪フト雖モ若シ其家族非常ニ窮迫スルモノハ其奪ヒタル半額中ノ半

額ヲ給與スルコトヲ許ス

若シ其本人ノ爲メニ非ラスシテ刑ノ執行出來サルハ(監獄ノ都合カ又ハ本人ノ病氣等ニ由

ル)ハ其間ノ分ハ俸給ノ全額ヲ給ス

拘留ヲ許サレタルヨリ十日間ノ停職ハ其俸給ヲ全給ス

但シ上等ナル裁判所ニテ其裁判ヲ換ヘタル節十日間ノ停職モ亦同シ

若シ懲戒ニ係リ停職スヘキ權利アルモノヨリ其職ヲ停メタルハ此限ニ非ラス

停職中取り揚ケタル官吏ノ俸給ヲ以テ其代理官吏ノ給與ニ充テ又其豫審中ノ費用ヲ辨ス若

シ其俸給ヲ取揚ケタル分ニテ是等ノ費用ヲ償フ能ハサルハ官府ノ損失ニ歸ス

若シ是等ノ費用ニ充テ尙餘分アルト雖モ其官吏免職ノ宣告ヲ受ルカ又ハ轉職トナリタル

ハ學國ニ於テハ之ヲ其官吏ニ返付セス

獨逸ニ於テハ其餘額ヲ本人ニ返付ス

若シ其官吏全ク無罪トナリタルハ其取揚ケタル俸給全額ヲ返付ス
若シ免職轉任ニ非ラサル罰ヲ受ケタルハ裁判官ハ其奪ヒタル俸給ヲ以テ豫審ノ入費ヲ引
去リ其餘ハ之ヲ返付ス

代理人ノ費用ハ官費ニ屬ス

裁判官ニ非ラサルモノニ付テハ豫審費用ト懲戒ニ於テ罰金ヲ科シタルハ其罰金ニ充ツル
金額ヲ引去リ其餘分ヲ返付ス

帝國裁判所ニ於テハ他ノ官吏ハ別段ノ「ナシ」判事ニ付例外アルモノヲ説クヘシ

帝國裁判所ノ判事輕重罪犯ニテ公判ニ付セラレタルハ帝國裁判所ノ判事ノ總會議ヲ以テ
檢事ノ意見ヲ聽キタル上其職ヲ停ムル「ナシ」判決スル「ナシ」得

若シ未決監ニ拘留セラレタルハ自然ニ其職ヲ停メラル

但シ帝國裁判所判事ニ付テハ停職中ト雖モ其俸給ヲ減セス

未決中拘留ヲ受ケタルモノ無罪トナリ拘留ヲ解カレタルハ十日(他ノ官吏ハ十日ノ猶豫
アリ)ノ時間ヲ要セス直チニ其職ニ就ク「ナシ」得

帝國裁判所判事ニ付テハ輕重罪ニ非ラサレハ其公判ヲ開キタルト雖モ停職ヲ議スル「ナシ」
得ス(他ノ判事ハ必スシモ輕重罪ヲ要セス)

總テ帝國裁判所ハ特別ノ取扱ヲ受ルモノトス

是レヨリ公証人ノ懲戒ニ係ル「ナシ」説カン

公証人ノ事務ハ裁判官ノ爲スヘキ「ナシ」即チ「フライビリゲケリヒツパールカイト」ノ不爭訟ニ
係ル「ナシ」ナルカ故ニ裁判官ト相同「ナシ」ナル懲戒法ヲ用ユ

公証人ノ監督長ハ司法大臣ナレモ其權ヲ分ツテ上地方裁判所長地方裁判所長ニ任ス故ニ
上地方裁判所管内ノ總員ハ各上地方裁判所長之ヲ監シ地方裁判所管内ハ地方裁判所長
之ヲ監ス

公証人ニ責罰スヘキモノアルトハ裁判官ト同ク先ツ告諭(「リウゲンエルマーニング」)ヲ爲
シ其注意ヲ促シ將來ヲ戒ム

裁判官ニハ此上ニ「マーニング」即譴責ニシテ懲戒ニ屬スルモノヲ監督官ヨリ行フモノア
レモ公証人ニハ此譴責ナシ直チニ懲戒裁判所ノ判決ニ付ス

「フライン」地方ニ於テハ其公証人ノ屬スル所ノ地方裁判所ノ民事局ヲ以テ公証人懲戒始審裁
判所トシ「コルン」ニ在ル上地方裁判所ニ於テハ其所長ノ掌理スル局ヲ以テ控訴裁判所ト
ス

「フライン」地方ハ民法異ナルヨリ其事務上ニ付テノ懲戒モ幾分カ其別アルヲ以テ別ニ其懲

戒裁判ノ區域ヲ立テタルナリ

「ライン」地方ヲ除クノ外學國一般（ハノーベル）モ其中ニ在リ同一ニ上等地方裁判所ノ懲戒局ニ於テ始審ヲ爲シ「ベルリン」ノグローゼヂスチプリナール」即チ上等地方裁判所ノ別局ニ於テ控訴ヲ判決スル等總テ判事ニ同シ

其他ノ事皆裁判官ニ於ケルト同一ナルヲ以テ之ヲ略ス

是レヨリ官吏ノ預リ物ニ係ルヲ説カン

官吏公務上預リタルモノヲ私シタルモノ處分法

官吏職務上ヲ以テ預リタルモノヲ私シタルモ「スタート」並ニ他ノ人民又ハ一個人ニ於テ其害ヲ被ルモノナルヲ以テ其場合ニ付テノ處分ハ成ルヘク速ニセサル可ラス其害ノ及フ處未タ深カラサルニ之ヲ救ハンヲ要スルカ爲メナリ

此處分ハ次ニ舉ル所ノ官吏ニ對シ之ヲ行フモノトス（學國ノイヲ云フ）

總テ官物ヲ預カルモノ（即チ筆墨紙其他薪炭等ノ雜物ニ至ル迄ヲ兼テ云フ）

公金私金ニ拘ハラヌ職務上ヲ以テ之ヲ領置シ其出納ヲ掌ルモノ（「カスセ」ヲ云フ）

是等ノ者其預リ物ニ害ヲ生シタルカ又ハ之ヲ私シタルモノ處分ナリ

故ニ是等ノ「司法附屬」官吏ニモ之アリ左ノ如シ

一 裁判所書記

裁判入費ヲ徴収シ又ハ訴訟事件ニ關シ人民ノ請求ニ依リ其金員ヲ預リ又ハ無能力者ノ爲メ金員若クハ物品ヲ預ル「アル」皆書記其責メニ任スルモノナリ

又裁判所ノ定額ヲ以テ調整シタル物品モ其部内ニ在リ

二 執行吏

裁判入費罰金等ヲ「スタート」ノ爲メニ徴収シタルモノヲ預リ又人民ノ爲メニ裁判ヲ

執行シタル金員若クハ物品ヲ預カル「アリ

三 監獄會計吏、監獄取締、監獄用度掛

是等ノ獄吏ハ監獄ニ係ル金員物品其他ノ用度ニ係ル「アリ」取扱フカ故ニ其責任アルナリ

四 區裁判所判事

此レハ別段司法大臣ノ命ヲ以テ司法行政上書記ト共ニ官私ノ物品ヲ預カル「ニ付」其責任ヲ負フ「アリ

前ニ掲ケタル所ノ官吏其取扱ニ係ル金員及物品ニ缺損ヲ爲シタル「發覺」シタルモ其監督官ニ於テ先ツ其物品ノ缺損高ヲ審ニシ其缺損ヲ生シタル理由其缺損ヲ爲シメタル責任アリ

ルモ八等ヲ明ニ定ムルコトニ着手ス
此場合ニ於テ其缺損シタルモノヲ其責任アル官吏ヲシテ直チニ之ヲ償ハシムルカ又ハ一時
保証ヲ立テ後ノ處分ニ從ハシムルヲ豫定ス

若シ直チニ其缺損ヲ償ハシムヘキモノト認メタルキハ之ヲ償ハシメ若シ其事ヲ爲サハルキ
ハ即チ「ツウワンクスフヨルストレックング」(物品ニテモ差押ヘ其判決ヲ執行スルヲ云フ)
ヲ以テ之ヲ處分スルノ判決ヲ爲ス

但シ直チニ此處分ヲ爲スヘシト判決スルモノト又何々ノ場合ニハ此處分ヲ爲スヘシト判
決スルノ二様アリ

此ノ判決ヲ監督官ヨリ爲シタルキハ其判決書ヲ獄吏ナレハ上等地方裁判所檢察長ニ其他ノ
官吏ナレハ上等地方裁判所長ニ送り其認可ヲ乞フ

此場合ニ於テ上等地方裁判所檢察長若クハ上等地方裁判所長ニ於テ認許シタルキハ其判決
ヲ執行ス

上等地方裁判所長及ヒ檢察長司法大臣ノ判決シタルコトハ他ノ認可ヲ受ケスシテ直チニ之ヲ
執行スルコトヲ得

但シ司法大臣ハ他ノ判決ニ於テ穩當ナラサルモノアルコトヲ知り得タルキハ之ヲ改正スル

ノ權ヲ有ス

其監督官ニ於テ之ヲ償ハシムルノ判決ヲ爲スニハ其責任アル官吏有心故造ヲ以テ其預リ物
ノ缺損ヲ致シタルカ又ハ許ス可ラサル過失ニ因ルモノニ非ラサレハ直チニ之ヲ償ハシムル
ノ判決ヲ爲サス實際多クハ保証ヲ以テ後ノ處分ヲ待タシム

總テ此ノ賠償ノ責任アル者ノ判決ヲ受ケタルキハ其判決ニ對シ司法大臣ニ抗告ヲ爲シ又ハ
其判決ニ對シ「スタート」ヲ相手取り裁判所ニ訴訟スルコトヲ得

舊時ハ裁判所即チ其賠償ノ判決ヲ爲シタルモノヲ相手取ルモノナリシカ是ノ事ハ行政ノ
事務ヲ「スタート」ノ爲メニ行フモノナルヲ以テ直チニ「スタート」ヲ相手取ルコトセリ

「スタート」ノ代理ハ總テ縣官ニ於テ之ヲ負擔スルモノト定メタルカ故ニ此場合ニ於テハ
縣官被告ノ場所ニ立ツモノトス

其判決ニ對シテハ賠償義務ナキコトヲ論辯スルハ勿論其賠償ノ金額ニ係ル多寡ニ付テモ故障
ヲ爲シ又ハ訴訟ヲ爲スコトヲ得

訴訟ヲ爲スハ其判決ヲ受ケタルキヨリ一年内ニ之ヲ爲サハル可ラス
但シ其監督官ノ判決ハ訴訟ヲ爲シタルキト雖モ其執行ヲ止メス

若シ其缺損ノ賠償ヲ爲ス爲メニ保証ヲ立ツヘキ旨ノ判決ヲ受ケ不服ナルキハ其判決ニ對シ

上等監督官即チ司法大臣ニ抗告ヲ爲スカ又ハ訴訟ヲ爲スイヲ得

此場合ニ於テ訴訟ヲ受ケタル裁判所ハ唯其保証ヲ立ツヘキ事實アルヤ否其義務アルヤ否ヲ決スルノミニシテ其事實ノ細目ニ涉リ愈其官吏カ賠償ノ義務アリヤ否ハ判決セサルナリ

例ヘハ其預金紛失シタルキ其官吏ノ責任トシテ保証ヲ立ツヘキヤ否ヲ判決ス其紛失シタルハ其官吏ノ私シタルモノカ又ハ盜マレタルモノナルカノ詳細ヲ審判スルイヲ要セサルモノ、如シ

此法ヲ設ルモノハ監督官ノ專斷ヲ防クモノナリ監督官ハ一人ナルヲ以テ其判決ニ專斷ナキヲ保タサレハナリ

監督官ノ判決ヲ上等地方裁判所長又ハ檢事長ニ於テ認可シタルキハ平常ノ手續ニ從ヒ其判決ヲ執行スル所ノ官吏ニ送り其執行ヲ爲サシム

書記執行吏等ハ保証金ヲ就職ノ始メニ於テ「スタート」ニ納メ置クモノナルヲ以テ是等ノ場合ニ若シ其缺損高其保証金ヲ以テ辨償スルニ足ルヘキモノナルキハ唯其缺損ノ賠償ヲ爲ス

ヘキ保証物ヲ出サシメ之ヲ賣却スルノ處分ヲ爲サス結局ニ至テ其保証金ヲ引去ルモノトス直チニ其保証金ニ手ヲ掛ケサルモノハ其官吏ノ賠償ニ任スヘキモノ他ニ在ルモ計リ難キヲ以テナリ

至急ヲ要スル場合ニ於テハ其官吏ノ給料及其財産ヲ一時差押ルイヲ得此場合ニ於テハ直チニ之ヲ上等ナル監督官ニ報シテ其承認ヲ得然後其判決ヲ爲ス是レニテ司法行政ノ事了ル

特別裁判所

裁判事務ハ成ルヘク一律ニ爲スコトヲ要スルト雖トモ其事ノ特別ナルニ隨ヒ裁判ノ手續モ特別ニセサル可ラサルモノアルカ故ニ別段ノ裁判所ヲ設ケ別段ノ手續ヲ定メタルモノナリ(皇族裁判所及軍事裁判所等ノ如キ即チ是ナリ)

無訴訟事件ニ付テハ各聯邦ノ便宜ヲ以テ如何ナル裁判所ニ於テスルモ妨ケナキモノトセリ然レトモ民刑事事件ヲ裁判スルハ法律ヲ以テ定メタルモノ、外別段ノ裁判所ヲ置クコトヲ得ス

但シ裁判所構成法中ニ許シタル特別裁判所ノ事務ヲ通常裁判所ニ於テ取扱フコトハ妨ケナキモノトス

特別裁判所ト雖トモ必スシモ之レヲ別段ニスヘシト云フニ非ラス通常裁判所中ニ其別段ナルモノヲ設ケ唯其手續ト事務局トヲ異ニスルコトヲ許スモノナリ

故ニ學國ニ於テ特別裁判所ノ取扱ヲ爲スハ實際ノ便宜ニ從ヒ或ハ通常裁判所ノ中ニ於テ
シ或ハ別ニ之レヲ設置シ又其手續ヲ同一ニシ又ハ其規程ヲ異ニスルモノアリ
但シ全國ノ爲メニスルモノト一部分ノ爲メニスルモノトアリ

特別裁判所ノ構造ハ左ノ如シ

第一 「ライオン」河運輸裁判所

第二 「エルベ」河關稅裁判所

此ニ裁判所ニ於テハ民事刑事共ニ裁判スルナリ勿論此ニ河ハ各聯邦ニ跨ル大河ニシテ各
邦ニ關涉スルコトナルヲ以テ萬國公法ニ基キ特ニ設置シタルモノナリ刑事ハ重モニ水上
警察ヨリ起ルコトナリ民事ハ該河流ニ架シタル橋梁ニ關スルコト及ヒ各處ノ乘船場ニ關
スルコト等ナリ

「ライオン」河運輸裁判所學國ノ分二十五ヶ所アリ勿論別ニ裁判所ヲ設ルニ非ラス通常區裁
判所ニ於テ之ヲ兼ヌルモノナリ

此裁判所ニ於テハ訴訟金高ニ拘ハラズ總テ始審裁判ヲ爲ス
刑事ヲ裁判スルニモ參審ヲ要セス總テ判事一人ニテ審判ス

此裁判所ノ判決ニ對スル控訴ハ「コルン」ノ上等地方裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

此裁判法ハ各聯邦ノ條約ニ係ルモノナルカ故ニ其手續ヲ異ニスルモノアレトモ多クハ治
罪法訴訟法ニ依ルモノトス

但シ控訴ヲ許スノミ上告ノ法ナシ

「エルベ」河關稅裁判所ハ該河沿岸ノ區裁判所ニ於テ皆其裁判事務ヲ兼ヌルモノトス
該裁判ニ對スル控訴ハ其地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

其他ノ手續ハ來因河ノ裁判所ト同一ナリ勿論控訴アルノミ上告ノ道ナシ

第三 職工裁判所

此裁判所ニ於テハ諸製造所持主ト共職工トノ間ニ起ル訴訟並ニ其製造所ト授業生トノ間
ニ起ル訴訟ヲ審判ス

但シ必スシモ製造所ニ限ラス諸職工ヲ以テ營業ト爲スモノ即チ職業規則ノ範圍内ニ於
テ營業スルモノハ皆此裁判所ノ管轄ヲ受ルモノトス

此裁判所ノ裁判官ハ製造主及職工ヨリ之ヲ撰ミ五人ヨリ十五人迄適宜ニ之ヲ用ユ
但シ法律ニ通曉シタルモノヲ撰ムニ非ラス唯職業上ノ事ヲ熟知スルモノヲ撰任スルナ
リ

「ライオン」地方二十一ヶ所アリ

其裁判官中ヨリ一人ノ長ヲ撰ミ又其代理官ヲ撰任ス

其裁判官ハ皆無給ナル榮譽官ナリ其裁判所ノ書記少クモ一人ハ通常裁判所ノ書記タル資格ヲ有スルモノナルコトヲ要ス

此裁判所ニハ勸解官二人ヲ置キ訴訟ノ始メニ於テ勸解ヲ爲シ不調ニ係ルモノニ非ラサレハ裁判ヲ爲サス

裁判官惣員二分ノ二以上出席セサレハ裁判ヲ爲スコトヲ許サス

但シ司法商務兩大臣ノ協議ヲ以テ其定數ヲ増減スルコトヲ得

其裁判手續ハ區裁判所民事取扱ノ手續ニ依ル

該裁判ニ對スル控訴ハ其地ヲ管轄スル上等地方裁判所ニ於テ之ヲ審理ス

但シ八十「マルク」以上ニ非ラサレハ控訴ヲ許サス

控訴アルノミ上告ノ法ナシ

右ノ裁判所ハ同業同等ノ者ヲ以テ裁判セシムルヲ主義トシテ設立シタルモノナレトモ苟クモ訴訟ヲ裁判スルモノハ其事業ヲ熟知スルヨリモ寧ロ法律ニ通曉スルヲ必要トスルモノナレハ法律ヲ解セサル諸職人集テ裁判ヲ爲スコトハ甚々難シ且ツ職業モ數種アリ其種類毎ニ裁判官ヲ撰ム可ラサルカ故ニ其職ヲ同クセサルモノ裁判ニ從事スルハ其裁判ハ

既ニ同業同等者ノ裁判ニ非ラサルナリ故ニ目今該裁判官ハ唯名ノミニシテ其實ハ裁判所ノ書記裁判ヲ爲スナリ

右ノ如ク實際無益ナルヲ以テ之ヲ廢スヘシトノ説起リタルコトアリタレトモ「ライン」地方ハ民法異ナルカ故(佛國ノ民法ヲ用フルナリ)ニ先ツ舊ニ依テ之ヲ存シタリ然レトモ獨逸帝國ノ民法一般ニ行ハルハニ至ラハ蓋シ之ヲ廢スルナラン

舊時ハ我カ學國ニ於テモ同等同類ノ者ノ裁判ヲ要シ各其種族ニ因テ裁判ヲ異ニシタルコトアリタレトモ今日ハ皆其迹ヲ絶チ唯商事裁判官アルノミナリ

但シ商事裁判官ハ實際上大ニ利益アリ來因地方職工裁判官ノ如キ無益ナルモノニアラ

「ライン」地方職工裁判所ノ外學國中別ニ職工裁判所アリ「ゲベルベゲレヒト」又ハ「ゲベルベシーツスゲレヒト」ト稱ス

此裁判所ハ多ク地方ノ區郡役所ニ於テ之ヲ兼務スルナリ但シ地方ニ依リ別ニ裁判所ヲ設ル所モアリ

伯林ニ於テハ府廳ニ於テ別ニ其事務局ヲ設ケテ之ヲ掌理ス

此裁判ハ假ノ裁判ナリ故ニ其裁判ニ不服ナルモノハ十日間ニ通常裁判所ニ訴訟スルコ

トヲ得

此裁判ハ警察官等ニ於テスル假ノ裁判ト同一ナルモノナリ但シ警察官等ノ裁判ハ假執行ヲ爲スコトヲ得

此職工裁判ハ來因地方ノ如キ弊害ナキノミナラス大ニ實効アルモノナリ如何トナレハ區郡役所ノ官吏ハ自然其地方ノ諸職業ニ係ルコトヲ熟知スルカ故ニ裁判其當ヲ得ルノミナラス假裁判ニシテ事實ニ害ナク裁判所モ亦幾分ノ煩務ヲ減スルノ便利アルヲ以テナリ右ノ外尙別段ノ裁判所アリ左ノ如シ

「シヨッフエン、ゲレヒト」

「ヨールツスゲレヒト」

「フェルト、ゲレヒト」

「ドールフ、ゲレヒト」

右等ノ名稱アリ字國中數ヶ所ニ設クト雖トモ其取扱フ所ノ事ハ無訴訟事件ノミニシテ皆同一ナリ其裁判官ハ邑長ト二人ノ村民トヲ以テ成リ立ツモノトス邑長ヲ稱シテ「ヨールツス、フヨルステーヘル」或ハ「ゲマインデ、フヨールステーヘル」ト云フ

村民ハ必スシモ二人ニ限ラサレトモ多クハ二人ヲ撰任スルヲ例トス其取扱フ事目ハ左ノ如シ

一 遺産物件ノ封印ヲ爲ス事

二 遺産ノ物件表ヲ作ル事

右ノ二件ハ裁判所ノ依頼ニ因テ取扱フモノトス

三 不動産ノ評價ヲ爲ス事

四 至急ヲ要スル場合ニ於テ遺囑証書ヲ作ル事

但シ裁判所書記若クハ僧侶ノ立會ヲ以テ作りタルモノハ有効ト爲スト雖トモ然ラサレハ無効ニ屬ス

第四 皇族裁判所即チ「ゲハイムユスチツラート」ノ事ヲ説クヘキ筈ナレトモ既ニ講述シタルコトアルヲ以テ茲ニ贅セス

第五 軍事裁判所

陸海軍共ニ同シ

軍事裁判所ニ於テ取扱フモノハ刑事及ヒ無訴訟事件ナリ而シテ其中ニ制限アリ軍人ニ限り犯罪トナルコトアリ故ニ別段ノ刑法治罪法アリ

治罪法ハ千八百四十五年ヨリ刑法ハ千八百七十二年ヨリ實施シタルモノナリ

治罪法ノ常事法ニ異ナルモノハ其審判ヲ爲ス必ス書類ニ依ルト審廷ヲ公開セサル等是レナリ

刑ノ種類モ禁獄等ニシテ懲役ノ刑ナシ

軍人ノ常事犯ハ軍事裁判所ニ於テ通常刑法ニ依リ之ヲ處斷ス

軍人ト稱スルモノニシテ軍事裁判所ノ管轄ニ屬スルモノ左ノ如シ

- 一 常備軍ニ在ル士官及兵卒
 - 二 非職士官
 - 三 陸海軍兵學校ノ教官及生徒
 - 四 士官及兵卒ニシテ聯隊附屬ノ名義アル者
 - 五 陸海軍ノ裁判官、會計官、軍醫等
 - 六 海軍ノ機關手等
 - 七 軍艦乗り組ミノ者
 - 八 軍務ノ用ヲ達スル藥種商
- 右ノ外總テ陸海軍ニ屬スル者ハ文官ノ職務ヲ奉スト雖トモ武官ノ名稱アルモノハ皆軍事

裁判所ノ管轄ヲ受ルモノトス

但シ常備軍ニ在ル者ヲ除クノ外他ノ軍人軍屬ノ常事犯ハ通常裁判所ニ於テ常人ト同ク之ヲ處斷ス

軍事裁判所ノ平常ニ係ルコトハ前ニ述ヘタル如シ而シテ非常即チ戰時ニ於テハ其ノ管轄ヲ異ニスルナリ

戰場ニ於テハ軍人ハ勿論軍人ニ非ラサルモノト雖トモ其軍隊ニ附屬シ又ハ其軍隊ノ許可ヲ得テ戰場ニ在ル者ハ商人及從者等ニ論ナク總テ軍事裁判所ノ管轄ヲ受ルモノトス

外國人ニシテ戰狀視察ノ爲メ軍團ノ許可ヲ得テ戰地ニ在ルモノ亦同シ又軍人ニ非ラズシテ其軍團ノ爲メニ敵ノ動靜ヲ探偵スルニ從事スルモノ亦同シ

内外人ニ拘ハラヌ軍事ニ係ル犯罪者即チ軍用電線ヲ毀損シ又ハ味方ノ暗號ヲ敵ニ通報シタル等ノモノハ皆軍事裁判所ノ管轄ニ屬ス

右ノ管轄ハ國內ニ在ルト國外ニ在ルトニ拘ハラサルモノトス

軍艦中ニ在ルモノハ文武官吏其他ニ論ナク總テ軍事裁判所ノ管轄ヲ受ルモノナリ
軍事裁判所ニ二等アリ左ノ如シ

一 「ニーデレ」(下等)

二「ビョーレ」(上等)

上等ニ於テハ士官ノ犯罪上等文官ノ犯罪及其他一切ノ重罪犯ヲ管轄ス

下等ハ上等ノ管轄ニ非ラサル一切ノ犯罪ヲ管轄ス

其裁判所ノ區別ハ左ノ如シ

一「ミリテールゲレヒト」

一「ゲ子ラールアウシトリアート」

二「アウセルラールデントリヘルクリークスゲレヒト」

「レギメント」ニ箇ヲ併セタルヲ「ブリガード」ト云フニ「ブリガード」ヲ「デファイシヨン」ト

云ヒニ「デファイシヨン」ヲ「アルメコール」ト云フ

一「コールゲレヒト」

二「デファイシヨンス、ゲレヒト」

三「レギメント」ニ箇ヲ併セタルヲ「バタイロンゲレヒト」

四「ガルニゾーングレヒト」

第一「コールゲレヒト」ハ「コンマンチーレンデルゲ子ラール」並ニ「ラーベルウントコー

ルアウシトイル」二人ヲ以テ成リ立ツモノトス

第二「デファイシヨンゲレヒト」ハ「デファイシヨンスアウシトイル」並ニ「ゲ子ラールロイテ

ナント」ヲ以テ成リ立ツモノナリ

第三「レギメント」ニ箇ヲ併セタルヲ「ハ其隊長ト」ウンテルズウフング、ヒユレン、デル、ヨフチエ

ル」ヲ以テ成リ立ツモノナリ

第四「ガルニゾーングレヒト」ハ「コンマンダント」或ハ「グベル子ル」及ヒ「コンマンダン

ツス」或ハ「グベル子メンツス、アウシテール」又ハ「ガルニゾーンス、アウシテール」トヲ

以テ成リ立ツモノナリ

大將

中將

司令官

聯隊長

右ノ諸官ヲ稱シテ「ゲレヒツヘル」ト云フ此諸員ハ自ラ裁判ヲ爲サス唯裁判事件ヲ經メ

テ裁判ニ付スルモノナリ他ノ「アウシテール」ナル者ハ司法判事タル資格ヲ有スルモノ

ニ限ル

「アウシテール」ハ國王ヨリ之ヲ任ス

「ゲ子テールアウシテール」之レヲ人撰シ陸軍司法兩大臣ノ意見ヲ奏シテ後任命セラル

ハモノトス

海軍ノ「マリーチアウシテール」ハ獨逸ニ屬スルモノナルカ故ニ内閣ニ於テ之レヲ撰ミ獨

逸帝ヨリ之ヲ命ス

一般ノ「アウシテール」ハ四等五等ノ官位ニ相當ス

但シ「コールアウシテール」ハ三等四等ノ間ニ位ス

一般ノ「アウシテール」ハ十二年間在職シタル後其總員三分ノ一迄ハ四等官ニ進ムルコトヲ得

「コールアウシテール」ハ四千五百「マルク」ヨリ五千六百「マルク」迄ノ俸給ヲ受ク

軍事裁判ニ付テハ一件毎ニ「グレヒツヘル」ヨリ豫審裁判ヲ爲スモノヲ定ム

豫審ヲ爲シタル後上等ニ係ルモノハ「クリークスグレヒト」ニ於テシテ下等ニ屬スルモノ

ハ「スタントグレヒト」ニ於テス

但シ裁判ヲ爲ストキハ「ダレヒツヘル」ヨリ其被告人ノ同等者ニ命シテ立會裁判ヲ

爲サシム

同等者ヲシテ裁判ニ陪席セシムルハ士官ノ被告人ナレハ士官兵卒ナレハ兵卒ト云フ

カ如シ

豫審ヲ爲シタル「アウシテール」ハ裁判ニ與ルコトヲ許サス

但シ其評議ニ加ハルコトヲ得

「アウシテール」ハ檢事ノ職務ヲ兼テ行フモノトス

兵卒ノ犯罪ヲ裁判スルトキハ左ノ如シ

少佐裁判長 一人

大尉 二人

中尉 二人

下等士官 三人

兵卒 三人

被告人少佐ナルトキハ左ノ如シ

少將裁判所 一人

大佐 二人

少佐 二人

大尉 二人

總テ裁判官ヲ撰任スルハ五種ノ等級ヨリ採用スルモノトス(前ニ列記セシ如シ)而シテ重罪ノ最重

キモノナルトキハ其數ヲ加フ假令ハ一人ヲ二人二人ヲ三人ト爲スカ如シ

通常裁判所ト軍事裁判所トノ區別ヲ擧レハ左ノ如シ

通常裁判所ハ常設ナリ

軍事裁判所ハ臨時ニ開設スルモノナリ

通常ハ法律家及平常人參審陪審ヲ以テ成リ立ツモノナリ

軍事裁判所ハ法律ヲ知ラサルモノト同等者ヲ以テ成リ立ツモノナリ

但シ法律家アレトモ唯下調ヲ爲スノミニテ裁判ニ與ルコトヲ得ス

通常裁判官ハ獨立權ヲ有ス

軍事裁判官ハ然ラス

「スタンダードゲレヒト」即チ下等ニ於テモ「アウシテール」又ハ「ウンテルズーフング」ヲフチ
「エル」ニ於テ豫審ヲ爲シ判決ノ用意ヲ爲スハ上等ニ同シ然レトモ裁判官ノ組合異ナリ左ノ
如シ

- 大尉裁判長 一人
- 中尉 二人
- 少尉 二人
- 下士官 二人
- 兵卒 二人

右ハ兵卒ノ犯罪ニ係ルトキナリ

下士官ノトキハ左ノ如シ

- 大尉裁判長 一人
- 中尉 二人
- 少尉 二人
- 曹長 二人
- 軍曹 二人

軍事裁判所ハ總テ書面ニ依ルモノナルカ故ニ豫審中ノ口述ヲ書キ取リタルモノヲ讀ミ上
ルナリ

軍事裁判所ハ始審終審ヲ兼テ控訴及ヒ上告ノ法ナシ

但シ其裁判ヲ認可スルノ法アリ

裁判ハ必スシモ審問ヲ終リタル即日ニ於テセス審問終結ノ後裁判書ヲ作り上官ノ認可ヲ
乞フモノトス其認可ヲ爲スモノハ國王陸軍大臣及大將中將等其軍人ノ身分並ニ罪ノ輕重
ニ因リ區別アリ

但シ裁判書ノ認可ヲ乞フ前ニ其裁判法律ニ適合シタルヤ否ヲ鑑定セサル可ラス其鑑定

ヲ爲スモノハ「アウジテル」及ヒ「ゲ子ラールアウジテル」等罪人ノ身分ト罪ノ輕重ニ依テ之レヲ區別スルナリ

又別ニ「インスタントゲレヒト」アリ軍人ニ非ラサル軍務附屬ノ官吏即チ會計出納等ニ關スル諸官吏ヲ裁判ス

其裁判手續ハ罪ノ輕重ニ依テ異ナリ裁判官ハ「ゲレヒツヘル」ニ於テ之ヲ定ム尤モ其員中ニ軍人ニ非ラサルモノヲ加フ

此裁判ニ付テハ「ゲ子ラールアウジトリアート」ニ上訴ス

陸軍ノ軍事裁判ハ前述ノ如シ而シテ海軍ニ於テモ上等裁判(ヒヨール)下等裁判(ニール)ノ別アリ其裁判手續モ亦大概同様ナリ但シ艦中ニ於テ裁判ヲ爲スノ異ナルアルノミ

以上説キタルモノハ軍事ニ裁判ノ一即チ「ミリテールゲレヒト」ナリ是レヨリ「ゲ子ラールアウジトリアート」ノコトニ移ルヘシ

「ゲ子ラールアウジトリアート」ハ軍事裁判ノ(上訴ヲ許シタルモノニ付)上訴ヲ受ル所ナリ而シテ總体ノ「アウジトル」ヲ監督シニヶ月毎ニ「アウジトル」ノ作リタル裁判書ヲ檢査ス若シ其裁判管轄等ニ誤リアルトキハ將來ヲ警戒センカ爲メナリ

陸軍ト海軍ト其名ヲ異ニスル前ノ如クナルモノハ陸軍ハ李國ノ支配ニ係リ海軍ハ獨逸帝國

ニ於テ管理スルモノナルカ故ナリ

「ゲ子ラールアウジトリアート」ハ左ノ人員ヲ以テ成リ立ツモノトス

一 「ゲ子ラールアウジトイル」 一人

此レヲ裁判長トス

一 「ゲハイムユスチツラート」 六人

總テ數人連班ノ裁判ハ總員合議決定スルモノナルカ故ニ裁判長ハ唯裁判上ノ順序規律ニ係ルコトヲ掌ルノミ案件ヲ裁判スルニ付テハ特別ノ權ナシ之ヲ(コレギヤールシステール)ト稱ス

「ゲ子ラールアウジトリアート」ノ裁判長ハ國王之ヲ命スニ等官ナリ

陪席裁判官ハ陸軍大臣司法大臣及ヒ「ゲ子ラールアウジトイル」協議ノ上之レヲ奏シテ國王ノ命ヲ乞フ其人員ハ概テ一体ノ「アウジトル」中ヨリ撰任スルモノトス

軍事裁判ノ第三ニ當ルモノハ左ノ如シ

「アウセルヨールデントリヘル、クリークスゲレヒト」非常軍事裁判所

此非常裁判所ハ「ペラーゲルングスツースタント」ニナリタル時ニ之ヲ設ルモノナリ即チ敵國ヨリ圍ヲ受ケタルトキ及ヒ圍ヲ受ケサルモ戰爭ニ際シタルトキ又ハ内亂一揆等ノ

起リタルトキヲ云フナリ

是等ノ時ニ於テハ集會及出版等ノ自由ヲ束縛スルコトアリ

但シ其場所ハ現ニ戰場トナリタル處若クハ一揆擾亂アル處ニ限ルモノトス

「ベラーゲルングスツースタント」ノ時ニハ次ニ掲ル所ノ諸權ヲ剝奪スルモノトス

- 一 人民ノ自由ヲ保護スル規則ヨリ得タル所ノ諸權
- 二 家宅不侵ノ權
- 三 郵便電信等ノ秘密ヲ有スル權
- 四 財産差押等ニ係ル諸權
- 五 通常裁判管轄ヨリ得タル權
- 六 出版自由ノ權
- 七 集會自由ノ權
- 八 結社自由ノ權

右ノ如ク軍事非常裁判ノ令ヲ以テ人民カ平常有スル所ノ諸權ヲ剝奪スルコトハ必スシモ擾亂アル處ニ限ラス其時ノ事情ト模様ニ依リ國安ヲ保護スルニ必要ナルモノト看認ムルキハ或ハ一州或ハ一縣適當ニ處分スルコトヲ得

此非常裁判ニ係ル命令ヲ發スルモノハ「スタートミニステリウム」即チ内閣ナリ但シ至急ヲ要スルトキハ其土地ニ在ル軍人總督ヨリ此令ヲ發スルコトアリ此場合ニ於テハ如何ナル官吏ト雖トモ其命令ニ從ハサル可ラス

此令ヲ人民ニ知ラシムルハ最至急ヲ要スルニ依リ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ布令ス或ハ軍樂ヲ以テ人ヲ集メテ之ヲ令シ又ハ諸處ニ掲示ヲ爲ス等ノ如シ

但シ此場合ト雖トモ前ニ掲ケタル人民ノ諸權ヲ悉皆失ハシムルニ非ラス或ハ其一二或ハ其五六最當時ニ必要ナル丈ケノ諸權ヲ剝奪スルモノナリ

勿論通常裁判ノ管轄ヲ停止シタルコトノ布令ヲ爲シタルキニ非ラサレハ別ニ軍事裁判ヲ置カス總テ通常裁判所ニ於テ相當ノ裁判ヲ爲サシムルモノトス

但シ軍事裁判ヲ別設シタル時ト雖トモ其内亂若クハ戰爭ニ關係アル者ニ非ラサレハ之ヲ管轄セス

非常裁判官ハ五人ナリ

内二人ハ其地ノ裁判所ニ於テ上席ヲ爲ス判事ヲ以テ之ニ充ツ其他ハ皆軍人ナリ但シ大尉以上ナルコトヲ要ス

此裁判ハ全ク特別ナルモノニ付其法最嚴ニシテ且ツ上訴ノ道ナシ

但シ死刑ニ處スルトキハ軍人上官ノ認可ヲ經サル可ラス
前述ノ如ク火急ノ場合ニ於テ其地ノ軍人上官ヨリ布令ヲ發シタルトキノ裁判ハ直チニ執
行ヲ爲スコトヲ得ス内閣ノ認可ヲ待テ然後其執行ヲ爲スモノトス
若シ事情ニ依リ非常軍事裁判ノ命令ヲ出スニ至ラサルモ通常裁判ノミニテハ國安ヲ保ツ
ニ足ラサルモノト看認ムルトキハ内閣ノ決裁ヲ以テ人民ノ諸權中ニ係ル幾分ノ權利ヲ剝
奪スルコトヲ得

此場合ニ於テハ總テ通常裁判ニ於テ其處分ヲ爲スモノトス之ヲ「クライ子、ペラーゲルン
グス、ツースタント」ト云フ

總テ此命令ヲ發シタルトキハ成ルタケ速ニ國會議員ヲ召集シ其承諾ヲ經サル可ラス故ニ若
シ國會ニ於テ之ヲ認可セサルトキハ直チニ其命令ヲ取消サ、ル可ラス

李國ニ於テハ國王獨リ之ヲ命スルコトヲ得ス

獨逸ニ於テハ帝獨リ之ヲ命スルコトヲ得

但シ「バイエルン」ヲ除ク

千八百四十八年ニ於テ李國內亂起リタルトキ此令ヲ發シタルハ其一例ナリ

軍人ト常人ト互ニ罵詈又ハ鬪毆ヲ爲シタルトキハ軍事常事ノ立會裁判ヲ爲スモノトス

此場合ニ於テハ通常判事ト軍人判事ト會合シテ豫審ヲ爲シ軍人ハ軍人裁判ノ公判ニ付シ常
人ハ通常裁判ニ於テ裁判ス

但シ軍人ヲ先キニス若シ軍人ヲ後ニスルコトヲ要スルトキハ國王ノ許可ヲ經サル可ラス
刑事ニ係ル軍人ノ處分ハ右ノ如シ而シテ民事上ノ事ハ總テ通常裁判ノ管轄ヲ受ルモノトス
但シ其中軍人所屬廳ヲ經由セサレハ處分スルコトヲ得サルモノアリ左ノ如シ

- 一 常備軍ニ在ル海陸軍人ニ對シ民事裁判執行ヲ爲ストキ
 - 二 軍務所屬ノ兵營其他ノ建造物内及ヒ軍艦ニ在ルモノニ付民事裁判執行ヲ要スルトキ
- 右等ノ場合ニ於テハ必ス其所屬官廳ニ其執行ヲ依頼セサル可ラス
軍人ヲ民事上ニ付裁判所ニ喚出ストキハ其所屬廳ニ照會シテ命ヲ傳フルモノトス若シ命ニ
應セサルトキ之ヲ拘引スルモ亦其所屬廳ニ依テ之ヲ行フ
刑事裁判上ニ付兵營又ハ軍艦中ニ在ル軍人ノ財産ヲ差押ルトキハ其所屬ノ官署ニ依頼セサ
ル可ラス

但シ檢事若クハ判事ヨリ請求アルトキハ軍人ニ非ラサルモノヲシテ立會ハシムルモノト
ス

軍務所屬ノ建物内ト雖トモ軍人ニ非ラサルモノ、ミ住居スルトキハ所屬官署ノ許可ヲ經ル

ニ及ハス直チニ其執行ヲ爲スコトヲ得

家宅搜索ヲ爲ストキモ亦同シ

軍人ヲ証人トシテ召喚スルトキニ其召喚ニ應セサルモノアレハ軍事裁判所ノ處分ヲ乞ハサル可ラス

召喚ニ應シタルモノニシテ宣誓ヲ肯ンセサルトキノ處分モ亦同シ

其場合ニ於テハ「ゲレヒツヘール」及ヒ「アウシトエル」ト其所屬士官トノ協議ヲ以テ處分ヲ爲スモノトス

但シ無訴訟ノ民事ニ付テハ軍人外國ニ在ルトキ又ハ兵營ヲ去テ戰地ニ在ルトキニ限り

「アウシトエル」一人ニテ其處分ヲ爲スコトヲ得

「アウシトエル」ハ通常裁判所ノ請求ニ從ヒ總テ裁判上ノ取扱ヲ爲スモノトス

「アウシトエル」ニ於テ無訴訟ノ民事ヲ取扱タル場合ニ於テハ其事件ヲ管轄スル常事裁判所ニ報告セサル可ラス

抑軍事裁判所ニ於テ民事ノ事件ヲ取扱フハ實ニ已ムヲ得サルノ場合ニ限り絶テ無クシテ僅ニ有ル位ノコトナレハ此上復々之レヲ奈何トモスル能ハサルモノ、如シ

之レニ反シテ刑事裁判ハ其區域甚タ廣ク其權限ニ於テ疑ナキ能ハス何トナレハ軍人ノ常事

犯モ軍事裁判ニ於テシ且ツ獨立權ヲ有セサル判事ヲシテ公開ニ非ラサル審判ヲ爲サシムル等ノコトアルヲ以テナリ

學國ノ軍事治罪法ハ千八百四十五年ニ制定シタルモノニシテ其法完全ナラサルカ故ニ今其法ヲ改定セント企テタリ

此改正ニ際シ常事犯ハ常事裁判所ノ處分ニ付スヘシトノ説ヲ主張スルモノアレトモ其説蓋シ行ハレサルヘシ何トナレハ今日ノ勢ニ於テ賛成者少キカ故ナリ

學國ニ於テ軍事裁判ヲ別異ニシタルハ千七百年代ニ於テ先王「クールヒユルスト」カ常備兵ヲ置キタルトキニ始マレリ

軍人ノ軍事犯ヲ軍事裁判ニ付スルハ固ヨリ其所ナリト雖トモ常事犯ヲ軍事裁判所ニ於テ處斷スルハ其當ヲ得タリト云フヲ得ス故ニ此事ニ就テ多少ノ議論アレトモ目今其説行ハレス

軍事裁判ノ審廷ヲ公開スヘシトノ説ヲ爲スモノアレトモ或ル聯邦ニ於テハ公開ヲ拒ムモノアル位ナルヲ以テ假令治罪法ヲ改正スルモ公開ハ尙之ヲ行ハサルヘシ

夫レ裁判所ノ審廷ヲ公開スルハ裁判ノ公正ヲ示シ裁判官ノ專横ヲ防クノ善制ナリト假定シタルモノニシテ實際其利益アルハ明カナリト雖トモ利ノ在ル處害之レニ隨フ近來我國ニ於

テ大ニ疑ヲ生シタルモノアリ其疑點左ノ如シ

一 公判廷ニ於テ犯罪ノ原因及ヒ其手續等ヲ審ニスルカ故ニ犯罪修業ノ念慮ヲ以テ傍聽ニ來ルモノアリ之レヲ稱シテ「クリミナルスツードント」(犯罪生徒)ト云フモノアルニ至レリ是レニ由テ之レヲ觀レハ公判廷ハ翻テ犯罪ヲ教ル場所ニ非ラサルナキカ

二 公判ハ人民ヲシテ裁判ノ公正ナルヤ否ヲ視察セシメンカ爲メナリ然ルニ傍聽者其趣意ヲ知ラスシテ唯觀セ物ヲ見物スルカ如キ思ヲ爲シ殆ント劇場ト同視スルニ至レリ加之新聞記者モ亦傍聽シタルコトヲ滑稽半分ニ書キ立ルカ故ニ益人ヲシテ觀劇ノ看ヲ爲サシムルモノナリ果シテ然レハ公判ハ翻テ裁判所ノ尊重ヲ欠クモノニ非ラサルナキカ

三 傍聽又ハ新聞記者ノ筆記ニ依リ犯罪ノ方ヲ審ニシ不良ナル者ヲシテ犯罪ノ念ヲ起サシムルコトアリ(前日郵便配達者ヲ殺シタル者亦新聞ニ依リ謀殺ノ念ヲ起シタリト云ヘリ此レ其一証ナリ)故ニ公判ハ翻テ不良者ノ惡念ヲ誘起スルモノニ非ラサルナキカ

右ノ疑點アルカ爲メニ今日ニ至テハ公判ノ害ヲ主張スル論者尠ナカラス勿論此論者モ公

判ヲ廢スヘシト云フニ非ラス傍聽ニ制限ヲ立ツヘシト云フニ在リ然ルニ其制限ハ如何ナル方法ヲ用ユヘキカト云フニ至テハ確定ノ意見ナキモノ、如シ故ニ余亦其利害ヲ判決スルヲ得スト雖トモ事ニ依リ目的ト結果ト相反スルコトハ往々之レアルモノナリ舊時ニ於テ死刑ヲ執行スル處ヲ公開シタルハ人ヲシテ畏懼戒慎セシムルノ主意ニシテ惡ヲ懲ラシ邪ヲ防クノ目的ナリシニ其結果ハ翻テ人ヲシテ殺伐殘暴ナラシムルモノアリタルヲ以テ之ヲ廢シタルナリ

今夫レ裁判廷公開ノ如キモ其目的ト結果ト相反スルモノナキニ非ラス人民ヲシテ裁判ヲ傍聽セシメ法律ノ何物タルヲ知ラシムルハ利益ナキニ非ラサレトモ法律ハ傍聽ノミヲ以テ知り得ラル、モノニ非ラサルカ故ニ翻テ誤解ノ點ヨリ種々ノ大ナル間違ヲ來スコトアリ刑事ハ勿論民事上ニモ其害少カラス堅ヲ救ヒ害ヲ防カント欲スルモノハ深ク慮ラサル可ラス

因ニ云々學國ニ於テ審廷ヲ公開スルコトハ千八百四十九年ニ始マレリ

アラスカ、アイアンデル、ヒッコングス、ベヒヨル、地所分合ノ處分ヲ爲ス官署並ニ其紛議ヲ裁判スル裁判所

學國ニ於テ舊時ハ或ル地所ヲ所有スル者一筆ノ地ト數筆ノ地ヲ有スルニ拘ハラズ一旦所有

シタルモノハ他ニ賣讓スルコトヲ許サ、ル等種々ノ制限アリタリ

一 地所ヲ有スル者或ハ其所得ニ對シタル納税ノ義務アルモノナリ

二 某地ヲ有スルモノハ某ノ義務ヲ盡スヘシト云フ即チ義務付キノ土地ナリ

三 數人共有ノ地所アリ其地所ヲ有スルニ付各其權利ヲ限リタルモノアリ

右ノ如ク各人所有ノ土地ニ種々ノ制限ヲ立テ賣買讓與ヲ得サラシムルハ經濟上甚々不利益ナリトノ說百年前ノ輿論トナレリ

例ヘハ土地ヲ所有スル者之ヲ賣讓スルコト能ハサルトキハ其所有者無力ナレハ之ヲ耕耨スルコトヲ得サルカ故ニ餘義ナク之ヲ荒蕪ニ付セサル可ラス

又義務付キノ土地ヲ有スル者其義務ノ爲メニ所有ノ權利ヲ束縛セラレ地力ヲ盡ス能ハス之レカ爲メニ權利者モ反テ其利益ヲ得サル等ノ不便アリ

前述ノ如キ弊害アルヲ以テ千八百年代ノ始メニ於テ「スタイン」及ビ「ヘンテンベルク」等以政治家務メテ是等ノ制限ヲ解キ土地ノ賣買讓與ハ全ク自由ヲ許シタリ然レトモ義務付キノ土地ニ至テハ尙其舊慣ヲ存シタル有様ナリシナリ

然ルニ義務付キノ土地ハ權利者義務者共ニ不都合アルヲ免レズ就中義務者ノ不都合カバサルモノナルヲ以テ其後追々双方ノ熟議上請求アレハ其關係ヲ解クコトヲ務メタリ其法概略

左ノ如シ

義務付キノ土地ヲ有スル者ハ一ケ年ニ其盡スヘキ義務ノ價值ヲ評價シ其幾倍ヲ權利者ニ拂フテ其義務ヲ免ル、モノトス其價值ハ土地ト其盡スヘキ義務ノ事柄ニ依リ高下アルモノナルカ故ニ其價格ハ各其事件ニ依リ之ヲ定ム

但シ十八倍ヨリ廿五倍迄ヲ通例トス

其割合四歩五歩ノ利益ニ當ルモノナリ

勿論其義務ノ價值高キモノハ義務者假令其義務ノ解除ヲ望ムモ一時ニ之ヲ拂フコト能ハス餘義ナク自由ヲ束縛セラレ、患ノルヲ以テ政府其間ニ立チ入り其義務者ノ爲メニ義務ノ價金ヲ一時ニ權利者ニ拂ヒ其義務ヲ釋放セシムルトセリ勿論政府モ亦一時ニ莫大ノ價金ヲ拂フ能ハサルカ故ニ公債証書ヲ權利者ニ與ヘ數年又ハ數十年ノ間ニ之ヲ支消スルモノトセリ

然リ而シテ政府ハ其價金ノ幾分ト年ニ四歩若クハ五歩ノ利息ヲ加ヘ義務者ヨリ年々徵収スルモノトス

其年賦ヲ四十一年六ヶ月或ハ五十六年一ヶ月ト定ム

政府ヨリ權利者ニ付シタル公債証書ヲ「レンテンブリーフ」ト云フ其公債ヲ取扱フ所ヲ

「レンテンパンシグ」ト云フ而シテ義務者ヨリ政府ニ上納スルモノヲ「レンテ」ト云フ（「レンテ」ハ利息ヲ拂フノ意ナリ）

義務者ヨリ政府ニ上納スルモノハ他ノ稅納ト同ク先取ノ權ヲ有シ常ニ他ノ稅金ト共ニ之ヲ徵収スルナリ

又一人一個ノ所有地ニ非ラスシテ數人共有ノ地所ニ付テモ各個ノ權利義務アル者ハ之レヲ解除セシムルコトヲ得セシム是等ノ義務ヲ釋クゴトヲ稱シテ「ゲマインハイツス、グアイルング」ト云フ連帶ノ義務ヲ分ツノ意ナリ

數人共有ノ地所ニ各個權義ノ異ナルモノハ例ヘハ其中ノ一人ハ何月ヨリ何月迄其地内ノ牧場ト爲スノ權ヲ有シ又其中ノ一人ハ何月ヨリ何月迄其地内ノ草木ヲ伐採スルコトヲ得ル等種々ノ規定アルモノヲ云フ

是等ノ地所ニ係ル義務ヲ釋放スルト同時ニ一人ニシテ數筆ノ地所ヲ各處ニ於テ所持スルモノヲ一區域ニ纏ムルノ處分ヲ爲スコトアリ此レ其權利義務如何ニ關係セサルコトナレトモ一區ノ地所ヲ處分スルコトアルト同時ニ其地ノ不便ヲ除クノ趣意ナリ之レヲ稱シテ「セバラチヨン」或ハ「フェルコッペルング」ト云フ土地ヲ併合スルノ意義アリ或ハ之レヲ「コンツリダチヨン」ト云フ來因地方及ヒ「ヘッセン」等ニ於テハ此名稱ヲ用ユルナリ

此レ其土地ヲ耕耘スルカ爲メノ便利ヲ謀リ其間ニ在ル道路溝渠等ヲモ便利ニ立テ替ル等ノ處分ヲ爲スモノナリ一人ニテ數筆ノ地所ヲ各處ニ於テ所有スルモノヲ一所ニ併合スル時ハ其耕耘培養上ニ於テ經濟的ノ便利ヲ得ルハ勿論地所ノ經界爭論ヲ減スルカ爲メニモ大ニ利益アルモノトス何トナレハ自然ニ成リ立ツ所ノ境域ハ犬牙錯綜シタルモノアルカ故ニ其爭論ヲ免レスト雖トモ各個ノ飛地ヲ一區ニ纏メ其經界ヲ正ストキハ自然ニ其紛紜ナキニ至ルハ明カナルヲ以テナリ

勿論前ニ述ヘタル「ゲマインハイツス、グアイルング」ノ處分ト此ノ「セバラチヨン」ヲ必ス同時ニスヘシト云フニ非ラス其時ノ便利ニ從ヒ或ハ同時ニ處分シ或ハ別ニ取扱フモノトス但其地所關係人ノ請求ニ依ルヲ要ス

「ゲマインハイツス、グアイルング」ニ付テハ數人ノ内一人ノ請求アレハ之レヲ處分ス「セバラチヨン」ニ付テハ其處分ヲ要スル地所ノ半高ヲ所有スル者等請求スルニ非ラサレハ其處分ニ着手セズ

「ゲマインハイツス、グアイルング」ノ處分ニ於テ義務ヲ解除スルニハ其義務ト權利トヲ評價シテ出來ル丈ケハ地所ヲ以テ割賦シ若シ其地所ヲ割賦スルコト能ハサレハ之レヲ折算シテ價金ヲ割賦スルモノトス

「セバラチラン」ニ付テハ成ルヘク地所ヲ以テ相當ノ配當ヲ爲スコトヲ要スルト雖トモ時トシテハ價金ニ折算セサル可ラサルコトアリ此場合ニ於テハ其地所ニ對シ書入質ノ權利アル者ハ其價金ニ對シ先取ノ權ヲ有スル者ナルカ故ニ其權利者ノ承諾ヲ經サレハ價金ヲ其地主ニ配當スルコトヲ得ス

又一法ニハ數人各個ノ權義ヲ依然存シ置キ唯其間ニ制限ヲ立ルコトアリ例ヘハ其地ヲ牧場ニ用フルニ付テハ畜類ノ數ヲ定メ又其草木ヲ伐採スルノ數ヲ限ル等ノ如キ是レナリ

然レトモ羅馬ノ格言ニモ共有物ハ爭論ノ母ナリト云ヘルカ如ク兎角共有物ニ付テハ紛議多クモソナルカ故ニ我々國ニ於テハ成ル丈ケ共有ノ地所ヲ分割スルコトヲ務メ自今ニ至テハ共有地ハ絶テ無クシテ僅ニ有ル位ノモノナリ（郡村及會社等ノ共有地ハ此限ニアラス）

前述ノ如キ種々ノ地所ニ係ルコトヲ取扱フ處ヲ「アウスアインアンデル、ゼツツングス、ベヒヨルデ」ト云フナリ如此地所ノ處分ヲ爲スニハ一人一個ノ利害ヲ慮リ各人ノ便利ヲ得セシムルヲ目的トスルハ勿論ナレトモ公利公害如何ニ注意シテ處分セサル可ラス且ツ其中ニ就テ一區一郡ノ利

害ヲ考慮ミサル可ラス右ノ處分ハ總テ行政上ノ處分ナレトモ之レニ因テ起ル所ノ紛議ハ訴訟スルコトヲ得ルモノトス其訴訟ハ特別ノ裁判所ニ於テ判決スルナリ即チ「アウスアインアンデル、ゼツツングス、ベヒヨルデ」ノ別權ニ屬ス

實際如何ナルコトニ付紛議アルカト云ヘハ其處分ヲ爲ス「ベヒヨルデ」ノ管轄ニ屬スルモノナリヤ否又其割賦配當等正キヲ得タルヤ否等ノコトニ付訴訟ヲ生スルナリ千八百七十九年以前ハ此訴訟ヲ爲ス手續ハ總テ民事訴訟ノ規則ニ依リタルモノナリシニ其後之レヲ改正シテ折衷法ヲ用ルコトナレリ

一 裁判ハ裁判官ノ信スル所ニ依リ必スシモ證據ニ束縛セラル、ヲ要セサルコトノ主義ハ民事ト同ク此裁判ニモ之レヲ適用ス

二 訴訟ヲ爲スニハ必ス訴狀ヲ用フルコトヲ要ス此レ民事ト異ナリ
三 訴訟關係人ノ供述有無ニ拘ハラズ裁判官ノ見込ヲ以テ事實ヲ得ル爲メニ充分ノ着手ヲ爲スコトヲ得

此レ亦民事ト異ナリ

四 裁判ハ必ス書面ヲ以テ之ヲ訴訟關係人ニ送達セサル可ラス

且ツ特別委員ノ面前ニ於テ裁判ノ準備ヲ爲スコトアリ
此レ亦民事ト異ナリ

「アウスアインアンデル、セツツングス、ベヒヨルデ」中ノ分權左ノ如シ

第一 通常委員

此委員ニ於テハ地所ニ係ル總テノ事ヲ處分シ且ツ其處分ヨリ起ル所ノ訴訟ヲ始審スル
モノトス

「ゲ子ラールコミシヨン」ハ學國中ニハ八ヶ所アリ其役員ハ少クモ五人ナカル可ラス而シ
テ其中少クモ三人ハ判事タル資格ヲ有スル者ナラサル可ラス其餘ハ皆農學ニ達シタル
モノニシテ實際ノ經驗アルモノナルコトヲ要ス

此委員ニ於テ裁判ノ事務ヲ行フコトニ付テハ判事ト同ク「コレギヤル」ノ法ニ依リ各獨立
權ヲ有ス

第二 特別委員

此委員ヲ撰任シ之レヲシテ其地所關係人ニ就テ實地ノ検査ヲ爲サシメ其事件一切ヲ取
調ヲ擔當セシム

特別委員ハ一人ナリ此委員ニ於テ處分案ヲ草シ之レヲ「ゲ子ラールコミシヨン」ニ出ス

「ゲ子ラールコミシヨン」之ヲ評議シタル後判決ヲ爲スモノトス

若シ其處分ニ付異議起リタルトキハ尙其特別委員ヲシテ意見ヲ呈出セシム

特別委員ハ專ラ其事件ニ任シ取調ヲ爲スモノニシテ民事裁判上他ノ依頼ニ依テ取調ヲ
爲スモノト同シ

特別委員ハ農學アリ且ツ實際ニ熟シ地所ヲ所有スル者ヨリ撰任ス

但シ別段ノ試験ヲ經タルモノニ限ル

又裁判所並地方廳ノ「アスセスツル」ヨリ撰任スルコトアリ

但シ別段ノ試験ヲ要セスト雖トモ地所ノ事ニ付實地ノ取扱ヲ諳熟スル迄ハ獨立シテ
其事件ヲ擔任スルコトヲ得ス

又他ノ官吏ヲシテ兼務セシムルコトアリ即チ裁判所ノ無訴訟事件ニ係ル地所臺帳取扱
ヲ擔當スル判事ヲシテ兼務セシムルモノ多シ

區裁判所ノ地所臺帳記入ヲ取扱フ所ノ判事ハ其管内地所ノ事ヲ諳熟スルモノナルヲ
以テ之レヲシテ特別委員タラシムルハ大ニ實益アルモノナリ

總テ此レ等ノ案件ニ付テハ「スベシヤル、コミサル」即チ特別委員ニ於テ充分ノ取調ヲ爲
シ處分案ヲ呈出スルモノナルカ故ニ「ゲ子ラール、コミシヨン」即チ通常委員ハ唯其判

決ヲ爲スノミナリ

此ノ「ゲネラル」ルコミシヨ」ハ前ニ述ヘタル如ク地所ニ係ル紛議ヲ判決スルノ權アルモノナレトモ重モニ行政上ノ處分ヲ爲スモノナルガ故ニ其處務ハ農務省ノ管理ニ屬スルモノトス

「ゲネラル」ルコミシヨ」ノ長ハ國王ヨリ任スルモノニシテ三等官ナリ其他ノ委員ハ皆農務大臣ノ任命ニ係ル共官等ハ四等相當ナリ「スペシヤル」ルコミサル」ハ五等官ナリ此委員ハ總テ判事ト同ク獨立官ナリ

年俸

委員長

九千三百「マルク」

同

委員

四千二百「マルク」ヨリ
六千「マルク」マテ

特別委員モ俸給アリ其額ハ通常委員ヨリ少シト雖トモ別ニ旅費日當ヲ以テ之レヲ補フモノトス

「ゲネラル」ルコミシヨ」ノ裁判ハ委員三人ニテ之ヲ行フ

此裁判ニ對シタル控告及控訴ハ「ラーベル」ラシテスクルツ「ル」ハ「ゲレヒト」ニ於テ判決ス此裁判所ハ伯林ニ在リ全國中ノ上訴ヲ受ルモノナリ而シテ此裁判所ハ農務司法兩大臣ノ

併轄ニ屬ス

其委員ハ左ノ如シ

裁判長

一人

裁判官

十八

委員中ノ半數ハ司法判事タルノ資格アルモノニシテ其他ハ皆ナ「ゲネラル」ルコミシヨ」ノ委員タル資格ヲ有スルモノナラサル可ラス
裁判長ハ二等官ニシテ其他ノ裁判官ハ三等官ナリ

年俸

裁判長

一萬千四百「マルク」

同

裁判官

六千「マルク」ヨリ
七千八百「マルク」マテ

此裁判所ニ於テハ委員五人ニテ審判ス其裁判ニ對シタル上告ハ帝國裁判所ニ於テ判決ス

四百九十三

獨逸全國ヲ管轄スルモノナリ

但シ此裁判法ハ學國中地方ニ依テ其法ヲ異ニスルモノアリト雖トモ大同小異ナルヲ以テ今之ヲ詳述セス

今試ニ「ゲチラールコミシヨン」ニ於テ取扱フタル事件ノ統計ヲ舉レハ左ノ如シ

千八百七十二年

件數二千八百八十八件

グロインハイムスダイレンジ
義務ヲ解除シタル者

人員二萬二千三百九十八人

千八百八十年

件數四千五百八十九件

同上

人員七萬四千三百三十二人

千八百七十二年

地主二萬四千七百七十八人

地所ヲ併合シタル者

地面十二萬四千六百六十二「ヘクタール」

千八百八十年

地主一萬六千九十二人

同上

地面六萬千四百四十「ヘクタール」

千八百二十一年ニ地所分合ノ制ヲ立テシヨリ千八百八十一年迄「ゲマインハイムスダイレンジ」及ヒ「セバラチヨン」ノ處分ヲ受ケタルモノ凡ソ二百萬人ニシテ其處分ニ係ル地面ハ千九百五十萬「ヘクタール」ナリ

其結果ハ左ノ如シ

千六百二十ヶ所ノ地面ヲ二百九十六ニ併セタリ

内百五十二人ノ地主ハ其所有地ヲ一區ニ集ムルコトヲ得タリ

三十二人ハ二ヶ所ニ纏メ十八ハ三ヶ所ニ五人ハ四ヶ所ニ一人ハ五ヶ所ニ各其所有地ヲ併合スルコトヲ得タリ

或ル處ニ

百七十四「ヘクタール」ノ地所アリ千四百五十四ヶ所ニ分離シ居レリ之レヲ平均スレハ一ヶ所ノ地面「ヘクタール」ノ九分一ニ當ル小地面ナリ

或ル處ニ

五十「ヘクタール」ノ地所ヲ五百ヶ所ニ於テ所有シタルモノアリタルニ「セバラチヨン」ノ

處分ニ依テ之レヲニケ所ニ纏ムルコトヲ得タリ
如右地所ヲ併合スルコトハ大ニ經濟上ノ利益アルモノニシテ農業ノ進歩スルニ從ヒ益必要
欠ク可ラサルモノナルコトヲ知ルナリ地力ヲ起サント欲スルモノ深ク察セサル可ラス

大學校裁判事務

是レヨリ大學校裁判事務ノ事ニ移ルヘシ前ニモ曾テ説キタル如ク舊時ハ多ク同等者ノ裁判
ヲ要シタルモノナルカ故ニ大學校ニ於テモ書生同等者ノ特別ナル裁判ヲ爲スモノトシ其權
域モ甚々廣キモノナリシナリ而シテ其管轄モ種々ノ區別アリタリ
例ヘハ「ギョッチンゲン」ノ大學校ニ於テハ書生ノ勿論其教員並其親族共ニ管理セシモノ
ナレトモ其他ノ大學校ニ於テハ然ラサルカ如キモノ是レナリ
又一人ノ判事ニテ裁判シ得ヘキ即チ區裁判所ニ於テ管轄スルカ如キ民事裁判ヲ爲スモノ
アリ
又書生中ノ負債事件及ヒ要債ノ訴訟ヲ裁判スルモノアリ
刑事ニ付テハ唯其書生相互ノ間ニ起リタル「メンズワ」即チ決闘等ノ如キモノヲ裁判シタ
リ

「メンズワ」ハ默許ナリ故ニ之レヲ摘發スルヲ好マスト雖正餘リ盛ニ行ハル、トキハ之ヲ
禁スルモノトス

右ノ如ク大學校ハ別ニ裁判權ヲ有シタレトモ千八百七十九年ニ大學校ノ裁判權ヲ廢止シ唯
其中已ムヲ得サルコトノミ處決ノ權ヲ與ヘ全國ノ大學校同一ノ規則ニ準據スルコトニ定メ
タリ其概要左ノ如シ

刑事ハ全ク之レヲ廢シ唯二週間迄ノ禁錮拘留ニ處セラレタルモノアルトキ其處分ヲ爲シ
タル裁判所ヨリ其所屬大學校ニ請求シテ學校内ノ監舍ニ拘留スルコトヲ得セシムル
學校内ノ監舍ハ別ニ其規則ヲ設ケタルモノナリ

舊時大學校ニ於テ裁判權ヲ有スルトキハ書生ノ情ヲ酌量シテ總テ輕キニ從フヲ例トシタリ
ト雖トモ今日刑事裁判所ニ於テハ唯書生ノ故ヲ以テ其情ヲ量ルコトナシ其犯罪ハ市中ノ夜
番人トノ鬪毆多シ勿論「メンズワ」ハ大學校ニ於テ三日位ノ拘留ニ處シタルモノナレトモ刑
事裁判所ニ於テハ重キ鬪毆ヲ以テ論シ三月以上ノ禁錮ニ處分シタリ然ルニ近來帝國裁判所
ニ於テ毆打創傷ノ輕キモノト看做シ判決スルコトトシタリ
舊時大學校ノ裁判ヲ特別ニシタルモノハ當時專ラ書生ヲ誘導スルノ趣意ニ起リ書生ノ犯罪
ハ成ルヘク寬ニ取扱ヒ最初ハ刑事ヲ殘ラス裁判セシメタルニ追々其權ヲ減シ千八百七十九

年迄ハ違警罪ハ勿論輕罪ノ輕キモノ即チ四週間ノ禁錮位迄ヲ管轄シタルモノアリシガリ
但シ工學校農學校等ハ以前ヨリ裁判權ヲ有セカリシナリ

前ニ述ヘタル「メンズワ」(決闘)ハ所謂「ツウエル」或ハ「ツヴワイカンブ」ト云フモノトハ異
ナリ此ノ「ツウエル」ハ其情ニ依テ大ニ輕重アルモノナルカ故ニ刑法別ニ正條アリ

今日ノ法ニ於テ書生ノ犯罪アレハ檢事ノ公訴ヲ待テ處分ヲ爲スト雖トモ公害ニ係ラサル
モノハ書生自ラ告訴ヲ爲サ、ル可ラス勿論「プリバートクラ」ノ規則ニ從スベキモ
ナルヲ以テ告訴前ノ勸解ヲ經サル可ラス

書生ハ常尋人ト異ナルカ故ニ通常ノ勸解人ニ付セス書生ノ尊敬ヲ受クヘキ「レクトル」
(大學總長)「プロレクトル」(副總長)及ヒ學校裁判官ヲシテ勸解ヲ爲サシムルモノト
ス

右ノ如ク大學校ノ裁判權ハ廢シタリト雖トモ大學校ハ舊時一ノ「スタート」ノ如キモノナリ
シカ故ニ其餘勢ヲ以テ尙今日ニ於テモ獨立ヲ以テ事ヲ處スルモノナリ

故ニ今日ニ在テモ各大學校ニ於テ各「ヨールデントリヒプロフェスソル」(博士)其大學總
長ヲ撰擧シ又四學部ノ部長ヲ撰擧ス但シ其學部長ハ一部中ノ博士ノミニテ撰擧スルモノ
ナリ

四學部ハ左ノ如シ

一 「テフロギッセ、フアクリテート」

(神學)

此ノ部ノ博士ハ八人アリ

二 「ユリチスセ、フアクリテート」

(法學)

博士十八

三 「メヂシチスセ、フアクリテート」

(醫學)

博士十六人

四 「フヒロゾフイツセ、フアクリテート」

(理學)

博士三十八人

右ニ掲ケタルモノハ目今伯林大學校ノ四學部博士ノ數ナリ

博士ノ俸給ハ大學校及其學部ニ依テ各異同アリ四千「マルク」ヨリ一萬「マルク」迄ナリ

「レクトル」(總長)ハ二等官ナリ「デカン」(學部長)ハ榮譽官ナリ共ニ別段ノ俸給ナシ

(但シ「レクトル」「プロレクト」然レトモ書生ヨリ納ムル所ノ束脩金及謝金ノ分配ヲ受ク故ニ

總長ハ一年三萬「マルク」位ノ金額ヲ受領スルモノトス

學校ニ依リ他ノ高貴ナル者ヲ「レクトル」ニ撰ムコトアリ例ヘハ「キユイニスベルグ」ノ大

學校ハ「コロンプリンツ」(皇太子)ヲ總長ニ撰任スルヲ例トス是等ノ場合ニ於テ「プロレ
クトル」(副總長)ヲ撰擧シテ其ノ常務ヲ執ラシムルモノナリ
又別ニ「ゼナート」ヲ設ク

此ノ「ゼナート」ハ博士ノ欠員アルトキ補欠員ヲ撰擧シ又時宜ニ依リ他ノ助教ヲシテ講義
ヲ爲サシムルコトヲ許否スル等ノ議決ヲ爲スモノトス

「ゼナート」ハ「レクトル」及「デカン」ノ外ニ尙他ノ博士總員ヲ以テ成立ツモノトス
學校裁判官ハ兼務ニシテ法律關係ノ事ヲ掌ル

大學校ハ「スタート」ニ屬ス故ニ文部省ノ監督ナリ又他ニ別段ノ監督ヲ爲サシムル處アリ即
チ之ヲ「クラトール」ト云フ數人ノ「クラトール」アルトキハ「クラトリウム」ト云フ行政官ヨ
リ之レヲ撰任ス實際「ヨーベルプレシデント」ヲ撰任スルヲ例トス

現今ノ法ニ於テハ民事上ノ裁判ヲ爲スコト絶テ無之唯刑事ニ付僅カニ其權ヲ有スルモノ
ナリ

但シ無訴訟(ライチーグ)ノ部分ニ一ノ特例アリ即チ書生ヨリ教官ニ拂フヘキ謝金ヲ納
ムルコト能ハサルモノ其金額ヲ借ルコトアリ其借用証書ヲ學校ニ於テ作リタルモノハ
裁判所ニ於テ作リタルモノト同ク裁判上ノ効力ヲ有スルモノトス是レナリ

此証書ハ貧生一時ノ窮ヲ救フ爲メ貸費スルモノニシテ其書生卒業ノ後他ノ入額ヲ得ル
迄貸スモノナリ大凡卒業後五年限リトス(神學部ニ此ノ
貸費生多シ)

此証書ハ未丁年ニシテ父アル者ノ作リタルモノト雖トモ其効ヲ有ス此レ民法中ノ取り
除ケナリ

大學校ノ生徒ハ刑法ヲ以テ罰スルノ外別ニ懲戒法アリ學校ニ於テ之レヲ懲戒スルナリ此法
ハ裁判權ニ關係ナキヲ以テ尙之レヲ存ス猶官吏ノ懲戒令ニ於ケルカ如シ

舊時ハ各大學ノ懲戒法ニ異同アリタレトモ千八百七十九年大學校裁判所ヲ廢シタルトキニ
其法ヲ一律ニ改正シタリ

學校ニ懲戒法ヲ設ルモノハ左ノ趣意ヲ保タンカ爲メナリ

一 「ヨールドニング」 (校則)

二 「シツター」 (風儀)

三 「エーレンハフチヒカイト」 (榮譽)

此三條ニ基キ如何ナル規則ヲ設ルヤ否ハ總テ教官ノ見込ニ依ルモノトス
其規則ハ文部大臣ニ於テ「ゼナート」ノ意見ヲ聞キタル上ニテ之レヲ制定ス但至急ヲ要ス
ル場合ニ於テハ「クラトール」(監督官)ニ於テ「ゼナート」ノ意見ヲ聞キ之レヲ定ムルコト

ヲ得勿論其條項中ニアラユル事項ヲ列舉シ難キモノナルヲ以テ某々ノ事ハ爲ス可ラスト
アレハ某々ノ事ハ爲スヲ得ヘシト云フカ如キ文体ニ記載セス前ニ掲ケタル三條ノ趣意ニ
背クモノハ懲罰ヲ免レサラシムルコトヲ要ス

右ノ如ク至急ヲ要スルトキハ「クラトール」ニ於テ其規則ヲ制定スルコトヲ得ルト雖トモ
其場合ニ於テハ速ニ文部大臣ノ認可ヲ乞ハサル可ラス

但大學校ノ境内取締ノ爲メニ設ル所ノ規則ハ「ゼナート」ニ於テ之レヲ定ムルコトヲ得
懲戒裁判官ハ左ノ如シ

一 「レグトル」若クハ「プロレグトル」

(副總長)

二 「ウニフェルジテート、リヒテル」

(大學校裁判官)

上等地方裁判所ノ判事ヲ以テ之レニ充ルヲ常トス

三 「ゼナート」

(大學校評議員)

懲戒ニ係ルモノハ左ノ如シ

一 學校内ニ設ケタル規則ヲ犯シタル者

但シ「ヨールドマング」(校則)及「ゼナート」ニ於テ設定シタル取締規則ニ論ナ
ク總テ明文アルモノニ限ル

二 規則中ニ明文ナシト雖トモ其行狀「ヨールドマング」及「ジッテ」ニ對シ容ルヌ可
ラサル者

例ヘハ教官ノ講義中ニ書生申合セテ講堂ヲ退去スル等ノ「アルキ」ハ假令規則中

ニ明條ナキモ之レヲ懲罰セサル可ラサルカ如キ是レナリ

三 他人又ハ自身ノ榮譽ヲ害シタル者

四 生徒不相應ノ負債ヲ爲シタル者又ハ生徒ニシテ爲スヘカラサルコトヲ爲シタル者

例ヘハ懶惰ニ流レ又ハ非常ノ暴飲等ヲ爲ス等ノ如キ是レナリ

右ノ如ク學校ノ懲戒法ハ規則ノ明文ニ依ルノミニアラス不文ノモノト雖トモ其情ニ依テ之
ヲ責罰スルナリ勿論官吏ノ懲戒法ニハ唯官吏ノ爲ス可ラサルコトヲ爲シタルモノトアリテ
箇條ヲ掲ケサレトモ學校ニ於テハ前ニ掲ケタル三條ノ規則ヲ設ケ置クナリ

懲戒罰目左ノ如シ

一 「フェルヴワイヌ」

(譴責)

二 「ゲルドストラーフェ」

(罰金) 廿マルク
ヲ限ル

三 「カールチエル」

(禁錮) 二週間
ヲ限ル

四 聽講ノ年期半年ヲ減削ス

例へハ二年ニテ卒業スヘキヨ三年半ニスルカ如キ是レナリ(既ニ聽講ニ從事シタル半年ヲ削除スルカ)
故ニ更ニ半年ヲ加ヘサル可ラサルナリ

五 退校ヲ以テ恐嚇ス

六 退校(エントフエルヌング、ホンデル、ウニフェルシテート)

一ノ學校ヲ退ケラル、モ他ノ學校ニ入ルコトヲ許ス但半年ノ期ヲ削除ス

七 「レガチラン」(各學校ニ入ルコトヲ全ク禁止スルモノナリ)

此罰ハ刑事裁判所ニ於テ破廉耻ニ係ル確定裁判ヲ受ケタル者ニ非ラサレハ之ヲ科セス

右ノ懲戒ニ係ルヘキモノナリヤ否ヲ審問スルハ學校裁判官ナリ然レトモ「レクトル」及「プロレクトル」ノ出席アルトキハ立會ヲ要ス

被告人証人ヲ喚問シ証人ヲシテ宣誓セシムルコトヲ得

裁判所及警察署ニ依頼シテ証人ヲ審問スルコトヲ得

審問中ニ生徒不行儀ノコトアルトキハ譴責又ハ二十四時間迄ノ禁錮ヲ爲スコトヲ得

審問ノ事ニ付テハ總テ「リヒテル」(裁判官)ノ見込ヲ以テ處分スルコトヲ得

「レクトル」ノミニテ判決スルコトヲ得ルモノ左ノ如シ

一 譴責

一 廿四時間迄ノ禁錮

「レクトル」ト「リヒテル」トノ立會ヲ要スルモノ左ノ如シ

一 罰金

二 三日迄ノ禁錮

其他ノ罰ハ「ゼナート」ノミニテ判決ヲ爲スモノトス

但シ「レクトル」ト「リヒテル」トノ意見合ハサルトキ(權限内外ノ議論ニ致セサルヲ云フ)ハ之ヲ「ゼナート」ニ付シテ判決セシム

罰目第六第七ニ當ルモノハ被告人ニ通知シタル後ニ非ラサレハ之レヲ科スルコトヲ得ス

但被告人ノ居處ヲ知ル能ハサルトキハ此限ニアラス

罰目第四第六第七ノ裁判ヲ受ケタル者ハ文部大臣ニ控訴スルコトヲ許ス

二週間ヲ以テ控訴期限トス(被告人其裁判ヲ知り得タルトキヨリ之レヲ算ス)

第六第七ノ懲罰ヲ受ケタルモノニ付別段ノ事情アルトキハ文部大臣ヨリ之レヲ赦免スルコトヲ得

總テ學校ノ懲戒ニ係ル審問ハ刑事裁判所ノ裁判ニ拘ハラズ之ヲ爲スコトヲ得

若シ刑事裁判所ノ審問ニ係ルモノ公權停止ヲ受クヘキ事實ナルトキハ審問中「ゼナート」ニ於テ其生徒ノ聽講ヲ禁スルコトヲ得

公權停止ノ刑ヲ受ケタルトキハ罰目第七項ノ罰ヲ科セラレタルモノトス

若シ大學校ノ生徒ニシテ一季即チ半年間講義ヲ聽カサルモノアルトキハ退校シタルモノト看做スモノトス

但シ次季ニ於テ更ニ入校スルコトヲ許ス

懲戒處分ニ付テハ總テ入費ヲ科セス

シーツスリヒテル 勸解人
仲裁人 並

「シーツスリヒテル」(仲裁人)ハ原告被告双方ニ於テ撰ミタル上其裁判ヲ乞フモノトス

「シーツス」トハ裁斷ノ意義ナリ

「シーツスリヒテル」ニ於テ裁斷ヲ爲スモノハ法律上勸解ヲ爲スコトヲ許シタル事件ニ限ルモノトス

「シーツスリヒテル」ニハ左ニ掲ル者ヲ除クノ外何人ニテモ之レニ任スルコトヲ得

一 婦人

二 未丁年者

三 瘋癲白痴者

四 暗啞者

原被双方ニ於テ異議アルトキハ各一人ノ仲裁人ヲ撰ムコトヲ得

法律上判事ヲ忌避スルノ原由ヲ以テ「シーツスリヒテル」ヲ忌避スルコトヲ得

仲裁人ノ裁判ヲ「シーツススプル」ト云フ

仲裁人ノ裁判ハ必ス双方ノ事情ヲ審問シタル後ニ行フモノトス

原被双方ニ於テ審判手續ニ係ル條約ヲ爲サ、ルトキハ「リヒテル」ノ見込ニ任ス

仲裁人ハ証人及ヒ鑑定人ヲ審問スルコトヲ得

但シ喚出狀又ハ拘引狀等ヲ發スルコトヲ得ス唯原被双方隨意出頭シタル者ニ限ル証人鑑定人等モ亦同シ

仲裁人ハ証人鑑定人及ヒ原告被告人ヲシテ宣誓セシムルコトヲ得ス

若シ宣誓ヲ要スルコトアルトキハ裁判所ニ請求シテ宣誓ヲ爲サシメ然ル後裁斷ヲ爲スモノトス

仲裁人數人ナルトキハ多數說ニ依テ裁斷スルナリ

其裁斷ハ裁判所ノ裁判ト同一ノ効力アルノミナラス確定裁判トシテ執行セラル、モノトス」

但シ別段ノ場合ニ於テハ其裁斷ヲ破毀スルノ訴ヲ爲スコトヲ得其場合ハ左ノ如シ

- 一 勸解ヲ許サ、ル事件ナルトキ
- 二 原被ノ内唯一方ノミヲ審問シテ仲裁ヲ爲シタルトキ
- 三 裁斷ノ理由ヲ示サ、ルトキ

若シ仲裁人ノ裁斷シタル執行ヲ拒ムモノアルトキハ其裁斷書ヲ裁判所ニ呈出シ執行ヲ爲シ得ヘキ旨ノ判決ヲ得タル後ニ非ラサレハ其執行ヲ強迫スルコトヲ得ス

裁判所ニ於テハ破毀ノ理由アルコトヲ發見シタルトキヲ除クノ外必ス執行狀ヲ與フルヲ

常トス

右ノ如ク「シートスリヒテル」ヲ撰ンテ仲裁ヲ受ルコトハ多ク職工及商人等ノ間ニ行ハル、モノトス

前ニ述ヘタル外ニ死者ノ遺囑ヲ以テ「シートスリヒテル」ヲ撰ムコトアリ

又法律ヲ以テ「シートスリヒテル」ヲ撰ムヘキ旨ヲ定メタルモノアリ

李國ニ於テ或ル地方ニ競馬ノ褒賞ヨリ起ル爭論ハ「シートスリヒテル」ノ裁斷ニ付スヘ

キ旨法律ヲ以テ定メタルモノアル等是レナリ

又保險ノコトヨリ起リタル爭論ヲ判決セシムルコトアリ

原被双方ニ於テ撰任シタル「シートスリヒテル」ノ意見分離シテ裁斷ヲ爲シ難キトキハ仲裁ヲ判ヲ爲サ、ルヲ例トス此場合ニ於テハ双方ヨリ「シートスリヒテル」ヲ撰任シテ裁斷ヲ受クヘキ旨ノ條約ヲ爲サ、ルモノト看做スモノトス

「シートスリヒテル」ハ其引受ケタル爭論ニ付勸解ヲ爲シ又裁決ヲモ爲スモノニシテ後ニ説ク所ノ「シートスマン」(勸解人)トハ全ク異ナルモノナリ

但シ其事件ヲ取扱フニハ一定ノ場所ナシ或ハ其宅ニ於テシ或ハ他ノ便宜ナル場所ニ於テスルモノナリ

「シートスリヒテル」ヲ撰ムハ總テ原被告ノ自由ニ任スルモノニシテ他ノ承認ヲ經ル等ノ手續ナシ

「シートス、メンチル」(勸解人)ハ唯其勸和ヲ爲スモノナルカ故ニ和解調ハサルトキハ夫レ迄ナリ

李國ニ於テハ千八百二十七年ノ始メ頃ヨリ之レヲ用ヒタリ但シ地方ニ依リ其手續ヲ異ニセリ

「シートス、メンチル」(勸解人)ハ民事ハ勿論(法律上勸解ヲ許サ、ル)刑事ニ於テモ或ハ勸

解ヲ爲スモノアリ

刑事ニ於テ勸解ヲ要スルモノハ罵詈等ノ告訴是レナリ

舊時ハ「インニューリエ(罵詈)ニ係ルコトヲ民事ニ於テ處分シタルカ故ニ勸解ヲ要スルナリ」

刑事上「アリバートクラゲ」(告訴)ヲ爲スヘキモノニシテ原告人共同区内ニ住居スル

モノナルトキハ必ス先ツ勸解ヲ經サル可ラス

刑事上ノ勸解ヲ爲スコトハ獨逸法ヲ以テ之レヲ定ム而シテ其細則ハ各聯邦ノ適宜ニ任ス

民事ハ一二ノ例外ヲ除クノ外訴訟ヲ爲ス以前「シーツスマンチル」ノ勸解ヲ受ケサル可ラス

勿論區裁判所及地方裁判所ニ於テハ判事ノ見込ニ依リ何時ニテモ訴訟事件ノ勸解ヲ爲スコ

トヲ得ルモノトス

「シーツスマンチル」ハ其自宅ニ於テ勸解ヲ爲スモノナリ

舊時民間ニ於テ勸解類似ノ事ヲ爲シタルモノアリシカ故ニ字國ニ於テハ直チニ其制ヲ用

ヒタルナリ

勸解ハ善ク民間ノ事情ヲ知ルニ非ラサレハ之レヲ爲スコト能ハス故ニ舊時ヨリノ慣例實

際ニ効アルヲ以テ千八百七十九年獨逸ノ新法實施ノ場合ニ於テモ其舊慣ニ仍リタルノミ

ナラス更ニ其法ヲ獨逸全國ニ及ホシタリ

以下「シーツスマンチル」(勸解人)ノ事務細目ニ係ルコトヲ叙述スヘシ

勸解人ハ「ゲマインデ」ニ一人又ハ數人ヲ置ク若シ其區極小ニシテ一人ヲ置クニ足ラサル

トキハ數區ヲ併セテ一人ヲ置クモ妨ケナシ

「ゲマインデ」ハ行政區劃ノ最小區ナリ他日其詳細ヲ説クヘシ

故ニ若シ廣大ノ地所ヲ所有シ一人ノ所領地「ゲマインデ」ニ當ルモノアルトキハ之レヲ稱

シテ「グーツスベチルク」ト云フ此處ニモ勸解人一人又ハ數人ヲ置ク若シ一人ヲ置クニ足ラ

サルトキハ數區ヲ併セテ一人ヲ置クコト勿論ナリ

勸解人ノ員數ハ別段ノ定限ナシ人口ノ多寡ニ依ラス土地ノ廣狹ニ依ラス成ル丈ケ其受持

ヲ小ニシテ勸解ヲ善クスルコトヲ主トスルナリ

且ツ勸解ヲ爲スニハ其地ノ事情ヲ熟知スルヲ必要トスルモノナルカ故ニ其地ノ住民ニ非

ラサレハ勸解人トナルコトヲ得ス

勸解人ノ數ハ大都ニ在テハ「マギストラート」ニ於テ之ヲ定メ小都ニ於テハ「ビユルゲル、

マイステル」之ヲ定ムルヲ例トス野郡ニ於テハ郡參事會(クライスアウスシユス)之レヲ

定ム

勸解人ハ榮譽官ナリ其資格ハ別ニ之レヲ定メス

但シ撰任法アリ其被撰權ナキ者左ノ如シ

- 一 三十歳未満ノ者
- 二 其區内ニ住居セサル者
- 三 裁判宣告ニ依テ官吏タル權ヲ失ヒシ者
- 四 裁判所ノ判決ニ依テ治産ノ禁ヲ受ケタル者(浪費者等)
- 五 「スターツスベアマテ」(官吏)「ベゾルデテゲマインデ、ベアマテ」(區役人)「ベゾルデテキールヘン、ベアマテ」(寺院世話役)

但シ所屬長官ノ許可ヲ得タルモノハ其限ニアラス

勸解人一「ゲマインデ」ノミヲ管轄スルトキハ其區會(ゲマインデフェルトレーツング)ニ於テ之レヲ撰ミ數區ヲ併轄スルモノナルトキハ郡參事會(クライスアウスシユス)ニ於テ撰舉スルモノトス

「グーツスベチルク」(私領)ニ於テハ其「フョールステーヘル」ニ於テ之ヲ撰ミ數領併轄ノトキハ郡參事會之ヲ撰舉ス

勸解人ノ任期ハ三年ナリ

但シ其後任者職ニ就クニ非ラサレハ其任ヲ去ルコトヲ得ス

勸解人ノ撰ニ當リタル者左ニ掲ケタル理由アレハ其任ヲ辭スルコトヲ得

- 一 六十歳以上ナルトキ
 - 二 三年間既ニ勸解人タリシトキ
 - 三 長病ニ罹リタルトキ
 - 四 自己ノ職業ニ依リ(暫クカ又ハ長クカ)住所ヲ離レサル可ヲサル事情アルトキ
 - 五 「ウンミッテルパーレ、スターツスベアマテ」(直接ニ政府ニ奉仕スル官吏)リ直接ニ支配スルコトニ從事スルモノナリ
- 但シ間接即チ地方自治中ノ事務ニ從フモノ大中學ノ教員ノ如キ及ヒ「コーボラチヨン」ノ役人ノ如キハ此ノ限ニ非ラス

六 其他已ムヲ得サル辭職ノ理由アルトキ

其辭職ノ理由アルヤ否ハ之レヲ撰舉スル權アル者ニ於テ判決スルモノトス
若シ其理由ナクシテ辭職スルモノアレハ其區内ニ於テノ參政權即チ公務上諸種ノ權利ヲ剝奪スルコトヲ得(三年ヨリ六年迄ヲ限リトス)又三年以上六年以内其區稅ヲ八分ノ一ヨリ四分ノ一迄加重スルコトヲ得

若シ是等ノ罰ヲ「ゲマインデ」ニ於テ定ムルトキハ其地方長官ノ許可ヲ要ス

但シ郡會ハ自ラ之レヲ決定スルコトヲ得

勸解人ヲ撰擧シタルトキハ其當撰者ニ故障アルト否トニ拘ハラズ其氏名並ニ記録ヲ併セ

テ其地ヲ管轄スル地方裁判所ニ送致スルモノトス

地方裁判所ノ「プレシヂユム」(會議)ニ於テハ(其理由ヲ述ルニ及ハス)勸解人ノ撰擧ヲ否

決スルコトヲ得

此場合ニ於テハ其撰擧區並ニ其當撰者ニ其旨ヲ通報ス

地方裁判所ノ「プレシヂユム」ニ於テ勸解人ニ異議ナキトキハ其地ノ區裁判所ニ依頼シテ本

人ノ宣誓ヲ徵ス

勸解人ノ誓詞ハ左ノ如シ

余ハ何事モ明カニ知ラサルコトナキ天帝ノ前ニ於テ余カ勸解ノ職ヲ正實ニ爲スヘキコ

トヲ誓フ

其職ヲ繼續スルトキニハ別段誓ヲ要セス

區裁判所ヨリ勸解人ノ宣誓了リタルコトノ通知アリタルトキハ地方裁判所長ハ其勸解人

ノ氏名ヲ府知事(マシストラート)又ハ郡長(ランドラート)ニ通報ス

府知事又ハ郡長ハ其通報ニ依リ勸解人ノ役印ト記録ヲ爲スヘキ帳簿ヲ勸解人ニ渡スモノ

トス

勸解人タル間ハ官吏ノ權ヲ得故ニ勸解人ニ對シタル犯罪ハ官吏ニ對シタルモノト同ク
之ヲ處分ス

既ニ勸解人ニ任シタル後ト雖モ被撰權ナキモノナルコトヲ發見シタルトキハ直チニ之ヲ
免スルナリ

又其他ノ事故ニ依テモ之ヲ罷免スルコトヲ得ルコト勿論ナリ

但シ免職ヲ要スルトキハ其地ヲ管轄スル上等地方裁判所(第一民)ニ於テ其始末ヲ(書

面又ハ口述ヲ以テ)審問シタル後ニ之レヲ判決ス

勸解人職ニ就キタル後其職ヲ辭スルコトヲ得ヘキ原由アルトキハ直チニ辭職スルコトヲ
得

此場合ニ於テハ地方裁判所ノ「プレシヂユム」ニ於テ判決スルナリ

若シ「プレシヂユム」ニ於テ辭職ノ原由ナシト判決シタルトキニ尙其職ヲ奉セサルトキ

ハ始メニ就職ヲ肯ンセサル者ト同ク之レヲ罰責スルモノトス

勸解人ハ代理人ヲ用ルコトヲ許ス

又勸解人互ニ相補助スルコトヲ得

勸解代理人ニモ亦一般ノ規則ヲ適用ス

勸解人ノ監督ハ地方裁判所長上等地方裁判所長各其管轄内ノ分ヲ掌ル全國ニ係ルモノハ司法大臣之レニ任ス

監督ニ任スルモノハ勸解人ニ告諭(リウゲン)ヲ爲スコトヲ得
地方裁判所長ハ區裁判所判事ヲシテ勸解人ノ職務ヲ監査セシムルコトヲ得

勸解人ハ其取扱フタル事件ノ始末ヲ記録シ一年毎ニ其記録ヲ其地ノ區裁判所ニ呈出セサル可ラス

勸解人ノ事務權限(ツーステンデヒカイト)及其手續(フエルファールン)ハ左ノ如シ

勸解人ノ取扱フコトハ爭訟ニ係ル事件ニ限ルコト勿論ナリ故ニ無訴訟(ニヒトストライチーゲ)事件ハ一切取扱フコトヲ許サス

勸解人ハ勸解上要用ナル事即チ爭訟ノ事ニ係ル証書ヲ作ル事、(借金ヲ返済スル期限ヲ定メ若クハ之ヲ更改スル等及ヒ家屋賃借等ノ約定等)ヲ其帳簿ニ登記スルコトヲ得(他日ノ供スル爲メナリ)

但シ區裁判官又ハ公証人ノ前ニ於テスヘキコトヲ制定シタルモノハ此限ニアラス
例ヘハ勸解調和ノ未書入質(イポチーケ)等ノ契約ヲ爲サントスルニ至レハ勸解人ハ夫

レ迄ニシテ其後ノ手續ハ他ノ成規ニ讓ルカ如キ是レナリ

總テ勸解ニ於テ爲シタルコトハ法律上ノ効力アルモノトス
例ヘハ百「マルク」ノ貸金ヲ五十「マルク」ニテ勸解スルコトニ勸解ニ於テ和諧シタルトキハ後日ニ至リ之レヲ損害ノコト、思惟シ其原額取戻ヲ裁判所ニ訴訟スルトモ其權利ヲ回復スルコトヲ得サルカ如キ是レナリ

總テ勸解ハ法律ニ拘ハラス唯其和解ヲ主トスルモノナリ
前ニ述ヘタル如ク勸解ハ爭訟事件ニ限ルト雖_レ勸解ノ未其約定ヲ更改シ又ハ新ニ契約ヲ爲シタルコトヲ帳簿ニ登記スルカ如キハ無訴訟ノ取扱ヲ含ミタルモノナリ而シテ尙其内ニ區別アリ左ノ如シ

財産ノ授受ニ非ラサルモノ例ヘハ婚姻ニ係ルモノ又ハ相續權ニ係ルモノ等ハ假令爭訟事件ト雖トモ勸解人ハ之レヲ勸解スルコトヲ得ス

又財産ニ係ル爭訟事件中ニモ例外アリ左ノ如シ

通常裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ地所ニ係ルト雖トモ勸解スルコトヲ得然レトモ「アウスインアデルゼツング」(地所ノ分合及義務ノ解除)ニ係ルモノハ勸解ノ限ニ非ラス何トナレハ其事一人二人ノ間ニミ關係スルモノニ非ラスシテ利害ノ關係甚々大ナ

ルモノナルヲ以テナリ

以上ハ民事ニ係ルモノナリ而シテ刑事ニ係ルモノハ左ノ如シ

刑事中ノ民事即チ損害ノ賠償等ハ勸解ヲ爲スコトヲ得

又刑事中告訴ヲ待テ受理スル「ブリバートクラーゲ」(告訴)ニ屬スル輕キ毆打創傷等ハ皆

勸解ヲ爲スコトヲ得

勸解ヲ爲ス手續ハ左ノ如シ

總テ勸解ハ請求者アルニ非ラサレハ之レヲ爲サス

但シ一方ノ者ヨリ請求スレハ之レヲ受理ス

總テ訴訟人ハ必スシモ勸解ヲ受クヘキ義務ナシ其關係人ノ意見ニ依リ直チニ訴訟ヲ爲ス

コトヲ得

但シ刑事ニ係ル罵詈訾「プリバートクラーゲ」ニ屬スルモノニシテ原被告人同區内ニ住

居スルモノナルトキハ必ス勸解ヲ經サル可ラス

勸解ヲ請フ者ハ(口述又ハ書面ヲ以テ)其對手人所在地ノ勸解人ニ請求スルモノトス

若シ原被双方熟識ノ上ナルトキハ何レノ地ノ勸解人ニ請求スルモ妨ケナシ

但シ其受持區内ニ非ラサル者ハ請求ハ勸解人之レヲ拒ムコトヲ得

勸解人ハ(假令原被双方ノ請求アリトモ)其受持區外ニ出テ勸解ヲ爲スコトヲ得ス故ニ若

シ是等ノ請求アレハ必ス之レヲ拒マサル可ラス

勸解人其職務ヲ行ハサルニ左ノ區別アリ

第一 勸解ヲ爲スコトヲ得サル者

第二 勸解ヲ爲スコトヲ拒マサル可ラサル者

第三 勸解ヲ爲スコトヲ拒ムコトヲ得ル者

若シ勸解人第一第二ヲ誤テ爲シタルトキハ其勸解ハ無効ナリ但第一ハ原因勸解人ニ在リ

第二ハ請求人ニ在ルノ異ナルモノアルノミ

第一ハ其勸解人自ラ其事件ニ關係アルカ又ハ其親族關係人ナルトキ等ニシテ裁判官忌

避回避ノ原由アル者ト同シ

第二ハ請求人ノ中國語ヲ爲ス能ハサルモノアルトキナリ何ントナレハ勸解ニハ通辯ヲ

用ユルコトヲ許サル故ナリ

又勸解ヲ爲スハ必ス其本人ニ限ル故ニ其争訟本人ナルコトヲ明知シタル上ニ非ラサ

レハ之レヲ爲サス若シ之ヲ明知スルコト能ハサレハ之レカ勸解ヲ拒マサル可ラス

又「ハンドリングス、フエヒヒカイト」無キ者(無能力者)ニハ勸解ヲ爲スコトヲ得ス

何ントナレハ其行爲ハ法律上無効ナルモノナルヲ以テナリ故ニ是等ノ者ノ請求ハ之
レヲ拒マサル可カラス

又「フェルヒユーグングスフエヒヒカイト」無キ者(争訟物件ヲ自由ニ處分スル權ナ
キ者即チ父ノ扶育中ニ在ル未丁年者又ハ人ノ婦タル者等)ノ請求ハ之ヲ拒マサル可
ラス

又法律上ノ代人(人ノ父及婦ノ夫等)タルコトヲ明知スルコト能ハサルトキハ之レヲ
拒マサル可ラス

請求者暗啞盲者等ノ不具人ナルトキハ之ヲ拒マサル可ラス

但シ争訟事件ノ勸和ヲ爲シ得ヘキ能力ヲ有スルモノハ此限ニ非ラス

區裁判官又ハ公証人等ノ職務ニ屬スヘキ事件ハ勸解ヲ拒マサル可ラス

例ヘハ後見人ニ於テ三百「マルク」以上ノ授受ヲ爲ストキノ如キ是レナリ

第三(即チ勸解ヲ爲スコトヲ拒ムコトヲ得ル者)ハ受持區外ノ者勸解ヲ請求スル場合ノ
如キ是レナリ

又勸解人ニ於テ勸解シ難キ疑難ナル事件ト思量シタルトキハ之レヲ拒ムコトヲ得

總テ勸解ヲ請フ者アルトキハ勸解人ノ見込ヲ以テ其便宜ニ從ヒ對手人ヲ喚出スモノトス

但シ請求者ヲシテ同道セシムルモ又ハ郵便其他ノ方法ヲ以テスルモ其便宜ニ任ス

若シ其喚出ニ應セサル者アルトキハ五十布ヨリ一「マルク」迄ノ罰金ヲ科スヘキ旨其喚出狀
ニ附記スルコトヲ得

但シ其喚出當日ニ出頭シ得ヘキヨウニ喚出狀到達シタルヤ否ヲ審ニシタル後ニ非ラサレ
ハ其罰ヲ科スルコトヲ得ス

勸解廷ノ罰金ハ其區ニ屬スルモノナルカ故ニ罰金ヲ科シタルトキハ其地ノ區役所ニ通報
スルモノトス

此罰ヲ科セラレタル者ハ地方裁判所ニ抗告ノ申立ヲ爲シ尙之レヨ上等地方裁判所ニ上
訴スルコトヲ得ルヲ他ノ上訴法ニ同シ

總テ勸解ヲ請フモノハ必ス其争訟本人ノ出廷ヲ要スルモノトス

但シ法律上ノ人(區郡等)ハ其主管者ノ代人ヲ出スコトヲ得

若シ勸解ヲ受クヘキ者文字ヲ知ラス不都合アルトキハ補助者ヲ同伴スルコトヲ得其他時宜
ニ依リ補助者ノ同伴ヲ許ス

但シ勸解ヲ爲スニ不都合アリト思量スルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得

勸解ヲ爲スニハ必ス口述ヲ以テス

但シ暗啞者ニハ別段ノ法ヲ用ユ

勸解ハ成ル丈ケ一日ニテ結局ニ至ルヨウニスルヲ要ス然レトモ若シ之レヲ結了スル丁能ハサル事情アルトキハ其日時ヲ豫定セサル可ラス

勸解人ハ別段ニ証人鑑定人ヲ喚問スルコトヲ得スト雖トモ其場ニ居合セタルトキハ之ヲ審問スルコトヲ得

証書其他ノ書類ハ「パルタイ」(關係人)ノ承諾アレハ之レヲ披閱スルコトヲ得

勸解人ハ争訟關係人ヲシテ宣誓セシムルコトヲ得ス

「シーツスリヒテル」(仲裁人)ハ前ニ述ヘシ如ク區裁判所ニ依頼シテ宣誓ヲ徴スルコトヲ得ルト雖トモ勸解人ハ一切之レヲ爲スコトヲ得ス

勸解調諧シタルトキハ其始末ヲ「プロトコール」(記録)ニ登記ス

記録ニ登記スヘキ要件ハ左ノ如シ

- 一 勸解ヲ爲シタル場所即チ地名
- 二 年月日
- 三 關係人ノ氏名及其人ノ本人ナルヲ知リ得タル手續
- 四 勸解ヲ爲シタル事件

五 勸解ノ調スタル始末

若シ關係人ノ一方不參スル等ノコトアルトキハ右ニ掲ケタル要件ヲ登錄セス唯云々ニ依リ勸解ヲ爲ス能ハサリシコトヲ記入スルモノトス

記録ハ之レヲ其關係人ニ讀ミ聞カスルカ又ハ其記録ヲ一見セシメタル上其記録ニ關係人ノ異議ナキ旨ヲ記入シ勸解人關係人ト共ニ署名ス

若シ關係人自署スルコト能ハサルトキハ代署セシムルコトヲ許ス

記録ハ其件數ノ順番ニ從ヒ番號ヲ付シ滿帳ニ至リタルトキハ其記録ヲ區裁判所ニ納ム

勸解關係人ノ請求アレハ其記録ノ寫ヲ與フルモノトス勿論其寫ヲ與フルハ必スシモ勸解ヲ爲シタルモノニ限ラス故ニ其記録ヲ區裁判所ニ納メタル後ナレハ區裁判所ノ書記

ニ於テ其寫ヲ與フルモノトス

勸解ニ服シタル後ニ其事件ノ執行ヲ拒ム者アルトキハ其事件動産ニ係ルモノニ限り直チニ其勸解ヲ執行スルコト確定裁判及公証人ノ作リタル証書ニ執行証ヲ記載シタルモノト同シ
但シ不動産ニ係ルモノハ此限ニ非ラス因云公証人ノ作リタル証書ニ義務者承諾ノ上(若シ此約ニ背クトキハ直チニ之ヲ執行スヘシ)ト記スルモノアリ此レ其義務者ヲ疑ヒタルトキニ限ル通例ハ此ノ文ナシ此文ナキモノハ裁判所ノ判決ヲ受ケサレハ執行スルコトヲ

但シ暗啞者ニハ別段ノ法ヲ用ユ

勸解ハ成ル丈ケ一日ニテ結局ニ至ルヨウニスルヲ要ス然レトモ若シ之レヲ結了スルヲ能ハサル事情アルトキハ其日時ヲ豫定セサル可ラス

勸解人ハ別段ニ証人鑑定人ヲ喚問スルコトヲ得スト雖トモ其場ニ居合セタルトキハ之ヲ審問スルコトヲ得

証書其他ノ書類ハ「パルタイ」(關係人)ノ承諾アレバ之レヲ披閱スルコトヲ得
勸解人ハ争訟關係人ヲシテ宣誓セシムルコトヲ得ス

「シーツスリヒテル」(仲裁人)ハ前ニ述ヘシ如ク區裁判所ニ依頼シテ宣誓ヲ徴スルコトヲ得ルト雖トモ勸解人ハ一切之レヲ爲スコトヲ得ス

勸解調諧シタルトキハ其始末ヲ「プロトコール」(記録)ニ登記ス
記録ニ登記スヘキ要件ハ左ノ如シ

- 一 勸解ヲ爲シタル場所即チ地名
- 二 年月日
- 三 關係人ノ氏名及其人ノ本人ナルヲ知り得タル手續
- 四 勸解ヲ爲シタル事件

五 勸解ノ調フタル始末

若シ關係人ノ一方不參スル等ノコトアルトキハ右ニ掲ケタル要件ヲ登録ゼス唯云々ニ依リ勸解ヲ爲ス能ハサリシコトヲ記入スルモノトス

記録ハ之レヲ其關係人ニ讀ミ聞カスルカ又ハ其記録ヲ一見セシメタル上其記録ニ關係人ノ異議ナキ旨ヲ記入シ勸解人關係人ト共ニ署名ス

若シ關係人自署スルコト能ハサルトキハ代署セシムルコトヲ許ス
記録ハ其件數ノ順番ニ從ヒ番號ヲ付シ滿帳ニ至リタルトキハ其記録ヲ區裁判所ニ納ム

勸解關係人ノ請求アレハ其記録ノ寫ヲ與フルモノトス勿論其寫ヲ與フルハ必スシモ勸解ヲ爲シタルモノニ限ラス故ニ其記録ヲ區裁判所ニ納メタル後ナレハ區裁判所ノ書記ニ於テ其寫ヲ與フルモノトス

勸解ニ服シタル後ニ其事件ノ執行ヲ拒ム者アルトキハ其事件動産ニ係ルモノニ限り直チニ其勸解ヲ執行スルコト確定裁判及公証人ノ作りタル証書ニ執行証ヲ記載シタルモノト同シ
但シ不動産ニ係ルモノハ此限ニ非ラス因云公証人ノ作りタル証書ニ義務者承諾ノ上(若シ此約ニ背クトキハ直チニ之ヲ執行スヘシ)ト記スルモノアリ此レ其義務者ヲ疑ヒタルトキニ限ル通例ハ此ノ文ナシ此文ナキモノハ裁判所ノ判決ヲ受ケサレハ執行スルコトヲ

得ス

勸解ヲ受ケタル後ニ至リ其寫ヲ請フタルトキハ其寫ニ直チニ執行ヲ爲シ得ヘキモノナル旨記載ナケレハ執行スルコトヲ得ス

又勸解ヲ受ケサル者執行ヲ受ルカ又ハ執行ヲ求ムルトキ(權利又ハ義務ヲ繼續シタル時ヲ云フ)ハ裁判所ノ判決ヲ受ケサレハ直チニ其勸解ヲ執行スルコトヲ得ス

以上民事ニ係ル手續ナリ刑事ハ罵詈ニ係ル「プリバートクラーゲ」ニシテ原被告人共同區内ニ住居スルモノニ限り必ス勸解ヲ經サル可ラス其他ハ民事ノ手續ト同シ

但シ必ス勸解ヲ請フヘキ者ハ「ライヒテ、ペライヂグンク」(輕キ侮辱)ニ限ル

因云「プリバートクラーゲ」(告訴)(刑事ノ告訴ヲ待テ糺治ス)ハ其時ヨリ三ヶ月内ニ爲

サ、ル可ラス

刑事上ノ勸解ヲ請フ者ハ其被告人所在ノ地ノ勸解人ニ請求スルナリ

刑事ニ付テモ民事ト同ク勸解ヲ拒ムコトヲ得但シ例外アリ左ノ如シ

一 勸解ヲ要スル關係人ヲ明知セサルヲ理由トシテ勸解ヲ拒ムコトヲ得ス

二 「ハインドルングスフェヒヒカイト」(無能力者)ヲ理由トシテ勸解ヲ拒ムコトヲ得

三 暗啞者等ノ不具ヲ理由トシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

四 勸解事件疑難ナルヲ理由トシテ之レヲ拒ムコトヲ得ス

但シ外國人ニ係ルトキハ之レヲ拒ムコトヲ得ルト雖トモ若シ其代理人ニ於テ勸解

シ得ヘキモノナルトキハ代理人ヲシテ其職務ヲ行ハシム

刑事ニ於テハ被告人ヲ喚出スニハ必ス勸解人ヨリ喚出狀ヲ發スルモノトス

若シ被告人ヲ喚出シタル當日ニ原告人出頭セサルトキハ其請求ナキモノト看做スヘシ

民事ニテハ關係人ノ一方不參スルトキハ勸解不調ト看做スナリ此レ其異ナル所ナリ

關係人若シ喚出ニ應セサルトキハ民事ト同ク其事由ヲ審問シタル上罰金ヲ科スルコトヲ得

刑事ノ勸解調諧シタルトキハ證書ヲ勸解請求者ニ付ス其證書ニハ件銘及勸解調不調ノ旨ヲ

記載ス

而シテ「プロトコール」(記録)ニ調又ハ不調ノ記入ヲ爲スナリ

若シ勸解調フタル後ニ於テ其執行ヲ拒ムモノアルトキハ強テ之レヲ執行スルコトヲ得ス

此場合ニ於テハ更ニ裁判所ニ告訴シテ判決ヲ受ケサル可ラス

勸解ヲ執行スルニモ執行吏ヲ用ユ其執行ニハ定規ナシ但シ三十年ヲ以テ期滿免除トス

勸解ニ付テハ總テ其費用ヲ徴収セス

但シ勸解上關係人ノ間ニ於テ契約ヲ爲シタルトキハ定則ノ印稅ヲ拂ハシム

此場合ニ於テハ勸解人ノ記録(プロトコール)ニ其契約ヲ記載シ印紙(スタンベル)ヲ貼付ス

總テ約定金高百五十マルク迄ハ印紙ヲ用ヒス其以上ハスタンベルヲ貼用セサル可ラス
右ノ如ク勸解ニハ「ゲビユーレン」(裁判費用)ヲ徴セスト雖トモ「アウスラーゲン」(立替ニ
屬スル喚出狀ノ送達費及寫字料等)ハ之レヲ徴収スルコトヲ得
勿論勸解後ニハ往々其費用ヲ納メサルモノアルカ故ニ其費用ヲ前納セシムルコトヲ得
記録ノ寫ヲ與フルトキハ其寫字料ヲ收ム

一「ザイテ」ニ付

寫字料

二十布

但シニ「ザイテ」迄ハ一「ザイテ」ニ付二十布
其以上ハ一「ザイテ」ニ付十布ヲ加フ

寫字料ハ其請求者ヨリ收ム但シ勸解調和シタルトキハ双方ヨリ之レヲ收ム

若シ「アウスラーゲン」(立替金)ノ費用ヲ納メサル者アルトキハ之レヲ區役所ニ報告シテ
他ノ稅納ト共ニ徴収セシム

勸解人ニ屬スル記録筆墨紙等ノ費用ハ總テ區役所ヨリ支辨ス

若シ數區ニ跨ルトキハ之レヲ分擔スルモノトス
千八百八十二年ノ統計左ノ如シ

字漏生全國

一萬七千九百四十人

勸解件數

二十八萬三千七百四十五件

内譯

七萬七千八百三十一件

○民事

双方出廷シタル者

五萬九千九百七十三件

其餘ハ一方欠席又ハ双方不參等ナリ

四萬六千六十八件

調和

二十萬五千九百十四件

○刑事

双方出廷

十三萬七千九百十七件

調和

八萬千百件

行政ト司法トノ管轄區域ヲ裁判スル裁判所

總テ裁判所ハ各法律ヲ以テ定メタル管轄區域内ノ事件ヲ裁判スルヲ原則トス
故ニ其裁判所管轄ニ屬スルモノナリヤ否ハ裁判所自ラ之レヲ判決スルモノナリ
右ノ理由ナルヲ以テ裁判所ハ訴訟ヲ受タル始メニ於テ

第一 其事件ハ訴訟權アルモノニシテ裁判所ハ之レヲ受理スヘキモノナリヤ否

第二 其訴訟物件ハ管轄内ノモノニシテ其訴訟關係人ハ其管轄ニ屬スルモノナリヤ否
ヲ推究スルモノトス故ニ其裁判管轄違ノ申立ヲ爲スモノアルトキハ之レヲ判決セサル可ラ
ス而シテ其判決ニ不服ナルモノハ上等ナル裁判所ニ控訴スルコトヲ得

又裁判所ト裁判所トノ間ニ於テ孰レモ其管轄ニ非ラサルコトヲ判決シタルトキハ上等ナル
裁判所ニ於テ其管轄ヲ定ムルコトアリ

又裁判所ニ於テ其管轄ニ疑義アルトキハ上等ナル裁判所ノ判決ヲ請求スルコトヲ得
此レ皆常事裁判所(レヒツスベヒ)ノ通則ニシテ其訴訟物件及訴訟關係人ノ管轄内外ヲ判決
スルハ全ク「レヒツスベヒ」即チ常事裁判ニ屬スルモノナレトモ訴訟ノ起頭若クハ其訴訟中
ニ於テ行政裁判ト司法裁判トノ管轄區域ヲ判決スルコトハ常事裁判ニ屬セス即チ此章ニ述
ル所ノ特別ナル裁判所ノ管轄ナリ

常事裁判(レヒツスベヒ)ノ管轄ニ非ラサル法律上ノ事件ヲ行政權ヲ以テ處分ス之レヲ

「フェルバルツングスザーヘ」ト云フ而シテ其處分ヲ分テ「トス

一 「フェルバルツングス、ストライトザーヘ」(行政裁判)

二 「フェルバルツングスザーヘ、イム、エンゲルンジン」(無訴訟行政處分)

無訴訟ノ行政處分ハ民法刑法訴訟法治罪法ヲ除クノ外他ノ國法ニ屬スル一切ノ事ヲ管轄ス
ルモノナリ

例ヘハ租稅ヲ納ムヘキ理由アル者之ヲ納メサルニ依リ相當ノ處分ヲ爲スハ「フェルバル
ツングスザーヘ」(行政處分)ナリ

而シテ其處分ヲ受ケタル者不服ヲ唱ヘ訴訟ヲ爲スニ當リ之ヲ判決スルモノハ則チ「フェル
バルツングスストライト」(行政裁判)ナリ

總テ民法刑法ニ係ルコトハ司法裁判權ニ屬ス然ルニ其中別段ノ法律ヲ以テ行政權ニ付シタ
ルモノアリ

民刑二法ニ係ラサル一般ノ公法(國法)ニ屬スルモノハ總テ行政處分ニ任ス然ルニ其中別段
ノ取除ケヲ以テ司法權ニ付シタルモノアリ

例ヘハ官吏ノ俸給及退職料等ノ事ハ國法即チ行政部中ノモノナルカ故ニ其ノ事ヨリ起ル
訴訟ハ行政裁判ニ屬スヘキモノナレトモ之ヲ例外トシテ司法裁判トセリ

之レニ反シ人民ノ住居建家ヲ自由ニスルハ民法上ヨリ得タル權利ナルニ依リ其住居建家ニ係ルコトニ付警察署等ニ於テ制限ヲ立テタルヨリ起ル訴訟ハ司法裁判ニ屬スルモノナレトモ之レヲ取除ケテ行政裁判ノ管轄ニ置キタルカ如キ是レナリ

右ノ如ク明カニ其區域ヲ知り得ヘキモノハ格別ナレトモ或ハ其事ニ依リ民法ニ屬スヘキモノナリヤ公法ニ屬スルモノナリヤ疑義ヲ免レサルモノアリ

因云李國ノ「ランドレヒト」(民法)ハ未タ行政權ト司法權トヲ分割セサル前ニ制定シタルモノナルカ故ニ其法中民法ニ屬スルモノト國法即チ行政法ニ屬スルモノト混淆セリ故ニ事ニ當テ疑義ヲ免レサルナリ

右ノ如ク司法ト行政トノ區域明カナラサルヨリ其管轄違ニ付起リタル訴訟ヲ此章ニ述ル所ノ特別裁判所ニ於テ裁判スルモノナリ

此ノ司法ト行政トノ區域ヲ判明スルハ行政司法ノ二法ニ明カナルモノニ非ラサレハ之レヲ能クセサルヲ以テ別段ノ裁判所ヲ設ケ行政官ト司法官トヲ立會ハシメ其判決ヲ爲サシムルコトニ定メタリ

是迄ノ經驗ニ依レハ此ノ案件ハ常ニ疑難ノ事多シ勿論其事件ハ甚少ト雖トモ有レハ必ス疑難ノ事ナルヲ以テ之ヲ統一スルカ爲メニ一ノ特別ナル裁判所ヲ設ケタルナリ

但シ此裁判ニ對シテハ控訴上告ノ法ナシ行政司法中ヨリ精撰シタル裁判官ナルヲ以テ誤判ナキモノト假定シタルモノナルヘシ

此特別裁判所ハ柏林府ニ在リ

裁判官

十一人(行政司法ノ官更ヲ交ヘ用ニ)

少クトモ其内六人ハ柏林ノ上等地方裁判所ノ判事ナルコトヲ要ス其他ノ裁判官モ判事タル資格ヲ有スルモノナラサル可ラス又三十五歳以上ノ者ナラサル可ラス

此裁判官ハ大概兼官ナルヲ以テ本官ノ續ク間ハ之ヲ兼ヌルモノトス

若シ本官ナキトキハ終身ヲ期トシテ任命セラル、ナリ然レトモ實際皆兼務ナリ
六百マルク」

此裁判官ハ内閣ノ申奏ニ依テ國王ヨリ之レヲ命ス

本人ノ意ニ反シテ免職スルコトヲ得ス若シ罷免ヲ要スルコトアルトキハ帝國裁判所判事ヲ處分スルノ例ニ依ルモノトス

此裁判所ニ於テハ七人ニテ裁判ス

裁判ヲ要スルモノニ様ノ別アリ左ノ如シ

一「ボゼチーベン、コンベンツス、コンフリグト」

一 「ボゼチーア」ハ行政官司法官共ニ其管轄ナリト思量スルトキナリ

「ボゼチーア」ハ孰レモ其管轄ニ非ラスト思量スルトキナリ

「ボゼチーア」ト稱スルモノハ如何ナル場合ニ在ルカト云ハ某ノ訴訟事件ヲ司法ニ於テ

受理シタルトキ行政官ヨリ其事件ハ行政裁判ニ屬スルモノナリト主張スル場合ニ起ルモ

ノナリ此レ行政上ノ利害ニ關係スルモノアルガ故ナリ

之レニ反シテ既ニ行政裁判ニ着手シタルモノヲ司法官ヨリ司法裁判ニ屬スルモノナリト

主張スルコトヲ得ス唯其訴訟關係人ノ隨意ニ任スルモノトス此レ行政上ノ利害ニ關係ナ

キカ故ナリ

一 「ボゼチーア」ノ訴訟ハ既ニ司法裁判ニ着手シタルモノニ限ル

二 民事訴訟ニ限ル

三 行政官ニ於テ司法裁判ニ屬スルモノト想定シタルトキニ限ル

司法官裁判ニ着手シタル後ニ行政官ノ訴訟ヲ受ケタルトキハ其審判ヲ爲スコトヲ得ス

若シ司法官ニ於テ既ニ裁判ヲ爲シタルトキト雖トモ其裁判確定セサル内ハ行政官ヨリ何

時ニテモ訴訟ヲ爲スコトヲ得故ニ若シ其裁判確定シタルトキハ假令行政官ニ於テ異議ア

リトモ之ヲ奈何トモスルコトヲ得ス

行政官ニ於テハ「セントラールフェルバルツングスベヒヨルデン」(行政諸省)及ヒ「プロビ

ンチヤールフェルバルツングスベヒヨルデン」(府縣)ニ非ラサレハ行政司法ノ權域ニ係ル

訴訟ヲ爲スコトヲ得ス

若シ此他ノ行政官吏ニ於テ訴訟ヲ爲スコトノ必要ナルコトヲ見出シタルトキハ其上官ニ

報告スルニ止マルモノトス

行政官ヨリ訴訟ヲ起スコトヲ必要ナリトスルトキハ其事件ニ着手シタル裁判所ニ某事件ハ

何々ノ理由ニ依リ行政裁判ニ屬スベキモノナリト書面ヲ以テ論判スルナリ此ノ手續ヲ以テ

行政官ヨリ訴訟ヲ始メタルモノトス

右ノ照會ヲ受ケタル裁判所ハ訴訟關係人ノ一方死没シタルトキ等ノ如ク直チニ其裁判ヲ中

止ス

此中止ニ付テハ他ノ法律ニ抵觸スルコトナシ

而シテ其裁判所ハ行政官ニ書面ヲ受取リタル旨ヲ答ヘ訴訟關係人ニ行政官ヨリノ訴訟起リ

タルコトヲ告ク

右ノ如ク裁判ヲ中止シタルトキハ行政官ヨリ更ニ其訴訟ヲ取消スカ又ハ特別裁判所ノ判決

一 「ボゼチーブ」ハ行政官司法官共ニ其管轄ナリト思量スルトキナリ

「ボゼチーブ」ハ孰レモ其管轄ニ非ラスト思量スルトキナリ

「ボゼチーブ」ト稱スルモノハ如何ナル場合ニ在ルカト云ハ某ノ訴訟事件ヲ司法ニ於テ

受理シタルトキ行政官ヨリ其事件ハ行政裁判ニ屬スルモノナリト主張スル場合ニ起ルモ

ノナリ此レ行政上ノ利害ニ關係スルモノアルカ故ナリ

之レニ反シテ既ニ行政裁判ニ着手シタルモノヲ司法官ヨリ司法裁判ニ屬スルモノナリト

主張スルコトヲ得ス唯其訴訟關係人ノ隨意ニ任スルモノトス此レ行政上ノ利害ニ關係ナ

キカ故ナリ

一 「ボゼチーブ」ノ訴訟ハ既ニ司法裁判ニ着手シタルモノニ限ル

二 民事訴訟ニ限ル

三 行政官ニ於テ司法裁判ニ屬スルモノト想定シタルトキニ限ル

司法官裁判ニ着手シタル後ニ行政官ノ訴訟ヲ受ケタルトキハ其審判ヲ爲スコトヲ得ス

若シ司法官ニ於テ既ニ裁判ヲ爲シタルトキト雖トモ其裁判確定セサル内ハ行政官ヨリ何

時ニテモ訴訟ヲ爲スコトヲ得故ニ若シ其裁判確定シタルトキハ假令行政官ニ於テ異議ア

リトモ之ヲ奈何トモスルコトヲ得ス

行政官ニ於テハ「セントラールフェルバルツングスベヒヨルデン」(行政諸省)及ヒ「プロビ

ンチヤールフェルバルツングスベヒヨルデン」(府縣)ニ非ラサレハ行政司法ノ權域ニ係ル

訴訟ヲ爲スコトヲ得ス

若シ此他ノ行政官吏ニ於テ訴訟ヲ爲スコトノ必要ナルコトヲ見出シタルトキハ其上官ニ

報告スルニ止マルモノトス

行政官ヨリ訴訟ヲ起スコトヲ必要ナリトスルトキハ其事件ニ着手シタル裁判所ニ其事件ハ

何々ノ理由ニ依リ行政裁判ニ屬スベキモノナリト書面ヲ以テ論判スルナリ此ノ手續ヲ以テ

行政官ヨリ訴訟ヲ始メタルモノトス

右ノ照會ヲ受ケタル裁判所ハ訴訟關係人ノ一方死没シタルトキ等ノ如ク直チニ其裁判ヲ中

止ス

此中止ニ付テハ他ノ法律ニ抵觸スルコトナシ

而シテ其裁判所ハ行政官ニ書面ヲ受取リタル旨ヲ答ヘ訴訟關係人ニ行政官ヨリノ訴訟起リ

タルコトヲ告ク

右ノ如ク裁判ヲ中止シタルトキハ行政官ヨリ更ニ其訴訟ヲ取消スカ又ハ特別裁判所ノ判決

アルニ非ヲサレハ之レヲ解クコトヲ得ス

若シ控訴ノ場合ニ於テ此訴訟起リタルトキハ其照會ヲ受ケタル裁判所ハ一件書類ヲ始審
裁判所ニ送付スルモノトス

此裁判中止ノ場合ニ於テ訴訟關係人ハ其裁判所ニ自己ノ意見ヲ陳述スルコトヲ得

但シ代言人ノ署名シタル書面ヲ以テセサル可カラズ

行政官吏ハ代言人ノ署名ヲ要セズ又訴訟關係人ト雖モ判事タルノ資格ヲ有スル者ハ代言
人ノ署名ヲ要セズ

右ノ意見ヲ呈出スルハ裁判所ヨリ裁判中止ノ通知ヲ受ケタルトキヨリ一ヶ月以内ニ爲スコ
トヲ要ス

裁判所ニ於テ訴訟關係人ノ意見書ヲ受取リタルトキハ其寫ヲ(訴訟ヲ起シタル所ノ)行政官
及ヒ別ニ相手人アレハ其相手人ニ送達セサル可ラス

若シ行政官ヨリ訴訟起リタルコトヲ訴訟關係人ニ通知シタル後一ヶ月ヲ經タルトキハ訴訟
關係人ノ陳述アルト否トニ拘ハラズ一件書類ニ裁判所ノ意見ヲ添へ上等地方裁判所ニ送致
ス

其送致ヲ受ケタル上等地方裁判所へ又其書類ヲ添へ之ヲ司法大臣ニ呈出スルモノトス

而シテ司法大臣ハ其一件書類ヲ裁判所ノ意見書ト共ニ特別裁判所ニ送ル

此場合ニ於テハ司法大臣ハ唯其取り次ヲ爲スノミ檢事モ亦之レニ與ラス

司法大臣ヨリ其訴訟書類ヲ特別裁判所ニ送リタル旨ヲ(訴訟ヲ起シタル)行政官ニ通報ス

但シ「プロビシヤルベヒヨルテ」ノ行政官ヨリ訴訟ヲ起シタルモノナルトキハ其理由ヲ

管轄ノ行政省ニ報告スルモノトス

諸省大臣ハ其意見ヲ特別裁判所ニ申報スルコトヲ得ルハ勿論其判決ニ至ル迄ハ何時ニテモ

其訴訟ヲ取戻スコトヲ得

前ニ逸ヘタル行政官ヨリ其訴訟ヲ取消ス場合ハ此行政長官ヨリノ取戻ヲ指スモノナリ他
ノ行政官ハ一旦爲シタル訴訟ヲ取消スコトヲ得ス

訴訟ヲ行政官カ取戻シタル場合ニ於テハ特別裁判所ヨリ書類ヲ司法大臣ニ返却シ司法大

臣ヨリ其事件ヲ裁判スル裁判所ニ送達スルモノトス

特別裁判所ノ審判手續ハ常事裁判ト同シ

裁判ハ之ヲ宣告ス(訴訟法ニ同シ)

但シ裁判ノ日限ヲ定メ關係人ヲ喚出ス等ハ常法ニ依ラス(常法ニテハ原告人ヨリ其日限
其日限定マリタル上ハ原告)總テ裁判所ニ於テ之ヲ取扱フナリ
入ヨリ被告人ヲ喚出スナリ)

訴訟關係人裁判ノ日時ニ出廷スルヤ否ハ本人ノ意見ニ任ス若シ出廷ヲ望ムモノハ代理人ヲ用ヒサル可ラス

但シ代理人ヲ用ルコトヲ法律上ニ於テ要セサルモノハ格別ナリ

右ノ如ク本人ノ出廷ヲ要セサルモノハ此裁判ハ事實ヲ調ルニ非ラスシテ唯其法律上ノ關係ヲ審判スルモノナルカ故ナリ

訴訟關係ノ行政官ニハ其官署ヲ管轄スル行政省ノ長官ニ裁判ノ日時ヲ通知スルモノトス

其省ニ於テハ訴訟ニ關スル代理人ヲ出スコトヲ得

裁判長ハ其事件ヲ審理スル爲メニ專任判事ヲ命ス

專任判事審廷ニ於テ演說シタル後訴訟關係人ノ陳述ヲ聽ク

若シ審問一日ニ終ラサルニ際シ裁判官ノ内ニ欠員アルトキハ他ノ委員之レニ代ルコトヲ

得此場合ニ於テハ其審問ヲ新ニ始メサル可ラス

總テ口述上ノ審問ヲ爲スモノハ其裁判官始終貫通シテ審聽スルコトヲ要ス故ニ若シ半途ニシテ裁判官ノ更迭アルトキハ必ス始メヨリ更ニ審問スルヲ原則トス

裁判書ノ寫一通ヲ司法大臣ニ又一通ヲ訴訟關係ノ行政省ニ送達ス

但シ司法大臣ニハ其一件書類ヲ添ヘテ送達ス

此ノ裁判書ノ寫ヲ「アウス、フェルザグンク」ト云フ裁判長之レニ署名ス(通常裁判ニ於テハ書記之レニ署名ス)

司法大臣ハ其送付ヲ受ケタル裁判書ノ寫ト一件書類ヲ原裁判所ニ送ル

而シテ其裁判所ハ更ニ裁判書ノ寫ヲ製シテ訴訟關係人ニ與フ

其寫ヲ「ベグヲウヒヒテ、アブシユリフ」ト云フ

同キ裁判書ノ寫ニ其名ヲ異ニスルモノハ其寫ヲ爲ス料紙ノ種別アルニ依ルナリ

此裁判ニ付アハ本書ヲ特別裁判所ニ留メ「アウスフェルザグンク」(即チ裁判ヲ執行スル格式アル寫)ヲ司法大臣ヨリ裁判所ニ送り之レヲ裁判所ニ留メ更ニ尋常ノ寫(ベ

グヲウヒヒテアブシユリフ)ヲ關係人ニ與フ

若シ其訴訟事件司法裁判ニ屬スヘキモノト決シタルトキハ原裁判所即チ其事件ヲ管轄ス

ヘキ相當ノ裁判所ニ於テ更ニ審理ヲ爲スモノトス

之レニ反シ司法裁判權内ニ非ララスト決シタルトキハ其訴訟ヲ更ニ行政裁判所ニ爲スコト勿論ナリ

此場合ニ於テ若シ裁判入費ヲ収メタルモノアルトキハ之レヲ其關係人ニ返却スルモノト

但シ代理人ノ手数料等ハ關係人ノ自辨ニ屬ス故ニ其費用ハ假令勝訴トナリタルトキト雖トモ敗訴者ニ其償ヲ求ムルコトヲ得ス

前ニ述ヘタル如ク此ノ管轄違ノ訴ニ付テハ其裁判確定ニ至ル迄ハ何時ニテモ行政官ヨリ訴訟ヲ起スコトヲ得ルモノナレトモ原裁判ハ假リニ之ヲ執行スルコトヲ許スナリ故ニ行政官ヨリ訴訟ヲ爲シタルトキハ其假執行ヲ中止セサル可ラス

特別裁判所ニ於テ司法裁判ニ屬スヘキモノト判決シタルトキハ其中止ヲ解キ直チニ執行ヲ繼續スルモノトス

此事ヲ處分スルニ付テハ訴訟關係人ノ請求ニ依ラス司法裁判所ノ職務ヲ以テ其命令ヲ下スナリ

特別裁判所ハ總テ裁判費用ヲ收メス皆「スタート」ヨリ之レヲ支辨ス此裁判ハ公益ノ爲メニスルモノナルカ故ナリ

但シ關係人相互ノ費用ハ其相對支辨ニ任ス

「ボゼチーブコンベンツ」ノ場合ハ右ニ叙述シタリ是レヨリ「子ガチーブコンベンツ」ノコトニ移ルヘシ

「子ガチーブ」即チ司法行政官共ニ其管轄ニ非ラストシテ訴訟ヲ受理セサルトキハ訴訟人ヨリ之ヲ特別裁判所即チ「グリヒツホーフ、ツール、メントシヤイツングデルコンベンツ」ストライチヒカイテン」ニ訴訟スルナリ
勿論其訴訟ヲ爲スト否トハ訴訟關係人ノ自由ニ任スヘキモノナルヲ以テ官吏ハ一切之ニ干與セス

其訴訟手續ハ左ノ如シ

此場合ニ於テ特別裁判所ノ判決ヲ乞ハント欲スルモノハ其訴狀ヲ司法始審裁判所ニ呈出スルモノトス

右ノ訴狀ヲ受ケタル裁判所ハ之レヲ對手人ニ通知ス

通知ヲ受ケタル對手人ハ一ヶ月内ニ意見書ヲ出スコトヲ得

意見書ニ代理人ノ署名ヲ要スル時ノ例規ハ前ニ述ヘタル通則ニ同シ

總テ裁判所ニ於テ其管轄ニ非ラストシテ不受理ノ判決ヲ爲シタルトキノ費用ハ皆訴訟人ノ自辨ニ屬ス

始審裁判所ハ之ヲ受理シタル場合控訴裁判所ニ於テ不受理ノ判決ヲ爲シタルトキモ亦同

其他ノ手續即チ一件書類等皆司法大臣ヲ經由シテ特別裁判所ニ送ルカ如キハ總テ前ニ述ヘタル通規ニ依ル
特別裁判所ニ於テ裁判シタルモノハ行政官司法官ニ論ナク其判決ニ從ヒ異議ナク之レヲ受理セサル可ラス
行政司法裁判管轄ノ區域ニ係ル特別裁判アルコトハ既ニ説了シタリ然ルニ尙此レニ類似シタルモノアリ左ノ如シ

第一 官吏タル者職務從事中ニ於テ爲シタル事ニ付民事又ハ刑事ノ責任ニ任セサル可ラサルコトアリ

例ヘハ區裁判所ノ判事カ地所臺帳記入ノ際ニ誤テ人民ノ損害ヲ釀シタルトキハ之ヲ償免レサルカ如キモ是レナリ

又警察官誤テ人ヲ捕縛シ其名譽ヲ害シ又ハ誤テ人ヲ創傷シタルトキハ刑法上ノ責罰ヲ免レサルカ如キモ是レナリ

右等ノ場合ニ於テハ其官吏ノ行爲ハ法律規則ニ背キタルヤ否ヲ判決セサル可ラス
獨逸帝國ノ法ニ於テハ總テ常事裁判所ニ於テ之ヲ處斷スルト雖トモ各聯邦ニ於テハ往々右等ノ場合其官吏ノ行爲法律規則ニ從ハサルモノナリヤ否ヲ判決スルハ他ノ官署ニ

於テシ裁判所ハ唯其償額ニ係ルコトヲ刑法ニ問擬スヘキ處罰ノミヲ裁判スルノ例規ナリシカ故ニ千八百七十九年新法實施ノ時ニ於テモ全ク舊法ヲ改メサリシナリ
當時新法制定ノ際ニ於テ右等ノ場合ヲ盡ク司法裁判ノ管轄ニスヘシト論シタルモノアリタレトモ行政官ニ於テ反對論多ク遂ニ裁判所ニ於テハ唯其民事刑事ノ結局ヲ處分スルコトニ決定シタリ

右ノ理由ナルヲ以テ現今學國ニ於テ行ハル、所ハ左ノ如シ
學國ニ於テハ文武官吏其職務上ノ事ニ付民事訴訟ヲ受ケ裁判所ノ審理ニ係リタルトキ其所屬長官(セントラールベヒヨルデ)諸省又ハ(プロビンチャールベヒヨルデ)府縣ヨリ其官吏ノ行爲上ニ係ル異議(コンフリクト)ヲ爲スコトヲ得ルナリ
此異議ハ其訴訟ヲ受ケタル官吏カ果シテ越權ノ處分ヲ爲シタルヤ否又其行爲ハ果シテ過誤ニ出テタルモノナリヤ否ヲ裁判所ニ於テ判決ス可ラサル旨行政廳ヨリ裁判所ニ照會シ裁判權ノ停止ヲ請求スルモノトス

右ノ異議ヲ爲シタル行政官ハ其理由ヲ伯林ノ行政上等裁判所ニ具申シ可否ノ裁決ヲ受ケサル可ラス
此ノ異議ノ申立ヲ爲スハ其所屬長官ニ於テ其官吏ノ行爲ハ職權内ニ於テ當然ノ事ヲ爲

シタルモノニシテ越權又ハ過誤ニ非ラサルコトヲ確認シタルトキニ限ルモノトス
行政官ヨリ異議ヲ受ケタル司法裁判所ハ管轄違ノ訴ヲ受ケタルトキト同ク其審理ヲ中止
シ一件書類ヲ纏メテ司法大臣ニ出シ司法大臣ヨリ之レヲ行政上等裁判所ニ送ルナリ
行政上等裁判所ニ於テハ唯其官吏ノ行為職權内ニ於テシタルモノナリヤ否又其行為ハ過
誤ニ非ラサルヤ否ヲ判決スルノミ其行為果シテ刑法上ノ罪アリヤ又ハ民事上ノ責任アル
モノナリヤニ至テハ之レヲ司法裁判所ノ判決ニ任スルモノトス
行政上等裁判所ニ於テハ異議ノ申立ヲ爲シタル行政官ノ書類ト關係訴訟人ノ申立ヲ聞キ
タル後ニ其裁判ヲ爲スモノトス

但シ必スシモ訴訟人ノ申立ヲ聞クヲ要セス其場合ハ裁判長ノ見込ニ任ス

其他ノ手續ハ一般行政裁判ノ法ニ依ル

行政上等裁判所ニ於テ其官吏ノ行為ハ職權ヲ侵シタルニ非ラス又其行為ハ過誤ト認メス
ト判決シタルトキハ司法裁判所ハ其判決ニ從ヒ審理ヲ止メサル可ラス
勿論行政上等裁判所ニ於テ判決アリタルトキハ其一件書類(管轄違裁判ノトキノ如ク)
司法大臣ヲ經由シテ原裁判所ニ返却セラル、ニ依リ其判決ノ旨趣ヲ訴訟關係人ニ通知
スルヲ以テ結局トス

之レニ反シ若シ其官吏ノ處分越權又ハ過誤ナリト判決シタルトキハ原裁判所ハ其審理ヲ
繼續シテ裁判ヲ結了スルコト勿論ナリ

右ノ如ク司法官ニテ裁判スヘキモノヲ行政上等裁判所ニ於テ判決スルモノハ司法官ハ行政
規則ノ詳細ヲ知ラス行政職務上ノ得失ヲ判決スルコト能ハサルヲ以テナリ

文武官吏ニ對シ訴訟ヲ爲スハ必スシモ其官吏ノ在職中ニ限ラス又其官吏ノ生存中ニモ限
ラス退職後又ハ其相續人ニ係リ訴訟ヲ爲スコトヲ得

直接ニ非ラサル官吏即チ區郡役所ノ官吏ニ係リ訴訟スルモノ亦同シ

司法官吏ニ付テハ檢察事又ハ司法警察官ノ職務ニ係ルモノヲ除クノ外行政上等裁判所ニ關係
ナク總テ司法裁判所ニ於テ處斷スルナリ

管轄違ノ特別裁判ニ類似シタル裁判第一ニ屬スルモノハ概略如右

第二 軍人軍屬(將官以下兵卒ニ至ル迄ヲ總稱ス)ニ於テ訴訟ヲ受クヘキ行為アリタルニ當リ軍事裁判ニ付
セラレタルトキ要償等ノ民事ニ屬スルモノアルトキハ常事裁判所ニ於テ裁判スルモノト
ス

但シ刑事ニテモ服役後ノ者及ヒ非役ニテ在宅ノ者等ハ之レヲ常事裁判ニ付スル場合アリ

軍人軍屬ニ係ル訴訟ヲ裁判所ニ於テ受理シタル場合其行爲上ニ付意見アルモノハ其所屬
將官(ヲヒシヲシ又ハアルメコルノ長)ヨリ其事ニ係ル異議ヲ申立ルコトヲ得

此異議ヲ受ケタル裁判所ハ第一文官ノ部ニ於テ述ヘタルモノト同ク一件書類ヲ纏メテ

司法大臣ニ送リ司法大臣ヨリ別段ノ裁判所ニ送付スルモノトス

別段ノ裁判所ハ左ノ如シ

裁判官 五人

一軍務大臣

二司法大臣

三上等士官(佐官)

三人

此士官ハ國王ヨリ三年ヲ期トシテ命セラルモノナリ

此別段ナル裁判ヲ要スル場合ニ於テハ此裁判官ノ外ニ專任審理ヲ爲スモノヲ軍務大臣司

法大臣各一人ツ、撰任シ之レヲシテ審理セシメ其專任審官ノ申立ヲ聞キタル後ニ判決ヲ

爲ス

若シ軍人ノ行爲規律ニ從ヒタルモノナルトキハ何々ノ理由ナルニ依リ司法裁判ニ付スヘ

キモノニ非ラスト判決ス

若シ規律外ノ事ヲ爲シタルモノナリト判決シタルトキハ司法裁判所ノ裁判ニ付スルモノ
トス其書類送致等ノ手續ハ總テ第一(文官ニ係ルモノ)ニ述ヘタル所ニ同シ
獨逸全國裁判所及判事統計
曾テ帝國裁判所及ヒ判事ノ數ヲ總計シタルニ準シ獨逸帝國ノ總數ヲ擧レハ左ノ如シ
千八百八十一年

獨逸全國

裁判所總計

内

上等地方裁判所

地方裁判所

區裁判所

外ニ

帝國裁判所

獨逸全國

二千百二

二十八

百六十一

千九百十三

判事總計

七千五十二人

内

六十九人

帝國裁判所

二十八人

最上審院

五百二十四人

上等地方裁判所

二千七百七十八人

地方裁判所

四千二百五十七人

區裁判所

獨逸ノ人口四千五百萬人ナルヲ以テ六千四百十四人ニ判事一人ノ割合ナリ

「ゲレヒツフェル、フアススング」(裁判所ノ構成)ニ係ルコトハコレニテ説キ了リタリ然ルニ官吏ノ行爲ニ對スル要償ニ付裁判上緊要ノコトアルヲ以テ別段ニ之ヲ講述スヘシ

ハフツングテルヘアムテンウントダス、スターテス、フエル、ベセ、カクシグシグ、ヒアマツス、ハシドレシグシ官吏タルモノ職務上人民ニ損害ヲ被ラシメタル場合ニ於テノ責任

總テ賠償ノ責任ハ左ノ二個ノ場合ニ在ルモノナリ(官吏ト一個人ニ論ナク誰レニテモ)

第一 約定ヲ破リタルヨリ起リタル損害是ナリ

第二 約定ナシト雖モ其場合ト出來事ヨリ起リタル損害是ナリ

第一 約定アルモノニ付テハ其約定ニ從ヒ賠償ノ責メニ任セサル可ラサルモノナルカ故ニ若シ官吏「スタート」ノ代人トシテ他人ト約定シタル場合ニ於テ他ニ損害ヲ被ムラシメタルトキハ其約定ニ從ヒ要償ノ責メニ任スヘキハ勿論ナルヲ以テ約定ヨリ起ルモノハ今

之レヲ略シ唯其約定ナクシテ起ル所ノ賠償ニ係ルモノヲ説カン

第二 即チ官吏他人ト約定セサルコトニ付其行爲上ニ係ル損害賠償ノ訴訟ヲ受ケタルトキト雖トモ官吏ノ職權内ニ於テ爲シタルコトニ付テハ責任ナシ唯其越權又ハ過誤ヨリ起

リタル損害ニ對シテハ其責任ヲ盡サ、ル可ラス

但シ刑事ニ係ルコトハ其事明白ナルヲ以テ又茲ニ贅論セス

唯民事上人民ヨリ官吏ニ係リ又ハ「スタート」ニ係リ賠償ノ訴訟ヲ爲スコトヲ得ル場合ハ如何ナルトキカヲ説カンニ之レヲ概言スレハ官吏ノ行爲規律ニ背キ越權ノ處分ヲ爲シタルトキ又ハ過誤失錯ヲ以テ人ニ損害ヲ被ムラシメタルトキヲ云フナリ

總テ損害(シャードン)ハ其事件ニ付約定アルト否トニ拘ハラズ其損害ヲ被ムリタル者ノ損害ナリトス

其所謂損害ナル者ハ財産上ノ損失ニシテ法律上(シャードン)損害ト稱スルモノヲ云フナ

損害ニ二様アリ

- 一 「エントガンゲンゲピンゲピンバイタールシン」是ナリ
其必ス得ヘキ所ノ利益ヲ失フタルモノヲ云フ
- 二 「シャーデン、エンゲルンシン」是ナリ

其現在ノ物件又ハ財産ノ部分ニ付損害ヲ被ムリタルモノヲ云フ

例ヘハ漁夫ノ漁業ヲ以テ生活ヲ爲スモノ其所持ノ網ヲ毀損セラレタルトキハ現在ノ物件即チ財産ノ部分ニ付損害ヲ受ケタルモノニ付「シャーデンエンゲルンシン」ナリ

而シテ其網ヲ毀損セラレタルカ爲メニ其日々平均シテ必ス得ヘキ所ノ利益即チ漁業ヲ爲ス能ハサルハ「エントガンゲンゲピン」ナリ（故ニ其利益ハ必ス得ヘキモノニ限ル若シ其網アリシナラハ海中ヨリ寶石ヲ引揚ケタルモ知ル可ラスト想像スルカ如キハ得ヘキ利益下稱ズルヲ得ス）

又其損害ヲ分ツ左ノ如シ

- 一 「ウンミツテル、パレシヤードン」 (直接ノ損害)
 - 二 「ミツテルパレシヤードン」 (間接ノ損害)
- 其行爲ニ付直チニ損害ヲ爲シタルモノヲ直接ト云ヒ其行爲ヨリ轉シテ損害トナリタルモ

又ヲ間接ト云フ

例ヘハ家屋ヲ焼失シタル場合ニ於テ其所有物件ヲ燒毀シタルハ直接ノ損害ナリ而シテ其家屋焼失ノ爲メニ貸シ料ヲ得ル能ハサルハ間接ノ損害ナリ

又家屋ノ家根ノミヲ焼失シタルトキ風雨ノ爲メニ其所有物品ヲ毀損スルコトアレハ其家屋ノ燒毀ハ直接ニシテ其物品ノ毀損ハ間接ナリ

總テ損害ハ前ニ述ヘタル如ク其損害ヲ受ケタル者ノ損失ニ歸スヘキモノナレトモ若シ其損害法律規則ニ背キタル所業ヲ爲シタル者アルニ由ルカ又ハ其權利ナキ者ノ爲シタル所業ニ原因スルトキハ其者ニ對シ損害ノ賠償ヲ要ムルコトヲ得故ニ其損害ヲ被ムラシメタル者ハ自己ノ權利ナキトキニ限り賠償ノ責メニ任スルモノトス

例ヘハ瀛車鐵道ニ於テ不意ノ出來事ヨリ起リタル損害ハ其損害ヲ被リタル者ノ全クノ過失カ又ハ故意ヨリ起リタルモノカ又ハ抗拒ス可ラザル變災ヲ除クノ外皆其鐵道會社ヨリ之ヲ償ハサル可ラス

人ヲ殺傷シテモ苦シカラスト云フノ權利アルヘキ筈ナキカ故ニ人ヲ殺傷シタルヨリ起ル所ノ損害ハ何人ニテモ賠償ノ責メニ任セサル可ラス

但シ一ノ取除ケアリ裁判宣告ヲ受ケタル犯罪人ヲ死刑ニ處シタル者ハ人ヲ殺スノ權

利アル者ニ付賠償ノ責任ナキ是ナリ

右ノ如ク人ヲ殺傷シタルヨリ起ル所ノ義務ハ其人ヲ殺傷シタルカ爲メニ財産上ノ損害ヲ醸シタルニ依ルナリ故ニ人ヲ殺傷シタリトモ其財産上ニ損害ナキトキハ民事上負擔ノ責任ナシ獨リ之レノミナラス人ノ名譽ヲ毀損シタルキト雖トモ之レカ爲メニ其財産ニ損害ヲ被ラシメタルコトナケレハ民事上賠償ノ責メニ任セス此レ民事上ノ損害賠償ハ財産上ノ損害ヲ受ケタルトキニ限ルト云フ所以ナリ

又李國ノ法ニ一例アリ

未婚ノ婦女傷害ヲ受ケタルカ爲メニ婚姻ヲ爲スニ障碍アリト想定スヘキモノアルトキハ其傷害ニ對シ婚嫁ノ時ニ持參スヘキ物品ヲ購置スヘキ丈ケノ償金ヲ要求スルコトヲ得

此レ婦女ハ夫ノ養料ヲ得ヘキモノナルニ傷害ノ爲メニ婚嫁ニ支障ヲ生シ夫ノ養料ヲ得ルコト能ハサレハ財産上ノ損害アルヲ以テナリ

又其持參品購買料ヲ要求スルモノハ持參物アレハ其婚嫁ヲ速カニスルコトヲ得ヘシト想定スヘキモノアルカ故ナリ

又一例アリ「シユメルチエンゲルド」(痛苦料)是レナリ

大概醫藥料ノ外ニ其料金ノ半額ヨリ少カラス倍ヨリ多カラサル痛苦料ヲ給スルヲ例トス

此レハ下等社會農夫工夫等ニ適用スルモノナリ何トナレハ上等社會ノ者ハ金ヲ以テ痛苦ヲ忍フト云フコトナシト雖トモ下等ノ者ハ金ニ依テ痛苦ヲ堪忍シ得ヘキ事情アルニ原因シタルモノナリ

右ニ述ヘタル如キ賠償ノ責メニ任スヘキモノハ其權利ナキコトヲ爲シ人ノ財産ニ損害ヲ被ラシメタルモノニ限ル此レ賠償中ノ最少キモノニシテ前ニ例ヲ擧ケタル鐵道ノ不幸等ノ如キモノナリ

此場合ニ於テハ其行爲ニ罪過アルト否トニ拘ハラズ某々ノ例外ヲ除クノ外直チニ其責任ヲ盡サハル可ラス

此他ハ皆權利ナキ行爲ヲ爲シタル上ニ「フェルシユルデン」(罪過)ナカル可ラス而シテ其中ニ「フアルザツ」(故意)「フェルゼーヘン」(過誤)ノ別アリ

一 「フアルザツ」ハ自己ノ爲スヘキ權利ナキコトヲ知リナカラ故意ニ之ヲ爲シタルモノナリ

二 「フェルゼーヘン」ハ知ラス識ラス權外ノ事ヲ爲シタルモノナリ

「フェルゼーヘン」ニ左ノ別アリ

一 「グローベス」

(重大ナル過誤)

二 「メーシーゲス」

(重大ナラサル過誤)

三 「ゲリングス」

(輕キ過誤)

第一ハ通常人カ別段ノ注意ヲ爲サストモ如是損害ヲ被ラシムルコトナカルヘシト想定スヘキ場合ヲ云フ

第二ハ通常人カ通常ノ注意ヲスレハ其過失ナカルベシト想定スヘキモノヲ云フ

第三ハ通常人カ別段ノ注意ヲ爲スカ又ハ其事ニ付別段ノ能力ヲ有スルモノニ非ラサレハ其過誤ナキヲ保タスト想定スヘキモノヲ云フ

例ヘハ薬ヲ積ミアル處ニ危キト知リナカラ故意ニ火ヲ燎キタルモノハ「フヨルゼツ」ナリ

故意ニ非ラサルトモ其積薬ノ間ニ於テ火ヲ燎キタルモノハ「グローベスフエルゼーヘン」

(重大ナル過誤)ナリ

又其積薬ノ中ニ火ノ付キタル蠟燭ヲ以テ入りタルモノハ「メーシーゲスフエルゼーヘン」(重大ナラサル過誤)ナリ

又其積薬ノ傍ニ爆烈ノ性質アル物ヲ置キタルカ爲メニ發火シテ他物ヲ燒毀シタルカ如キハ別段ノ能力ヲ有セサレハ之ヲ知ル能ハサルモノナルカ故ニ「ゲリングス、フエルゼー」

ヘン」(輕キ過誤)ナリ

學國ニ於テハ法律上右ノ如ク過誤ヲ三様ニ區別スレトモ新法即チ獨逸ノ法律ニテハ之ヲ區別セス其過誤ノ輕重ハ唯裁判上其情狀ニ依テ之ヲ分ツモノトス故ニ實際賠償ノ責ニ任スヘキモノハ少クモ前ニ掲ケタル第二即チ「メーシーゲスフエルゼーヘン」ナカル可ラス第三

「ゲリングスフエルゼーヘン」ノ輕キ過誤ニ付テハ賠償ノ責任ナキヲ例トス

故ニ裁判上ニ於テハ過誤ノ輕重ニ依テ賠償金額ノ多寡ヲ判定スルモノトス

勿論被害者ノ誤リニ依ルモノハ全ク賠償ヲ要セス双方ニ過チアレハ其金額ヲ減殺スル等ノ

區別ヲ爲スナリ

例ヘハ兵隊ノ射的中ハ其矢先キヲ通行スルコトヲ許サ、ルニ其禁ヲ犯シテ通行シタル者

誤テ流丸ニ當リタルトキハ兵隊ニ丸ヲ飛シタル過失ハアレトモ被害者第一ノ過誤ヲ爲シ

タルモノナルカ故ニ被害者ニ要償ノ權ナシ

右ノ如ク双方ニ過失アルトキハ其過失ノ輕重ヲ較量シテ償金ノ額ヲ定ムル等實際種々ノ

區別アリ

若シ數人連帶シタルトキハ連帶ノ權利義務アル者其中ノ一人又ハ數人互ニ其權利義務ヲ

行フコトヲ得

但シ其中ノ一人又ハ數人ニテ義務ヲ盡シタルトキハ後共同義務連帶者ニ對シ其償ヲ要
求スルコトヲ得

右ノ如ク數人連帶ノ義務者一人又ハ數人ニテ其全部ノ償金ヲ拂ヒタルモノ其餘ノ連帶義
務者ニ對シ償ヲ求ムルコトヲ得ルハ「フェルゼーヘン」(過誤)ニ限ルモノトス「フヨルザッ
ツ」(有心故造)ニ係ルモノハ其連帶者ニ對シテ償ヲ要ムルコトヲ許サス

此場合ニ於テハ他ノ義務者故ナク其利ヲ受クルモノナルヲ以テ其連帶者ノ割リ前ハ貧
院ニ出金セシムルモノトス

以上叙述シタルモノハ賠償ノ權利義務一般ノ原則ナリ故ニ官吏ニ係ル賠償モ此原則ニ從フ
コト勿論ナリト雖トモ官吏ニ付テハ尙種々ノ例外アリ是レヨリ以下其區別ヲ講述シ以テ此
章ノ目的ナル官吏賠償ノ責任如何ヲ説明スヘシ

但シ官吏ナシテ賠償ノ責メニ任セシムルコトニ付テハ實際其判決ヲ爲ス者ノ意見ニ依テ
輕重ノ別アルハ勿論理論上ニ於テモ法律上ノ解釋ヲ異ニシ其議論一定セス故ニ此事ニ付
テハ我學國ノ裁判モ人ニ依テ其輕重ヲ異ニシ理論上ノ意見モ亦同シカラサルモノト云フ
ヘシ

官府ニ對スル賠償ハ左ノ如ク區別ス

一官吏ニ對スルモノハ(ハフツングスベアムテン)

又之ヲ分テ二トス

甲 一般官吏ニ係ルモノ

但シ「ミッテルバール、ベアムテン」(民費支給ノ官吏)モ此中ニ在リ

乙 裁判官ニ係ルモノ

二「スタート」(政府)ニ對スルモノ

先ツ其一般官吏ニ係ルモノヲ説カンニ總テ官吏ノ行爲故意ニ出ルト過誤ニ依ルトニ論ナク
其行爲ニ因テ人ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ賠償ノ責メニ任セサル可ラス

但シ賠償一般ノ通則ニ述ヘタル如ク過失ノ第三ニ當ル輕キモノハ之レヲ償ハスシテ可ナ
リト云フモノト尙之レヲ償ハサル可ラスト云フノ二説アリ

然レトモ伯林上地方裁判所ハ過失ノ第三ニ當ル其情輕キモノハ假令之レカ爲メニ損害
ヲ被ラシメタルコトアルモ賠償ノ責任ナシト判決シタリ

官吏ノ過誤ニ依リ損害ヲ被リタル者アリトモ其被害者ニモ過失アリテ其過失重キモノハ官
吏賠償ノ責メニ任セス

例ヘハ茲ニ住居ヲ移轉スルモノアルトキハ警察上ノ規則ニ依テ轉居居ヲ爲サ、ル可ラス

然ルニ之レヲ相當ノ官署ニ爲サスシテ其官吏ノ自宅ニ届書ヲ出シタリ官吏其届書ヲ受取
リ置キ之レヲ官署ニ持參スルコトヲ失念シタリ

此場合ニ當リ其轉居シタル某ニ係リ訴訟ヲ爲サントスル者其住居ヲ知ルコト能ハサルカ
爲メニ某ニ對シタル公告ノ喚出ヲ裁判所ニ請求シタリ

裁判所ハ其請求ニ依リ喚出ノ公告ヲ爲シタルニ某其公告ヲ知ラスシテ欠席裁判ヲ受ケタ
リ然ルニ欠席者ハ眞ニ盡スヘキノ義務ナキモノニシテ非常ノ損害ヲ被リタルトキハ其損
失ハ如何スヘキカ

右ノ損害ハ官吏ノ過誤ニ依ルモノナリト雖トモ其届書ヲ相當ノ官署ニ爲サスシテ官吏ノ
自宅ニ出シタルハ其届ヲ爲シタル者ノ過失ナルカ故ニ官吏ハ賠償ノ責メニ任セサルカ如
キ是レナリ

右ノ如ク被害者ニ過失アレハ官吏ニ係リ賠償ヲ要求スルコトヲ得サルハ勿論假令其過失ナ
キモノト雖トモ官吏ノ過誤ニ依テ他ニ故ナキ利益ヲ得タルモノアルトキハ先ツ其者ニ對シ
テ償ヲ要メ其償ヲ得ル能ハサルトキカ又ハ官吏ノ外ニ償ヲ爲スヘキ者ナキトキニ非ラサレ
ハ直チニ官吏ニ係リ要償ヲ爲ス可ラサルモノトス

被害者直チニ官吏ニ係リ要償スルコトヲ得サルハ官吏ヲ保護スルニ偏スルカ如シト雖ト

モ凡ソ人ニシテ過チナキ能ハス事務多端ナルニ際シテハ官吏ト雖トモ過誤ナキヲ保タズ
然ルヲ一々官吏ノ責任ト爲ストキハ其責メ重キニ過ルモノアルカ故ニ他ニ償ヲ爲スヘキ
者アレハ之レヲシテ其責メニ當ラシメ最後ニ官吏ノ責任ヲ盡サシムルコトニ定メタルモ
ノナリ

此規則ハ官吏ノ大過失(グロームスフェルゼーヘン)ハ勿論故意(ヨヨルゼッツ)ニ爲シタル
モノニモ之ヲ適用ス

但シ故意ヲ以テ人ニ損害ヲ被ムラシメタルモノニ此規則ヲ用ルハ不適當ナリト雖トモ官
吏ノ過誤アルニ當リ故意ト大過失ノ區別ヲ判定スルハ甚々難キモノアリ然ルニ若シ故意
ハ直チニ官吏ニ係ルコトヲ得ルモノトシタルトキハ故意ニ非ラサルモ故意ナリトシテ人
民ヨリ官吏ヲ誣ルノ弊アランコトヲ慮リ前述ノ如クシタルモノナリ

右ノ如ク一般官吏ニ付テハ官吏ノ過誤ヨリシテ人ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ賠償ノ責任
アリトノミアルカ故ニ其過失ノ大小輕重ニ依テ種々ノ議論ヲ免レサレトモ地所臺帳記入ヲ
取扱フ官吏ニ付テハ別ニ明條ヲ掲ケ官吏ノ過失ヨリ起リタルモノナレハ其過失ノ大小輕重
ヲ問ハス總テ其責メニ任スルモノトセリ

裁判官ニ對シタルモノハ其過誤ナリヤ否ヲ判決スルニ付テモ伯林ノ行政上等裁判所ニ於テ

セスシテ司法裁判所ニ於テスルナリ

裁判官ニ對シタルモノニテモ一般ノ事ハ前ニ述ヘタル一般官吏ノ賠償ト同シ

但シ例外アリ左ノ如シ

裁判官ノ行爲ニ因リ人ニ損害ヲ被ラシメタルモ雖トモ故意ト大過失トヲ除クノ外ハ賠償ノ責メニ任セス

此事ハ規則中ニ明文ナシト雖トモ他ノ法意ヲ推究スルトキハ如此ナラサル可ラス

例ヘハ裁判官訴訟ヲ受理スルニ當リ訴訟金高百五十「マルク」以上ナレハ証書ヲ用ユヘキヲ誤テ之レヲ檢セスシテ裁判ヲ爲シタルニ依リ損害ヲ被ラシメタルトキハ大過失ナルカ故ニ故意ニ非ラサルモ其賠償ヲ免ル可ラス

之レニ反シ平常ノ訴訟ヲ定規ニ依リ裁判シタルニ訴訟關係人不服ニテ之ヲ上訴シ上等ナル裁判所ニ於テ其裁判ヲ更改シタルトキハ前裁判ニ過誤アリタルカ爲メニ人ニ損害ヲ被ラシメタルトモ賠償ニ任スルノ限リニ非ラス此レ其大別ナリ

右ノ如ク裁判官ニ對スル賠償ニ制限アルモノハ裁判ハ大抵控訴上告ヲ許シ其過失ヲ補フモノアルカ故ニ其損害ヲ回復スルコトヲ得ルノミナラス確定裁判ハ之レヲ動かサ、ルヲ原則ト爲スニ依リ若シ過失アルヲ以テ妄リニ之ヲ摘發スルトキハ裁判ノ確定シタルモノモ尙之

レヲ破毀セサル可ラサルニ至ル一方ノ利ハ却テ一方ノ大害トアルモノアルカ故ナリ然レトモ裁判ノ取扱事件ニ依リ種々ノ例規アリ左ノ如シ

裁判官遺囑証書ヲ作ルニ際シ其証書ノ認方不分明ナルカ爲メニ争ヲ生シ訴訟ヲ爲スニ至リタルトキハ其証書分明ナレハ訴訟ニ至ラサルヘシト想定スヘキ所ノ入費ヲ償ハサル可ラス

又遺囑者至急ヲ要スル場合ニ於テ判事ノ立會ヲ待タズ遺囑証書ヲ作リタルトキ其遺囑者尙生存スレハ判事其者ニ就キ遺囑ノ眞正ナリヤ否ヲ尋問セサル可ラス然ルニ此定規ヲ誤リタルカ爲メニ訴訟ヲ受ケタルトキハ其訴訟ニ係ル費用ヲ償ハサル可ラス

又判事人ノ遺囑証ヲ作ルニ事物ノ數ハ必ス數字ト其本字トヲ以テスヘキ成規ナルニ其數字ノミヲ記シタルカ故ニ訴訟ヲ起シタルモノアルトキハ其數ニ誤リアリタルト否トニ拘ハラズ其訴訟ニ係ル費用ヲ支辨セサル可ラス何トナレハ判事其定規ニ從フテ証書ヲ記シタルニハ此訴訟ハ起ラサルモノト想定スルカ故ナリ

判事モ地所臺帳記入ノ取扱ニ付テハ前ニ述ヘタル如ク過誤ノ輕重ニ論ナク其責メニ任セサル可ラス

例ヘハ判事地所臺帳ニ書入質(イボテーク)ヲ爲スニ當リ二個ノ地所ニ記入スヘキヲ誤

テ一個ノ地所ニ記入シタリ後日債主其地所ニ係リ權利ヲ行ハントスルニ當リ其一ヶ所

ノ地ニ「イボテーク」ノ權ナキカ爲メニ大ナル損害ヲ被リタルトキノ如キ是ナリ

裁判官ニ對スルモノハ右ニ述ヘタル如シ故ニ今一般官吏ト判事トニ通シ用ル所ノモノアル

コトヲ説クヘシ

總テ官吏數人組合ヲ以テ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ其處分ニ依リ損害ヲ被リタルモノア

ルトキハ數人連帶シテ賠償ノ責メニ任セサル可ラス

但シ其數人中專任ノ取調ヲ爲シタル者アル場合ニ於テ其報告正シカラサルカ爲メニ其

處分ヲ誤リタル旨ヲ証シタルトキハ責任ヲ免ル、コトヲ得ルモノトス

此數人組合ニ付テノ定規ハ裁判官地方官共ニ通シ用ユ

數人組合ニテ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ其中ノ長タル者組合ノ議決ニ違ヒタルコトヲ指

揮シテ書記セシメ之レカ爲メニ損害ヲ釀シタルコトアルトキハ其長ノミ之レカ責メニ任

スルコト勿論ナリ

但組合ノ性質ニ依リ其指揮ヲ掌ルモノニ區別アリ一様ニアラス

數人組合ニテ處分ヲ爲シタルコトニ付其過失ニ與ラサリシコトヲ証シテ其責任ヲ免ル、

コトヲ得ルモノハ組合ノ委員ニ限ル其中ノ長タル者ハ別段ノ規約アルトキヲ除クノ外總

テ其責メニ任セサル可ラス何トナレハ其組合ニ長タル者ハ假令專任者ノ報告アリトモ妄

リニ其報告ヲ信ス可ラス必ス自ラ之ヲ審査スヘキ義務アルヲ以テナリ

若シ數人組合ノ中委員長ト專任委員ノミニテ處分ヲ爲シ其他ノ委員決議ニ與ラサルトキ

ハ其責任ナキモノナルカ故ニ被害者ヨリ組合全体ニ對シ要償ヲ爲シタル場合ニ於テハ其

處分ニ與カラサリシ旨ヲ証シテ其責ヲ免カル、コトヲ得

組合委員ノ會議ニ於テ反對ノ說ヲ主張シタルモ多數說ノ爲メニ其説立タサル場合ニ於テ

會議録ニ其顛末明記アルトキハ賠償ノ責メヲ免カル、モノトス

組合ヲ以テ處決スヘキモノナルトキハ假令委員中ニ於テ分課アリトモ被害者ニ對シテハ

全体ヲ以テ其責任ヲ負ハサル可ラス

但成規ニ依テ分課ヲ定メタル者ハ此限ニ非ラス

組合ヲ以テ處分スヘキ事務ニ付テハ其組合ニ屬シタル中等官吏ノ行爲ニ付テモ監督ヲ怠

リタルカ爲メニ生シタルモノナルトキハ組合其責メヲ免カル、コトヲ得ス

但其過誤ヲ爲シタル中等官吏ヲシテ先ツ其責任ヲ盡サシメ其足ラサルモノヲ補償スル

モノトス

若シ中等官吏ヲ撰任スルモノ誤テ資格ナキ者ヲ採用シタル場合ニ於テハ其撰任ノ權ア

ル者其責メニ任セサル可ラス

但被害者ニ對シ其責任ヲ盡シタル後其過誤ヲ爲シタル者ヨリ辨償ヲ受ルコトヲ得

組合ノ名義ニ對シ訴訟ヲ受ケタル場合其組合中ニ責任者アルト否トニ拘ハラズ被害者ニ

對シ損害ノ償ヲ爲シタル者ハ其組合中ノ責任者若クハ其全体ヨリ辨償ヲ受ルコトヲ得

但シ故意ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ之レカ辨償ヲ受ルコトヲ得ス

勿論他ノ委員ヨリ出スヘキ金額ハ之レヲ貧院ニ寄付セシム

右ニ述ヘタル所ノモノハ皆官吏ニ對スルモノナリ故ニ代理人ニハ之ヲ適用セス

但シ代言人等總テ人ノ爲メニ事ヲ代辨スル者唯其授託ヲ受ケタルモノニシテ手数料ヲ受

ケサルモノナルトキハ過失ノ第二(メーシーゲス、フエルゼーヘン)迄其責メニ任スルモ

ノトス

若シ其代辯ノ爲メニ手数料ヲ受ルモノナルトキハ其過失中ノ第三(ケリリングス、フエルゼー

ヘン)ニ當ル輕キモノニテモ其責メニ任セサル可ラス

此規則ハ學國ノ民法ニ依ルナリ

總テ代言人ニ付テハ官ヨリ代辯ヲ命シタルト雖トモ此規則ヲ適用ス

但代言人其委任ヲ受ケタル者ニ非ラサル他人ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ一般ノ損害賠

償法ニ依ルモノトス

例ヘハ喚出ス可カラサル証人ヲ喚問スルコトヲ請求シタルカ爲メニ損害ヲ被ラシメタル

カ如キ是ナリ

總テ官吏ノ行爲ヨリ起リタル損害ハ其責任ノル官吏ヲシテ賠償セシムルモノナルカ故ニ其

官吏賠償ノ資力ナキトキハ被害者ノ損失ナリトス

官吏ヲシテ賠償セシムルハ總テ民事裁判執行ノ法ニ依ル

第二「スタート」(政府)ニ係ルモノハ左ノ如シ

總テ地所臺帳記入ノ事ニ係ル一切ノ事ニ付其主務者誤テ人ニ損害ヲ被ラシメタル場合

其官吏ノ資力之レヲ賠償スルニ足ラサルトキハ「スタート」ヨリ其損害ヲ賠償スルモノト

ス

司法上ニ於テ「スタート」(政府)即チ國庫カ一個人ニ對シ賠償ノ責任ヲ負擔スルモノハ唯此

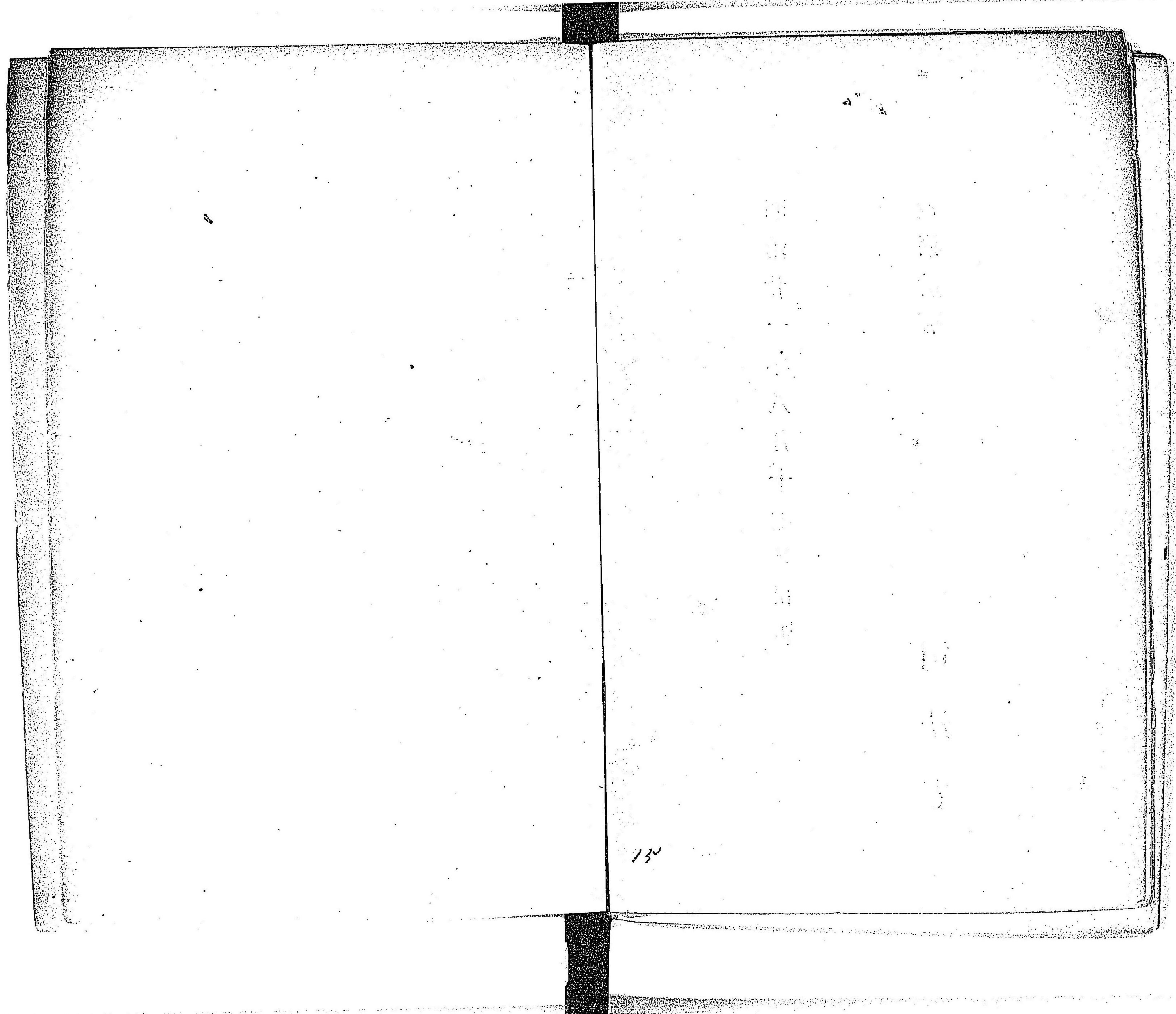
登記ノ事ノミナリ

但シ行政裁判ニ係ルモノハ此限ニ非ラス他日説ク所アルヘシ

明治廿一年八月廿七日出版

版權所有

司法省



13

